

【素案】

岡崎市公共施設等総合管理計画



～現世代の安全確保と将来世代の負担軽減に向けて～

平成28年8月
【令和4年〇月改訂】
岡崎市

表紙写真上：岡崎市民会館改修 外観イメージパース
表紙写真下： // ホール内観イメージパース

建設から 45 年以上が経過した市民会館は、本市で初めての本格的な大規模改修を行った。（平成 28 年 8 月完成）

全体方針編

市が保有する全施設が対象
現状や将来の見通しにかかる分析
「目指す姿」や「取組みの方向性」を策定
ハコモノ・インフラそれぞれに整備や管理の「行動原則」を策定



— 全体方針編 目次 —

§ 序章 取組みの背景と調査内容	1
序-1 取組みの背景	1
序-2 計画の全体像	2
(1) インフラ長寿命化基本計画における位置付け	2
(2) 計画期間及び構成	2
(3) 国が想定するロードマップ	3
序-3 岡崎市上位・関連計画等の概要	4
(1) 第7次岡崎市総合計画	4
(2) 行財政改革大綱（行財政改革推進計画）	4
(3) 岡崎市都市計画マスタープラン	4
(4) 岡崎市立地適正化計画	4
(5) SDGs との関連性	5
§ 第1章 公共施設等の現状及び将来見通しの検討	7
1-1 ハコモノの保有状況分析	7
(1) 中核市比較	7
(2) 年度別建設状況	8
(3) 年度別保有状況	9
(4) 類型別保有状況	10
1-2 財政状況の分析	11
(1) 各年度の歳出性質別決算額	11
(2) 有形固定資産減価償却率	12
1-3 人口の推計	13
(1) 推計方法	13
(2) 世代別人口推計結果	13
(3) 地域別人口推計結果	14
1-4 投資可能額の試算	16
(1) 前提条件	16
(2) 試算結果	16
1-5 更新費の試算	17
(1) 前提条件	17
(2) 試算結果	20

§ 第2章 全体方針.....	24
2-1 目指す姿と取組みの方向性.....	24
(1) 目指す姿.....	24
(2) 取組みの方向性.....	24
2-2 行動原則.....	24
(1) ハコモノ原則.....	24
(2) インフラ原則.....	25
§ 第3章 全庁的な取組体制の構築.....	27
3-1 組織横断的な取組みの推進.....	27
3-2 計画の見直しサイクル.....	27
§ 参考1：平成28年度～令和2年度の主な取組実績.....	28
(1) 公共施設の保有量.....	28
(2) 取組実績.....	29
§ 参考2：中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み【総務省様式】.....	32
用語の解説.....	33

資料：全体方針構成図

§ 序章 取組みの背景と調査内容

序-1 取組みの背景

- ▼ 地方公共団体においては、全国的に厳しい財政状況下にあって、人口減少等の将来変化が見込まれる中、公共施設等（※）の老朽化対策が大きな課題となっている。平成 26 年 4 月には、総務省から全国の地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定要請があり、策定にあたっての指針が示された。

※「公共施設等」とは、市が所有する全ての施設を指しており、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、上水道・下水道等の公営企業施設、廃棄物処理場等のプラント施設を含む。

- ▼ 本市では、平成 28 年 8 月に「岡崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、必要となる関連データの分析を行い、施設全体に関する基本的な方針を設定し、あわせて類型別に管理の基本方針を定め、公共施設の適正管理による安全で持続可能な公共施設サービスの実現に向けた取組みを進めてきた。

また、国の方針に基づき、予防保全を必要とする全ての公共施設等について、維持管理・改修等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期を示した個別施設計画を令和 2 年度末までに策定完了し、公共施設等の老朽化対策の取組みについて更なる充実を図った。

- ▼ 平成 29 年度に、総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定指針」が改訂され、全国の地方公共団体に対して個別施設計画の策定等を反映した公共施設等総合管理計画の改訂要請があった。

また、本市の上位計画である「第 7 次岡崎市総合計画」が策定され、新たな将来都市像が示されるとともに、今後の社会動向として、新型コロナウイルス感染症に伴うテレワークや GIGA スクール等の推進等、公共施設に求められる役割について改めて見直していく必要が生じている。

- ▼ これらの状況を踏まえ、公共施設等の総合管理の更なる推進のため、本計画の改訂を実施する。

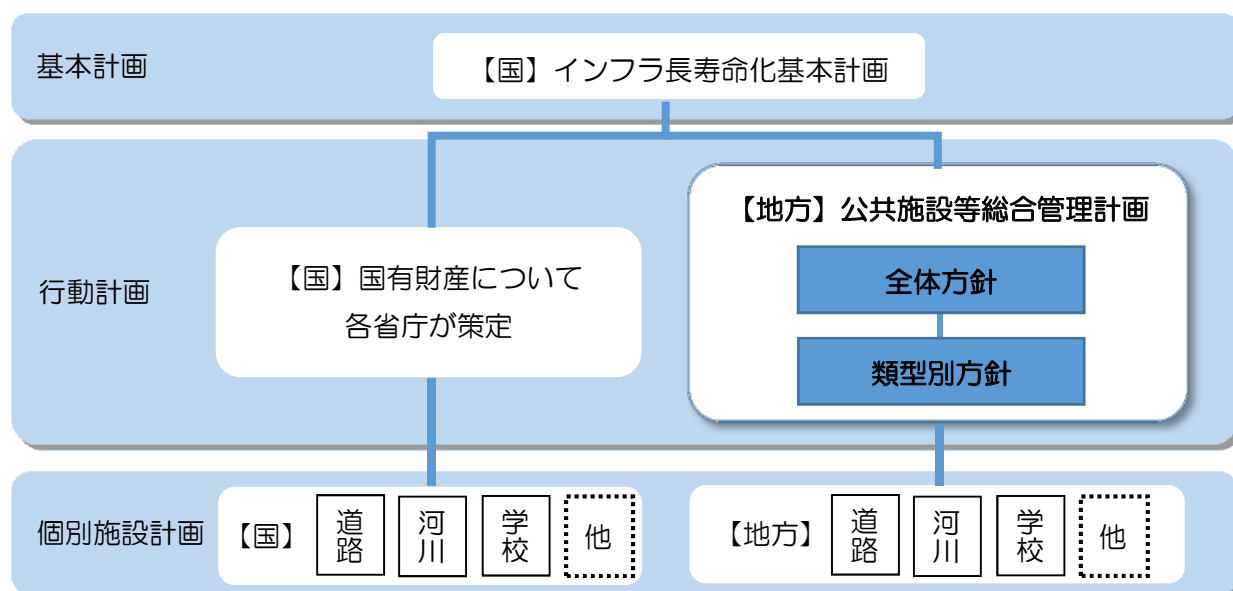
序-2 計画の全体像

(1) インフラ長寿命化基本計画における位置付け

国において、『インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。』との認識のもと、平成 25 年 11 月には、インフラ長寿命化基本計画が策定された。

公共施設等総合管理計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において地方の行動計画として位置付けられている。この計画は「全体方針」と「類型別方針」による構成とし、各施設担当課等で作成する「個別施設計画」に対して基本的な枠組みを提示するものとなる。

図表 序-2-1 公共施設等総合管理計画の位置づけ



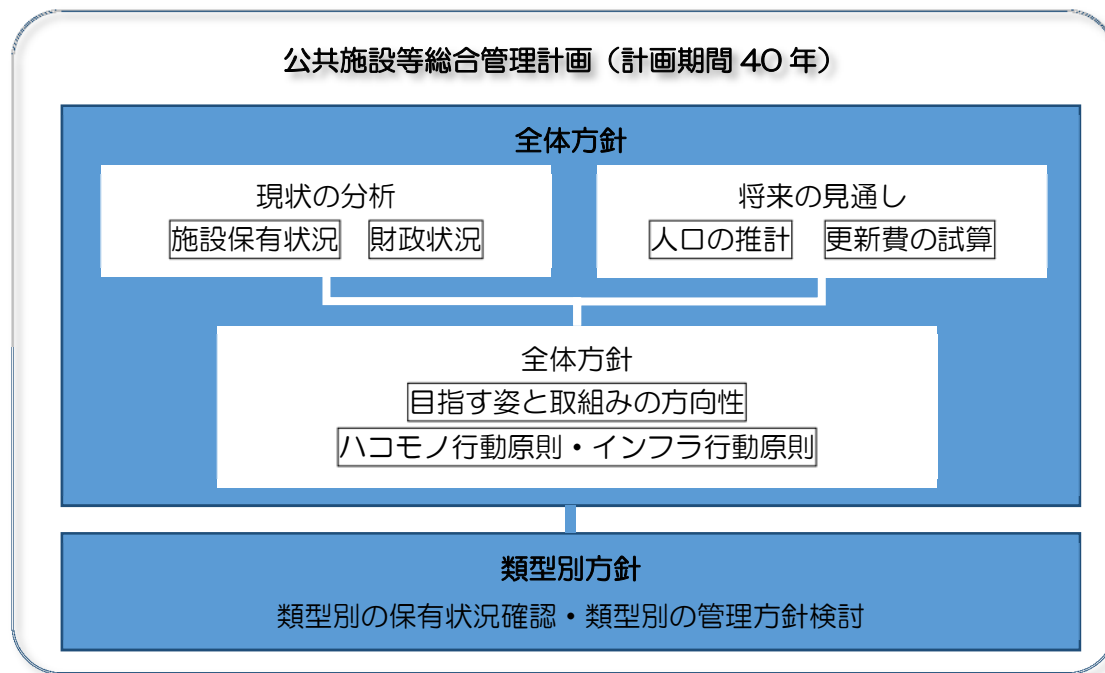
(2) 計画期間及び構成

施設の耐久性や建設時期を考慮し、できるだけ長期の計画とすることが求められていることから、計画期間は 40 年（平成 28 年度～令和 37 年度）とする。

市が保有する施設全体について現状や将来の見通しを様々な角度から分析して、全体的な整備・管理の方針を定める。現状分析では「施設保有状況」や「財政状況」の確認を行い、将来の見通しでは「人口の推計」「更新費の試算」により、全体方針を検討するための基本情報を分析する。

全体方針を前提として類型別方針を定め、ハコモノについては「学校」「市営住宅」などを「ハコモノ類型」に分類、インフラについては「道路」「橋りょう」などを「インフラ類型」に分類（ハコモノのうち、ごみ処理施設や水道施設等、都市基盤施設に該当するものはインフラ類型に分類）し、それぞれの保有状況を確認して管理方針を検討する。

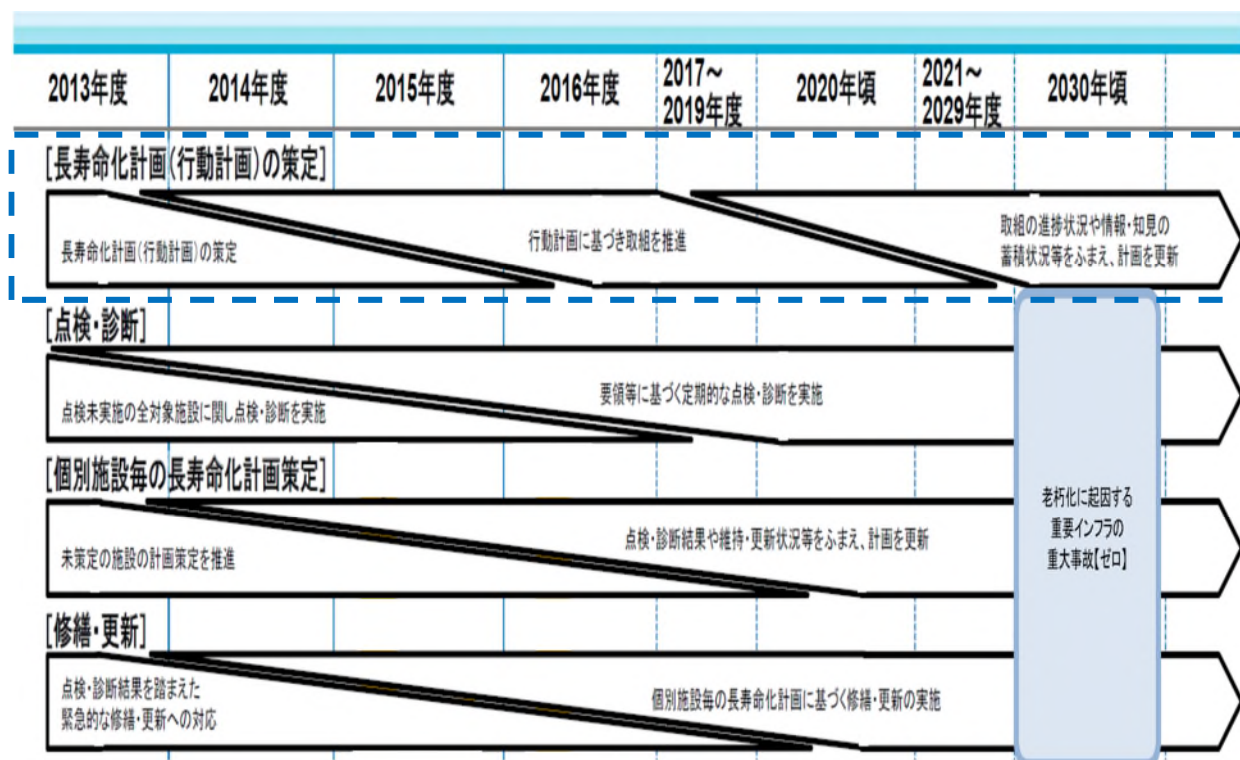
図表 序-2-2 公共施設等総合管理計画の構成



(3) 国が想定するロードマップ

国が想定するロードマップは以下の通りで、行動計画（公共施設等総合管理計画）は平成 28 年度中に策定し、取組みの進捗状況や情報・知見の蓄積状況等をふまえ、計画を更新していくこととされている。

図表 序-2-3 インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)抜粋



序-3 岡崎市上位・関連計画等の概要

(1) 第7次岡崎市総合計画 ー令和3年度～令和12年度ー

本計画の上位計画である総合計画の基本的な方向性を示す総合政策指針（令和元年12月議決）では、令和32年度を目標年度として目指す将来都市像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めている。

また、将来都市像実現にむけて、今後10年間の各分野における10の分野別指針を定めた。本計画は、分野別指針の「(2) 暮らしを守る強靱な都市づくり」に位置付けられている。本計画では、下記の分野別指針を軸に、各課題の解決を図る。

分野別指針「(2) 暮らしを守る強靱な都市づくり」

市民を災害から守ることは、日本経済を支えるものづくり産業の強靱化に直結していることを念頭に、周辺都市を含む公民連携や都市基盤の老朽化対策と連動して、災害に強いまち、被災時もスピード感をもった復旧・復興ができるまちを目指します。

(2) 行財政改革大綱（行財政改革推進計画） ー令和3年度～令和12年度ー

総合計画の「分野別指針(10) スマートでスリムな行政運営の確立」において、行財政改革事業が位置づけられている。

改革の戦略「(3) 先を見た選択とシュリンク（縮減）」で「イ 公共施設マネジメントの推進」が位置付けられており、中長期的な視野に立ち、歳出の増加や公共施設の老朽化といった将来リスクを見据えて、将来世代へ負担を先送りしない、持続可能な行財政運営に取り組むこととしている。

(3) 岡崎市都市計画マスタープラン ー令和3年度～令和12年度ー

全体構想では都市づくりに関する基本方針と、それに準ずる取組み方針を設定している。地域別構想では、中央と7支所の管轄による8つの地域区分を設定し、規制・誘導の視点から配慮すべき事項等によるまちづくりの方針、構想図が示されている。

都市像2では、従来の「つくる」だけでなく、「既存ストックの効率的な利活用を推進し、まちの賑わいや地域コミュニティの維持再生を図る」と示されている。

(4) 岡崎市立地適正化計画 ー平成30年度～令和22年度ー

長期の将来にわたっても市民が引き続き快適な暮らしを継続することができる持続可能な都市構造の実現のため、計画区域内の居住及び都市機能を誘導すべき区域を定めており、公共施設等においても用途等に応じた適切な立地の検討をすることとしている。

(5) SDGs との関連性

岡崎市は 2020 年に SDGs 未来都市に選定され、SDGs の考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めていく。

SDGs とは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。



本計画は、17 のゴールの内、「11 住み続けられるまちづくりを」の達成に向けた取り組みであるとともに、他のゴール・側面と合わせて総合的な課題解決を図る全市的な取り組みの一環となる。



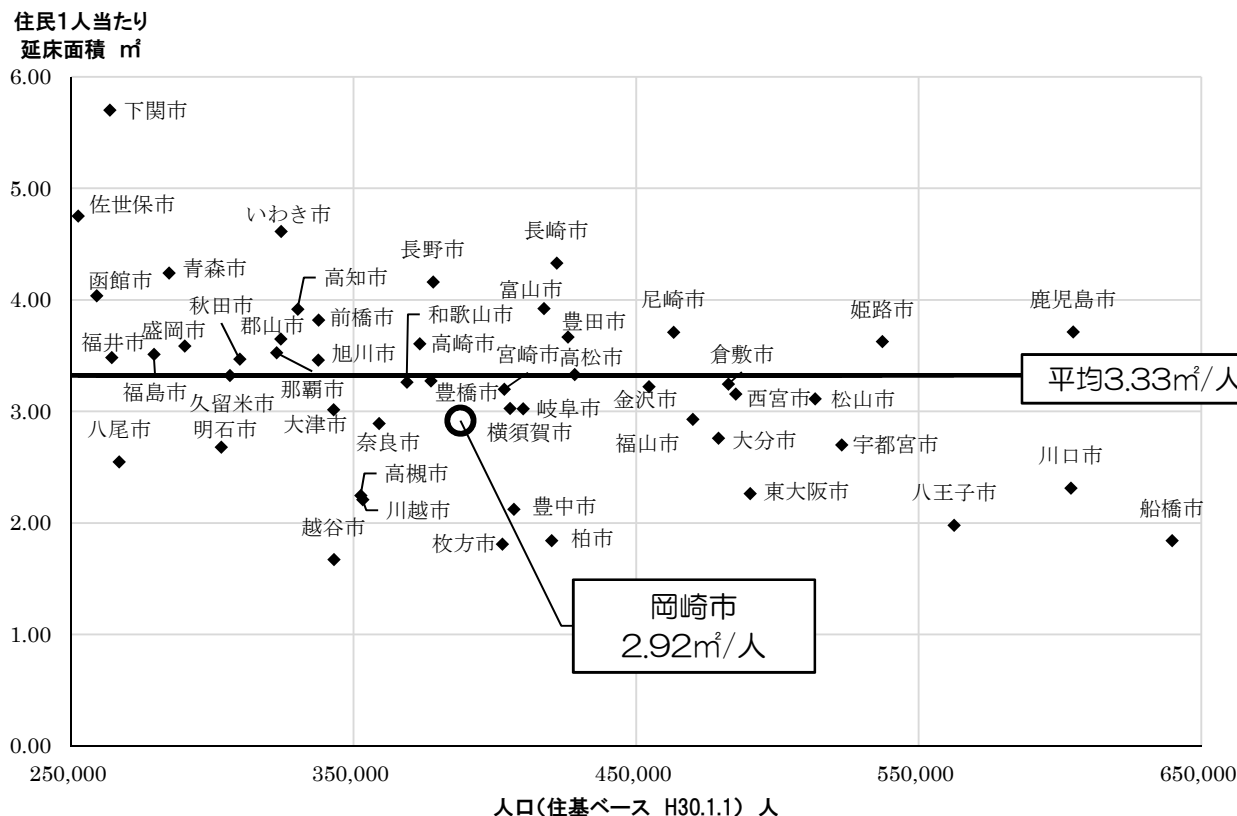
§ 第1章 公共施設等の現状及び将来見通しの検討

1-1 ハコモノの保有状況分析

(1) 中核市比較

- ▼ 総務省が毎年作成する「公共施設状況調経年比較表」の平成 30 年度決算分から、中核市の公共施設の保有面積を比較した。
- ▼ 下図のとおり、住民 1 人当たりの延床面積では、中核市平均が $3.33 \text{ m}^2/\text{人}$ であるのに対し、本市は $2.92 \text{ m}^2/\text{人}$ であり、ほぼ平均的水準にある。また、この比較は、保有量の確認であるとともに、 1 m^2 当たりの利用人数の水準も表しており、本市は施設をより効率的に利用していることを示しているとも言える。
- ▼ ただし、同じ中核市であっても、県庁所在地としての役割を担う市や山間部の多い市など状況は様々で、人口密度や地形による影響もあり、更に多角的な分析が必要である。
- ▼ なお、類型別方針の検討においても、類型ごとに中核市水準での比較を用いて分析するなどの手法が考えられる。

図表 1-1-1 中核市の人口とハコモノ保有面積(市民1人当たり面積)の関係



※ 総務省「公共施設状況調経年比較表」における平成 30 年度末現在の行政財産一建物一延床面積から岡崎市が作成

(2) 年度別建設状況

① 全体

昭和 46 年度以降、多くのハコモノが建設され、築 50 年で建替とした場合、令和 3 年度以降、順次施設更新時期を迎える。

② 昭和 46 年度～平成 3 年度

この約 20 年間で、現有施設の半分以上である約 70 万㎡が建設されている。築 50 年で建替とした場合、令和 3 年度～令和 23 年度に集中して大きな財政負担がかかる。

③ 平成 4 年度～平成 18 年度

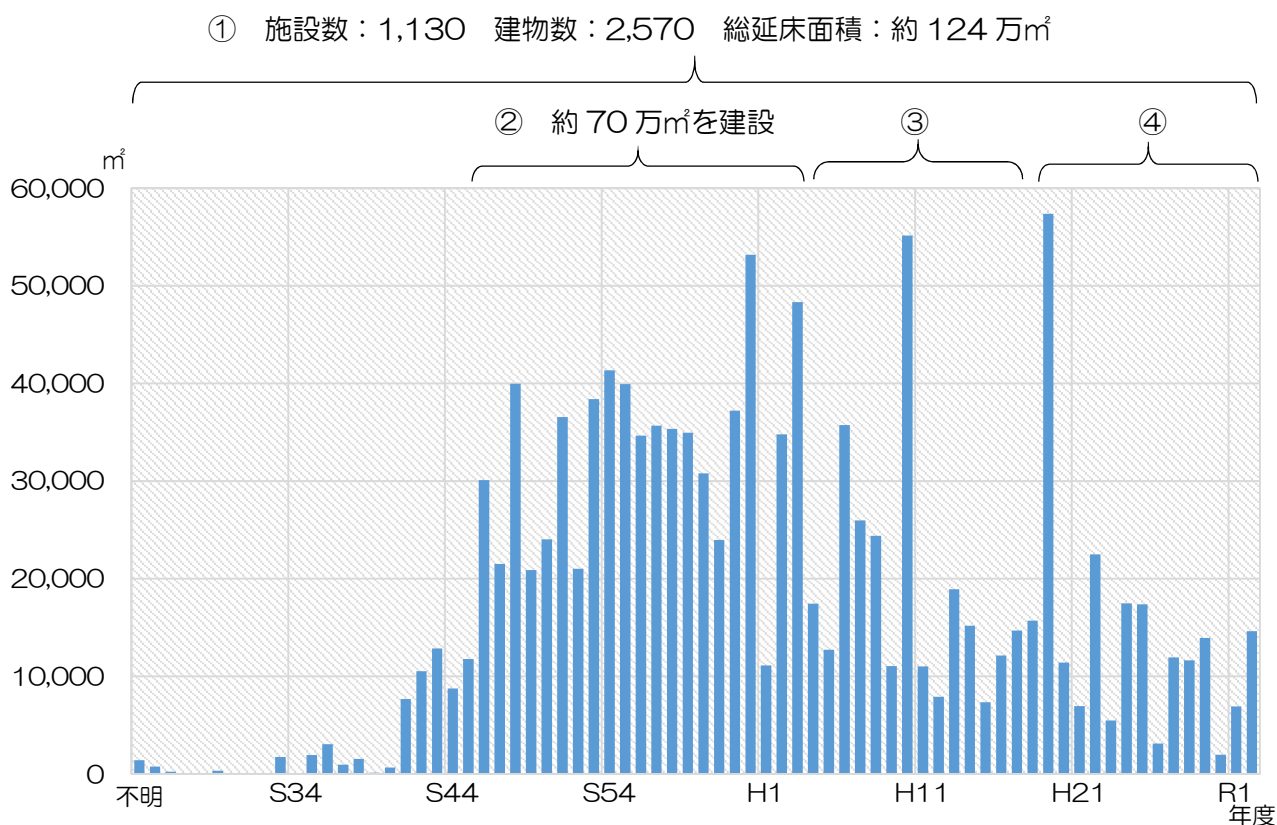
一部の年度を除くと、それ以前に比べて若干低い水準となっている。
(平成 10 年度：市民病院移転新築)

④ 平成 19 年度～現在

一部の年度で大規模施設が建設され、年度ごとの多寡が著しい。

(大規模施設：市役所東庁舎新築、げんき館新築、図書館移転新築、動物総合センター新築、中央クリーンセンター移転新築、翔南中学校新築、市民病院西棟新築)

図表 1-1-2 ハコモノの年度別建設状況(延床面積)



(3) 年度別保有状況

▼ 年度別保有状況（延床面積）

前頁の「図表 1-1-2」を累計した年度別保有状況は下図左（図表 1-1-3）のとおりで、現在の総延床面積は約 124 万㎡にのぼる。昭和 40 年代後半から平成の初期にかけて一定のペースでハコモノ整備をしてきたが、それ以降は若干鈍化してきた。

▼ 年度別 1 人当たり保有状況

➤ 市民 1 人当たり保有状況

図表 1-1-3 を各年度末の市民人口で除した 1 人当たり保有面積は下図右（図表 1-1-4）の破線グラフのとおり。

昭和 40 年代から増加を続けてきたが、平成 12 年度前後からはハコモノ整備ペースの鈍化と人口増により、一時的に横ばいで推移した。平成 18 年度の合併以降は緩やかな増加傾向に転じている。

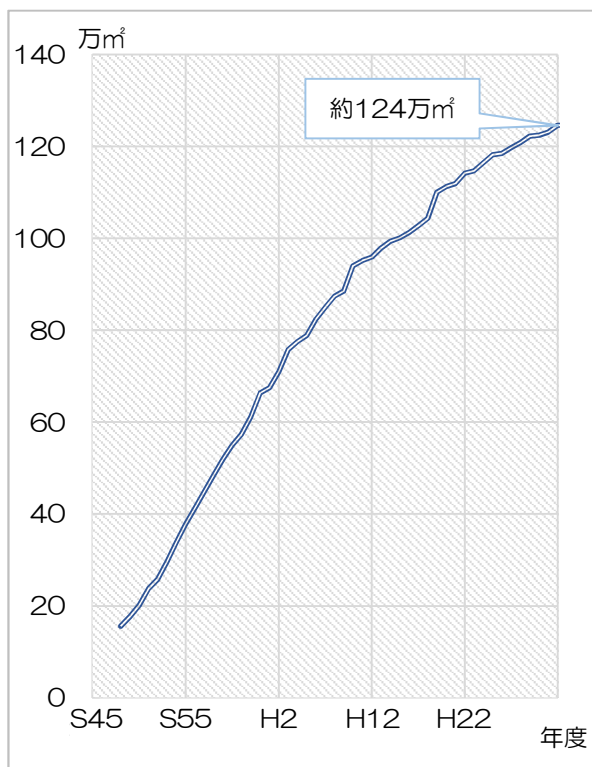
➤ 生産年齢人口 1 人当たり保有状況

図表 1-1-3 を各年度末の生産年齢人口で除した 1 人当たり保有面積は下図右（図表 1-1-4）の実線グラフのとおり。

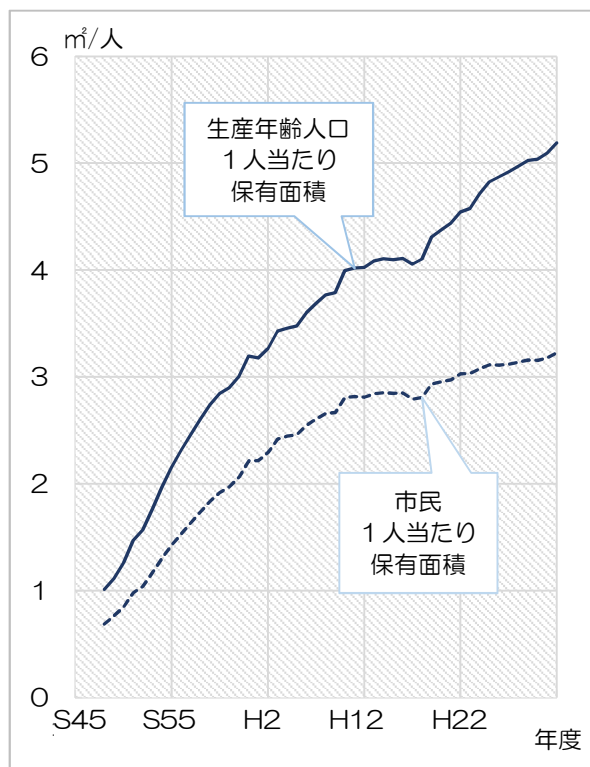
市民 1 人当たり保有面積よりも増加幅が大きく、特に合併以降では生産年齢人口の減少傾向により急激に増加している。

ハコモノの利用水準を把握する「市民 1 人当たり保有面積」だけでなく、それを税負担で支える「生産年齢人口 1 人当たり保有面積」にも注意する必要がある。

図表 1-1-3 年度別保有状況(延床面積)



図表 1-1-4 年度別1人当たり保有状況



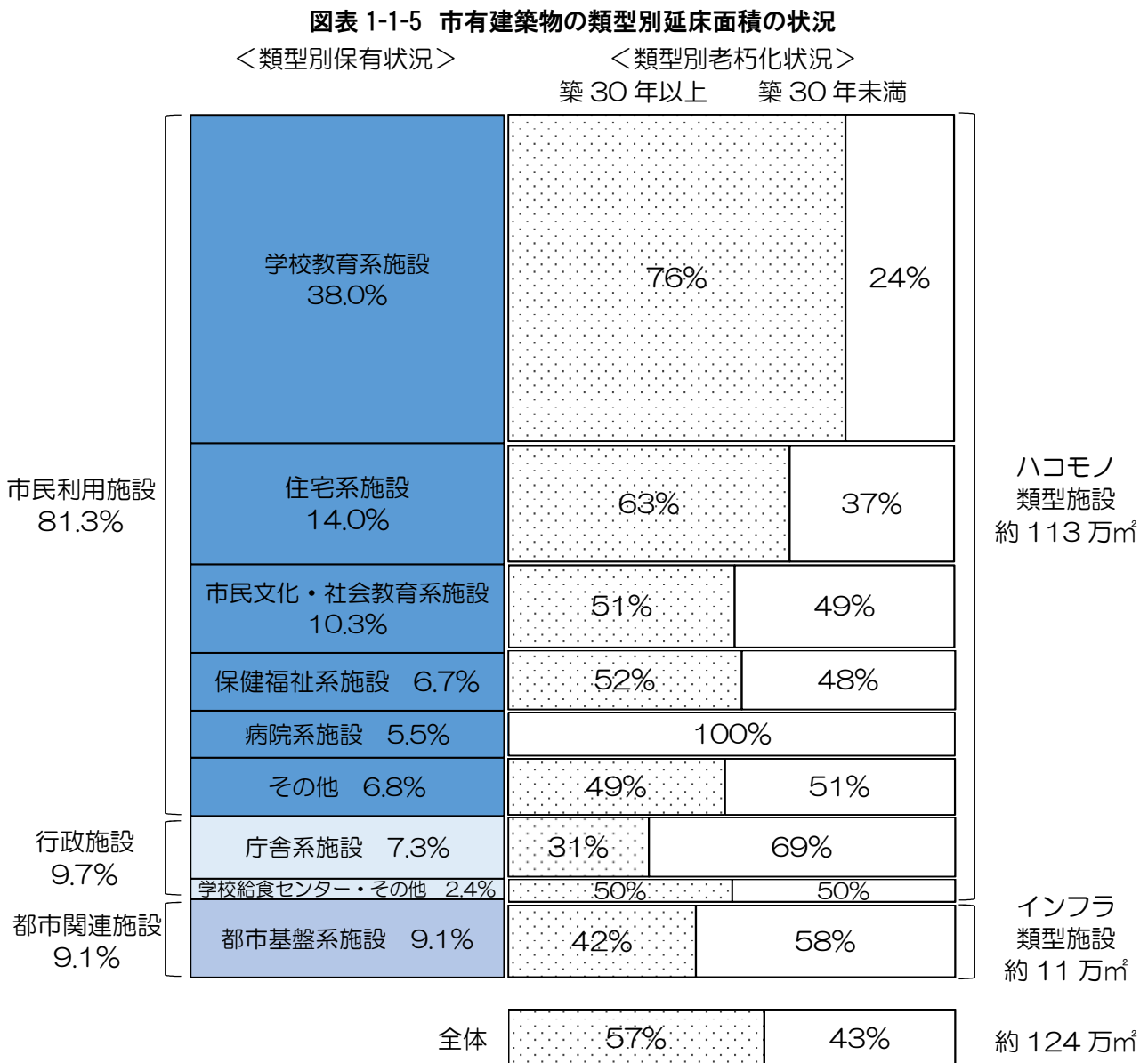
(4) 類型別保有状況

▼ 類型別保有状況

- 全体では、市民利用施設が81.3%、行政施設が9.7%となっており、なかでも学校や市営住宅をはじめとする行政として必需性の高い施設が多くを占めている。
 - ・ 小中学校施設等の「学校教育系施設」…38.0%
 - ・ 市営住宅等の「住宅系施設」…14.0%
 - ・ 図書館交流プラザや市民センター等の市民文化・社会教育施設…10.3%

▼ 類型別老朽化状況

- 一般的に劣化が急激に進むとされる築30年以上の建築物の割合は、全体では57%で、5割を超えている。
- 保有割合が最も多い「学校教育系施設」では76%に達している。
- 保有割合が次に多い「住宅系施設」では63%に達している。



※端数処理の都合上、合計が100%にならない箇所がある。

1-2 財政状況の分析

(1) 各年度の歳出性質別決算額（5年毎に平均）

▼ 全体傾向

- 予算規模は増加を続けており、S63～H4（約 780 億円）からH25～H29（約 1,160 億円）にかけて約 380 億円増加し、1.4 倍程度となった。
- 今後も地方財政需要の増加に伴い一定規模を維持することが想定されるが、生産年齢人口の減少や老年人口の増加による影響に注視する必要がある。

▼ 義務的経費

- S63～H4（約 260 億円）からH25～H29（約 530 億円）にかけて約 270 億円増加し、2.0 倍程度となった。とりわけ扶助費は 5.1 倍程度に伸びている。
- 今後も少子高齢化が扶助費に与える影響に注視する必要がある。

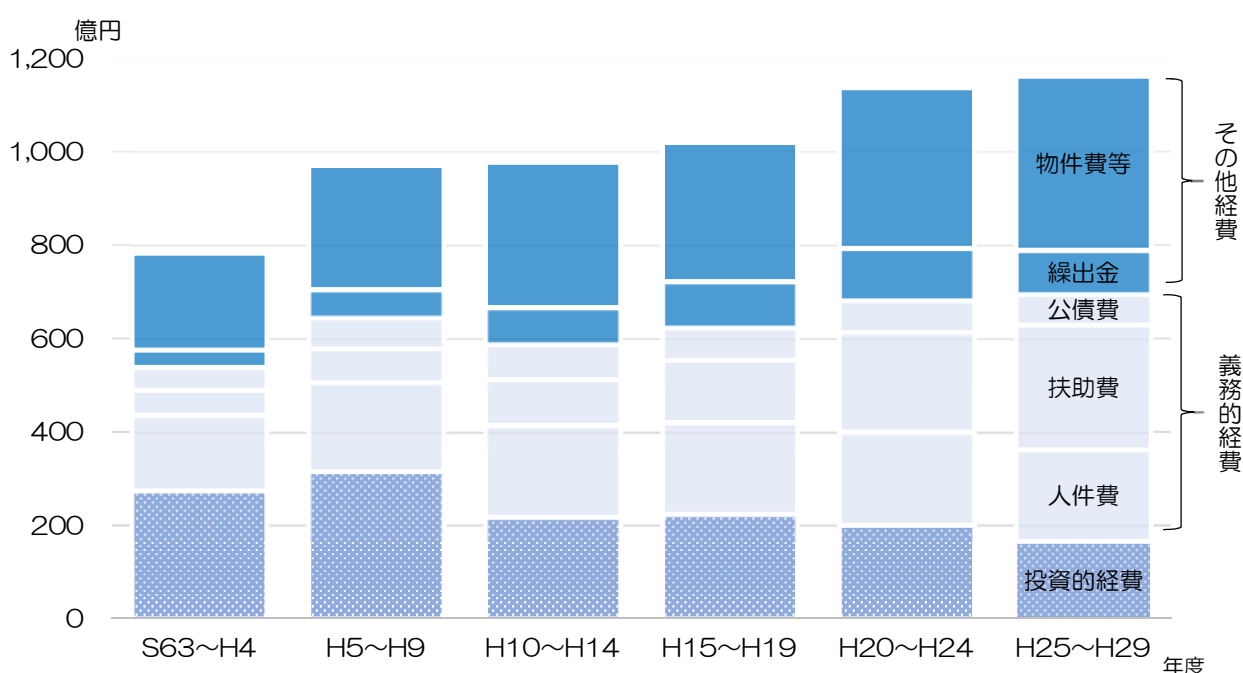
▼ その他経費

- S63～H4（約 240 億円）からH25～H29（約 460 億円）にかけて約 220 億円増加し、1.9 倍となった。とりわけ繰出金は 2.5 倍程度に伸びている。
- 今後も特別会計、企業会計の動向に注視する必要がある。

▼ 投資的経費

- 全体の伸び率を上回る義務的経費とその他経費の伸び率に押されるように、投資的経費はS63～H4（約 270 億円）に対しH25～H29（約 160 億円）では約 110 億円減少しており、0.6 倍程度になっている。
- 今後もしばらくは義務的経費の増加が続くことが予想されるため、投資的経費の減少が続くものと思われる。

図表 1-2-1 普通会計決算額の推移(5年毎平均)

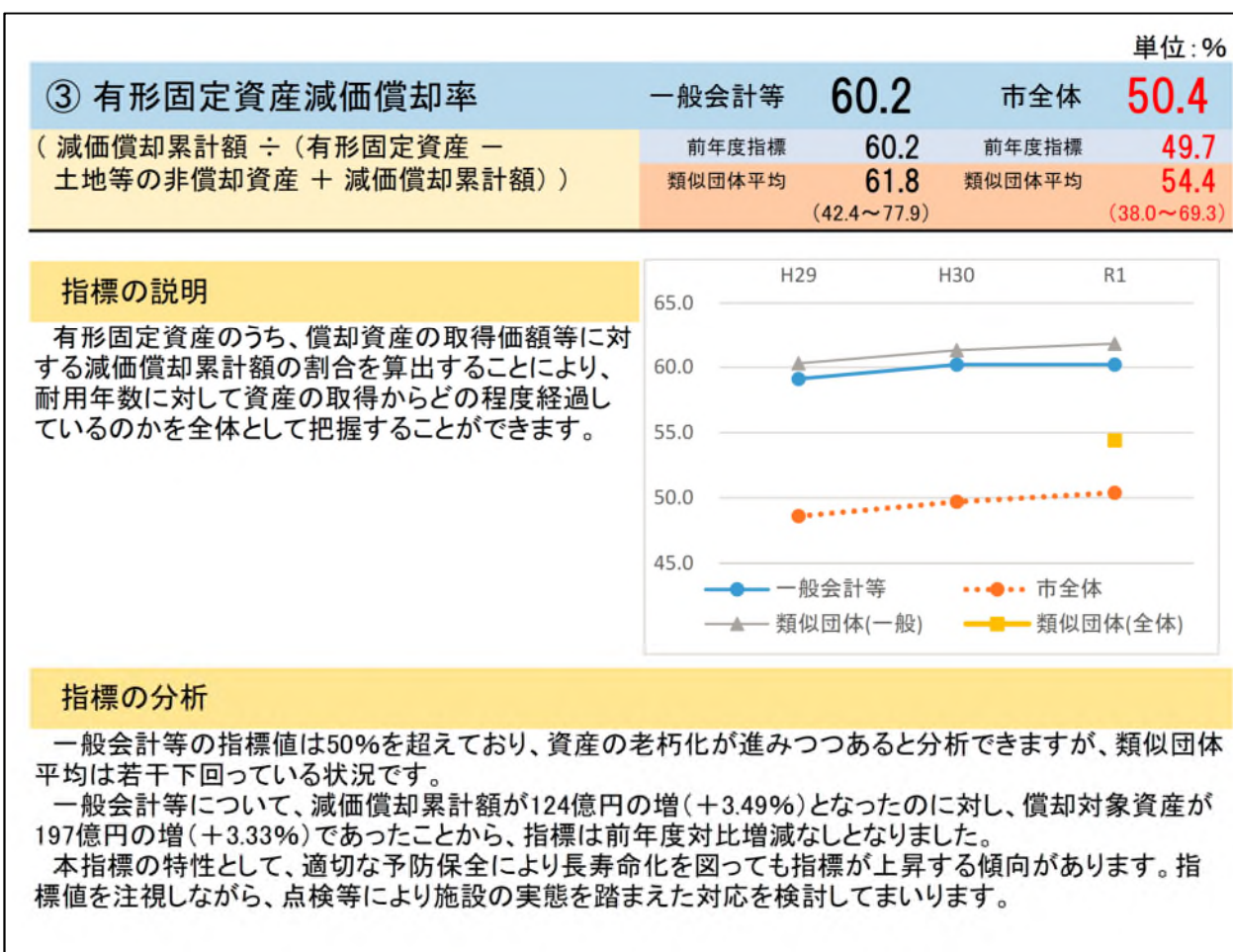


(2) 有形固定資産減価償却率

本市が所有する資産の経年の程度を把握する指標として、有形固定資産減価償却率の推移がある。この指標は資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い数値が上昇する。

本市の指標値は上昇傾向にあるものの、類似団体平均に対し、若干下回っている状況である。

なお、本指標は市有建築物管理保全基本方針と耐用年数の考え方が異なる等、本市の予防保全の取組みを反映した施設の実態を正確に表すものではないため、あくまで参考として傾向の把握に留める。



出典：岡崎市「令和元年度決算 統一的な基準による財務書類」

1-3 人口の推計

(1) 推計方法

岡崎市人口推計報告書（平成 31 年 3 月）の推計結果を用いた。

(2) 世代別人口推計結果

▼ 総人口

- R17 までわずかに増加が見込まれるものの、それ以降は緩やかに減少する。
- R17 のピークには、H27 から 13,000 人ほど増加する。
- H27 と R37 は、ほぼ同水準の総人口になる見込みだが、世代構成は大きく変化する。

▼ 生産年齢人口 ー15 歳～64 歳ー

すでに減少傾向にあり、H27（約 242,000 人）から R37（約 214,000 人）にかけて約 28,000 人、率にして 12% 程度減少する。

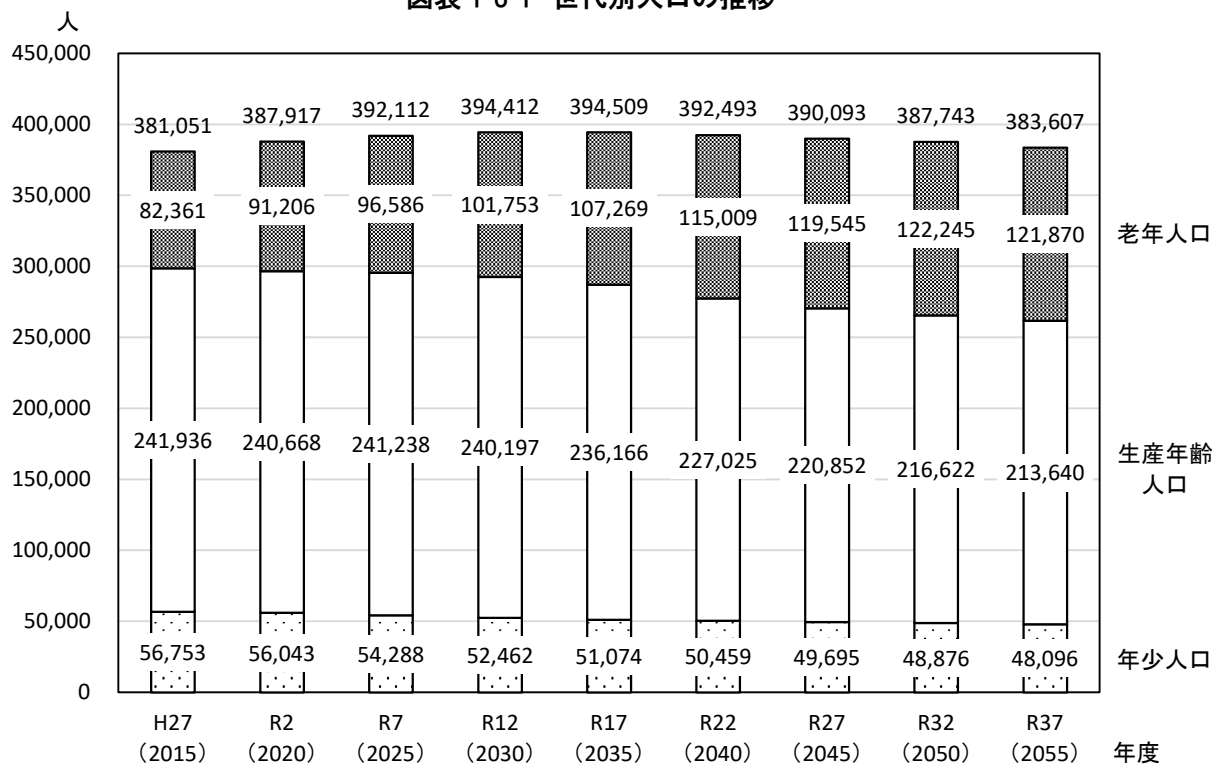
▼ 年少人口 ー0 歳～14 歳ー

すでに減少期に入っており、推計期間を通じて減少を続ける。H27（約 57,000 人）から R37（約 48,000 人）にかけて約 11,000 人、率にして 20% 程度減少する。

▼ 老年人口 ー65 歳以上ー

すでに増加期に入っており、推計期間を通じて増加を続ける。H27（約 82,000 人）から R37（約 122,000 人）にかけて約 40,000 人増加し、約 1.5 倍となる。

図表 1-3-1 世代別人口の推移



※端数処理の都合上、合計が一致しない箇所がある。

(3) 地域別人口推計結果

今回は全体方針にかかる検討であるため、地域別人口推計については、岡崎市人口推計報告書（平成31年3月）の推計結果を引用し、傾向を把握するに留めた。

▼ 中央地域

地域内人口は緩やかながらR32まで増加を続ける。推計期間を通して年少人口は減少し、老年人口は増加する。生産年齢人口は横ばいで推移するが、R17を過ぎたあたりから減少する。

(人)

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
地域内人口	115,870	117,662	119,024	119,921	120,288	120,675	121,086
年少人口	16,992	16,691	16,268	15,990	16,040	16,083	16,107
生産年齢人口	71,036	71,797	71,819	71,149	68,873	67,639	67,258
老年人口	27,842	29,174	30,937	32,782	35,375	36,953	37,721

▼ 岡崎地域

地域内人口は増加を続ける。推計期間を通して、年少人口及び生産年齢人口は横ばいで推移し、老年人口は増加する。

(人)

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
地域内人口	60,364	62,502	64,463	66,149	67,539	68,848	70,098
年少人口	9,184	9,265	9,119	9,159	9,274	9,313	9,323
生産年齢人口	38,260	39,121	39,968	40,262	40,020	40,173	40,481
老年人口	12,920	14,116	15,376	16,728	18,245	19,362	20,294

▼ 大平地域

地域内人口は緩やかながら増加を続けるが、R12を過ぎたあたりから減少する。推計期間を通して年少人口は減少する。生産年齢人口は横ばいで推移するが、R7を過ぎたあたりから減少する。老年人口は増加する。

(人)

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
地域内人口	31,577	31,718	31,730	31,581	31,299	31,008	30,738
年少人口	4,412	4,251	4,243	4,171	4,141	4,061	3,951
生産年齢人口	19,209	19,282	19,037	18,685	17,947	17,561	17,309
老年人口	7,956	8,185	8,450	8,725	9,211	9,386	9,478

▼ 東部地域

地域内人口は減少していく。推計期間を通して年少人口及び生産年齢人口は減少する。老年人口は緩やかながら増加を続けるが、R7を過ぎたあたりから減少する。

(人)

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
地域内人口	20,898	20,363	19,716	18,977	18,154	17,330	16,559
年少人口	2,610	2,571	2,442	2,267	2,139	2,016	1,894
生産年齢人口	12,062	11,415	10,924	10,481	9,836	9,248	8,758
老年人口	6,226	6,377	6,350	6,229	6,179	6,066	5,907

▼ 岩津地域

地域内人口は減少していく。推計期間を通して年少人口は減少し、老年人口は増加する。生産年齢人口は横ばいで推移するが、R12を過ぎたあたりから減少する。

(人)

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
地域内人口	48,389	48,198	47,623	46,671	45,417	44,201	43,087
年少人口	7,346	6,660	6,057	5,665	5,390	5,181	5,000
生産年齢人口	28,756	28,806	28,669	27,776	25,881	24,153	22,929
老年人口	12,287	12,732	12,897	13,230	14,146	14,867	15,158

▼ 矢作地域

地域内人口は緩やかながらR12まで増加を続ける。推計期間を通して年少人口は減少し、老年人口は増加する。生産年齢人口は横ばいで推移するが、R12を過ぎたあたりから減少する。

(人)

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
地域内人口	59,207	59,864	60,203	60,109	59,616	58,960	58,271
年少人口	8,265	7,987	7,748	7,586	7,477	7,303	7,120
生産年齢人口	38,422	38,389	38,038	37,229	35,577	34,340	33,252
老年人口	12,520	13,488	14,417	15,294	16,562	17,317	17,899

▼ 六ツ美地域

地域内人口は緩やかながらR17まで増加を続ける。推計期間を通して年少人口は減少し、老年人口は増加する。生産年齢人口は横ばいで推移するが、R12を過ぎたあたりから減少する。

(人)

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
地域内人口	44,035	44,779	45,211	45,272	44,998	44,526	43,918
年少人口	6,380	6,083	5,883	5,670	5,533	5,349	5,151
生産年齢人口	29,052	29,072	28,777	27,920	26,672	25,884	25,097
老年人口	8,603	9,624	10,551	11,682	12,793	13,293	13,670

▼ 額田地域

地域内人口は減少していく。推計期間を通して年少人口及び生産年齢人口は減少する。老年人口は横ばいで推移するが、R7を過ぎたあたりから減少する。

(人)

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
地域内人口	7,577	7,026	6,442	5,829	5,182	4,544	3,986
年少人口	854	780	702	566	465	389	330
生産年齢人口	3,871	3,356	2,965	2,664	2,219	1,854	1,538
老年人口	2,852	2,890	2,775	2,599	2,498	2,301	2,118

1-4 投資可能額の試算

(1) 前提条件

▼ 推計期間

令和3年度（2021年度）～令和37年度（2055年度）

▼ 試算方法

- 施設の建設や改修、修繕に投じてきた費用（新規事業を含む。）として、投資的経費及び維持補修費等を算定対象とした。
- 上記の過去10年間の決算額の実績を基に、岡崎市人口推計報告書（平成31年3月）の推計結果を用いて、今後の人口推移による歳入・歳出への影響を考慮した試算を行った。
- 考慮した主な項目

歳出	・人件費（市内全人口推計値の反映） ・扶助費（年少・老年人口推計値の反映） ・介護保険特別会計への繰出金（老年人口推計値の反映） ・後期高齢者医療特別会計への繰出金（75歳以上人口推計値の反映）
歳入	・個人市民税（生産年齢人口推計値の反映）

- 上記の試算推計に基づき、今後、施設の更新等に充当可能な額（投資可能額）を試算した。

(2) 試算結果

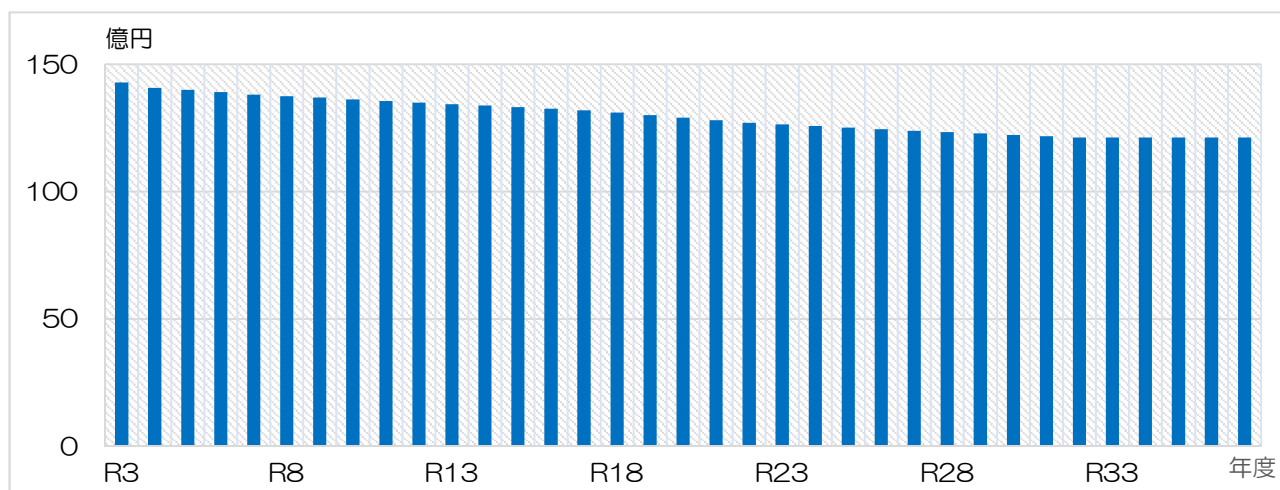
▼ 試算額

推計期間35年間の投資可能額は約4,533億円となった。

▼ 今後の動向

今後は緩やかながらも投資可能額の減少が続くため、更新費等の抑制に向けた取組みを進める必要がある。

図表 1-4-1 投資可能額試算額の推移（一般財源ベース）



1-5 更新費の試算

(1) 前提条件

▼ 推計期間

令和3年度（2021年度）～令和37年度（2055年度）

※前回試算した平成26年度～令和37年度の推計をベースに、条件の見直し等により今後35年間について再試算した。

▼ 一般財源ベース

- 特定財源及び市債の充当による対応が見込まれるものについては、これらを除いた額を試算額とする。
- 特別会計、企業会計の施設は、繰出基準に基づいて一般会計が負担する額を試算額とする。

▼ ハコモノの試算方法

➤ 利用システム

「市有建築物管理保全システム」にて、部材毎の更新費を建物別に積みあげて試算を行っているデータを使用した。

➤ 特定財源

学校	校舎及び屋内運動場の大規模改修費に、国庫補助金（補助算定単価×延床面積×補助率 1/3）が充てられるものと仮定。
市営住宅	試算額全額を国庫補助金と住宅使用料（家賃）でまかなわれると仮定
病院	繰出基準に基づき、試算額のうち建設改良費にあたる金額の 1/2 が一般会計負担であると仮定
その他	特定財源はなく、全て一般財源によるものと仮定

➤ 積算概要

- ・ 原則、床面積 100 m²以上のハコモノ全てを対象とし、将来にわたり保有し続けた場合の試算を行う。
- ・ 市有建築物管理保全基本方針（平成 23 年 3 月）に基づき、建物寿命を築 80 年（木造、軽量鉄骨造等は築 50 年）とする。
- ・ 部材の保全周期については、一般財団法人建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」を参考に計画保全を行う。
- ・ 建物寿命を築 80 年とする施設については、大規模改修を築 40 年目に実施するものとして試算を行う。ただし、規模が小さく、部分的な部材更新により対応可能な施設を除く。

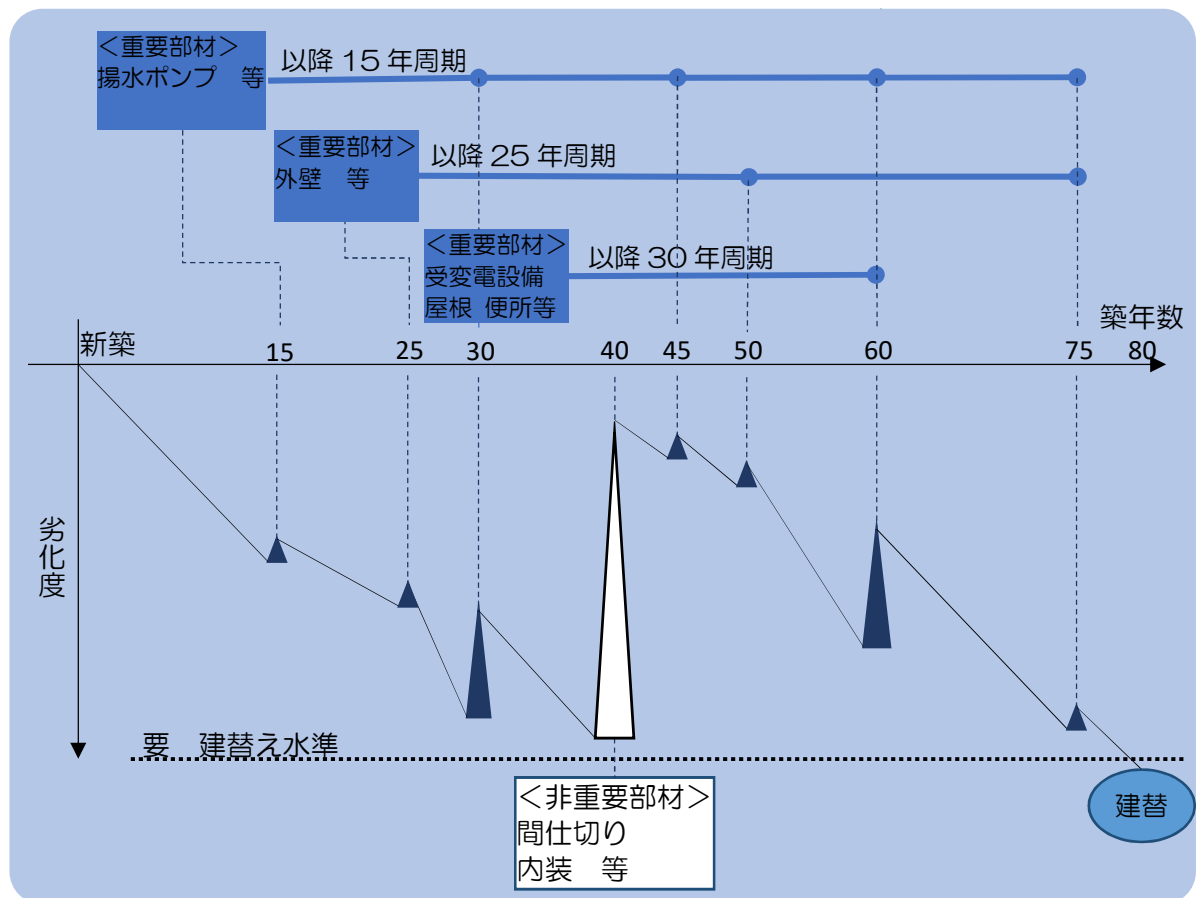
▼ ハコモノ長寿命化と大規模改修の考え方

長寿命化にあたっては、劣化速度の異なる部材をそれぞれ適切な時期に修繕・更新する必要がある。

躯体の基本性能を維持するための保全工事対象部材である屋根・外壁・便所・受変電設備・消防設備等を「重要部材」、重要部材以外の間仕切り・内装・照明器具・設備

配管等を「非重要部材」として、図表 1-5-1 施設長寿命化と大規模改修のモデルのとおりに試算した。

図表 1-5-1 施設長寿命化と大規模改修のモデル



図には表示していないが、試算では部材更新の他に、それぞれ必要な時期に修繕費を算入している。

➤ 重要部材

- ・ 図表上段は、主な重要部材について更新周期を表している。15 年周期、25 年周期、30 年周期で、それぞれの倍数が 80 年に達するまでの部材更新を想定した。
- ・ 15 年周期と 25 年周期の部材更新規模や費用は比較的小さいが、30 年周期は比較的大きい。
- ・ 平成 24 年度以降、重要部材の計画的な更新に着手している。

➤ 非重要部材

- ・ 図の劣化度グラフの下段 (白抜き部分) は、築 40 年目に行う非重要部材の更新を表しており、部材更新工事では、規模・費用ともに最大を占める。

➤ 築 40 年目の大規模改修

- ・ 試算上では築 40 年目に大規模改修をするものとしているが、実施にあたっては、類型別方針 6 ページに記載する「大規模改修の実施方針」の考え方に基づいて行うため、実施時期や改修水準等は施設毎に異なる。

▼ インフラの試算方法

全ての類型（施設）について、国又は県の積算基準もしくは見積等により、可能な限り各対象施設についての積算を実施した。

今後も個別施設計画の見直し等による積算方法の変更や精度の向上があれば、本計画の見直しのタイミングで反映し、精度の向上に努めていくものとする。

➤ 積算概要

類型	対象	備考
道路	全て	積算：県(土木)積算基準 財源：事業費の一部が補助金と仮定
橋りょう	全て	積算：県(土木)積算基準 財源：事業費の一部が補助金と仮定
河川	全て	積算：県(土木)積算基準 財源：事業費の一部が補助金と仮定
農業施設	全て	積算：国(農水省)積算基準 財源：事業費の一部が補助金と仮定
公園	全て	積算：県(土木)積算基準、見積 財源：すべて一般財源
林道施設	全て	積算：国(林野庁)積算基準 財源：事業費の一部が補助金と仮定
ごみ処理施設等	全て	積算：見積 財源：事業費の一部が補助金と仮定
駐車場	路外駐車場	積算：県(土木)積算基準、見積 財源：特定財源(使用料、その他)を一部充当
その他都市基盤施設	ポケットパーク、東岡崎駅、岡崎駅周辺都市施設等	積算：県(土木)積算基準、見積 財源：特定財源(使用料、賃借料)を一部充当
上水道施設	全て	積算：国（厚労省）積算基準 財源：繰出基準に基づき一般会計負担額を算出（事業費の一部が補助金）
下水道施設	管渠、ポンプ施設	積算：下水道用設計標準歩掛表、見積 財源：繰出基準に基づき一般会計負担額を算出
農業集落排水施設	全て	積算：農業集落排水施設標準歩掛積算指針、見積 財源：繰出基準に基づき一般会計負担額を算出

➤ 着手済みの整備事業の考慮

インフラでは既存施設の更新費のほか、既に着手済みの整備事業の事業費についても、その見込み額を更新費に含めて積算している。

(2) 試算結果

▼ ハコモノ

➤ 年度別更新費試算結果（一般財源ベース）の分析

「図表 1-1-2 ハコモノの年度別建設状況（延床面積）」（P 6）から、築 50 年で建替を前提とした場合、令和 3 年度以降で更新需要が高まることとなるが、ここでは長寿命化による計画保全を前提とし、建物寿命を築 80 年としたことから、平準化が図られ、図表 1-5-2 の棒グラフのような推移となった。

ハコモノに係る投資可能額の推計値を、二重線でグラフ内に記載した。年度によって、更新費試算結果（棒グラフ）がこのラインを大幅に超える年がある。

《主な要因》

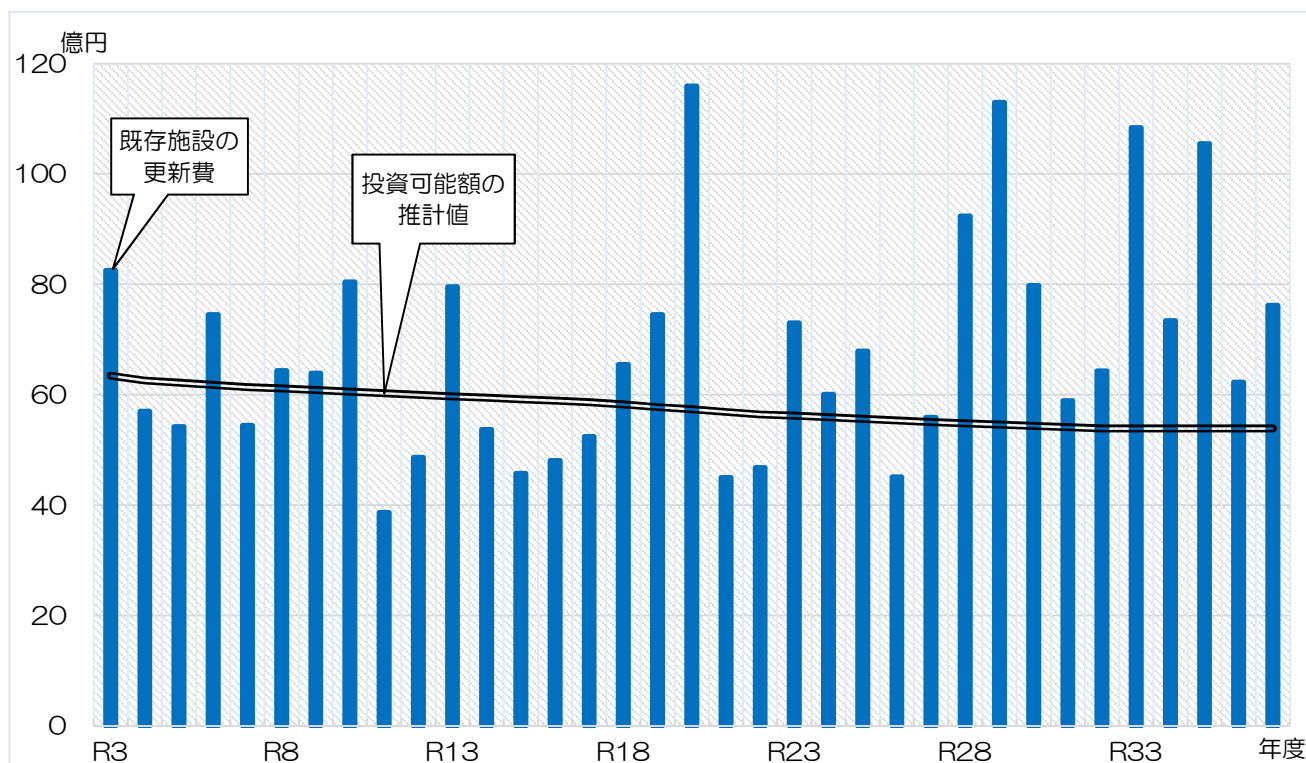
令和 20 年度：市民病院の築 40 年目の大規模改修費による突出

令和 29 年度：図書館交流プラザ等の築 40 年目の大規模改修費による突出

令和 33 年度：本庁舎（西庁舎）及び小中学校の築 80 年目の建替費による突出

令和 35 年度：小中学校の築 80 年目の建替え時期の集中

図表 1-5-2 ハコモノにかかる更新費試算（一般財源ベース）



➤ 推計期間累計結果の分析

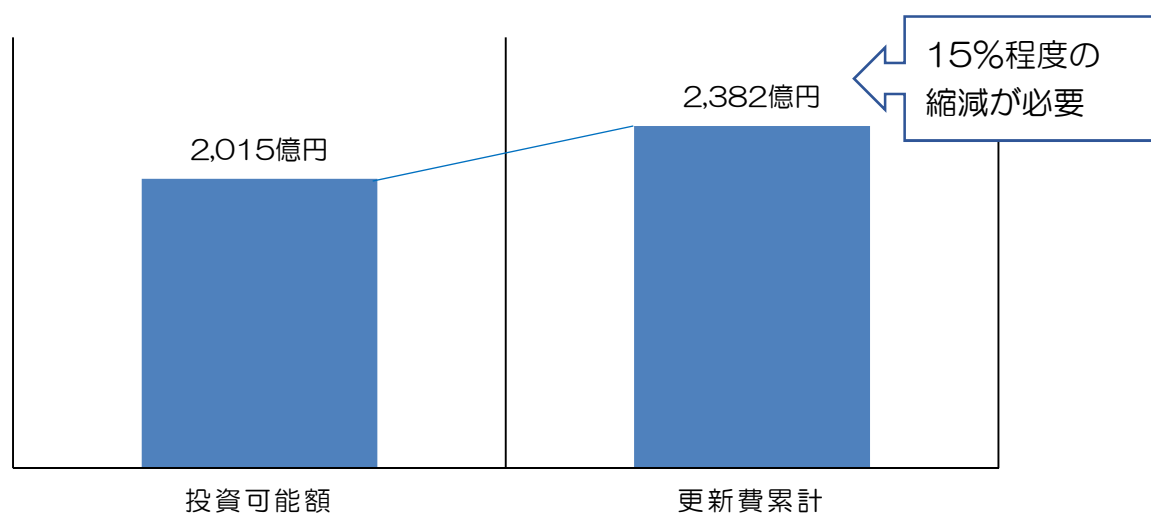
前頁にて棒グラフで表現されている令和3年度から令和37年度までの更新費を累計すると2,382億円（年平均68億円）となった。（図表1-5-3グラフ右側）

これに対して、「1-4 投資可能額の試算」で試算した今後のハコモノの投資可能額は2,015億円（年平均58億円）となり、更新費累計額に対して367億円（年平均10億円）の不足が見込まれる。

この試算結果から、長寿命化によりライフサイクルコストを縮減し、さらに今後は新規事業を行わなかったとしても、多額の不足が生じる。

その不足を解消するためには、保有する施設規模を15%程度縮減する必要がある。

図表 1-5-3 推計期間累計額での不足額(ハコモノ一般財源ベース)



▼ インフラ

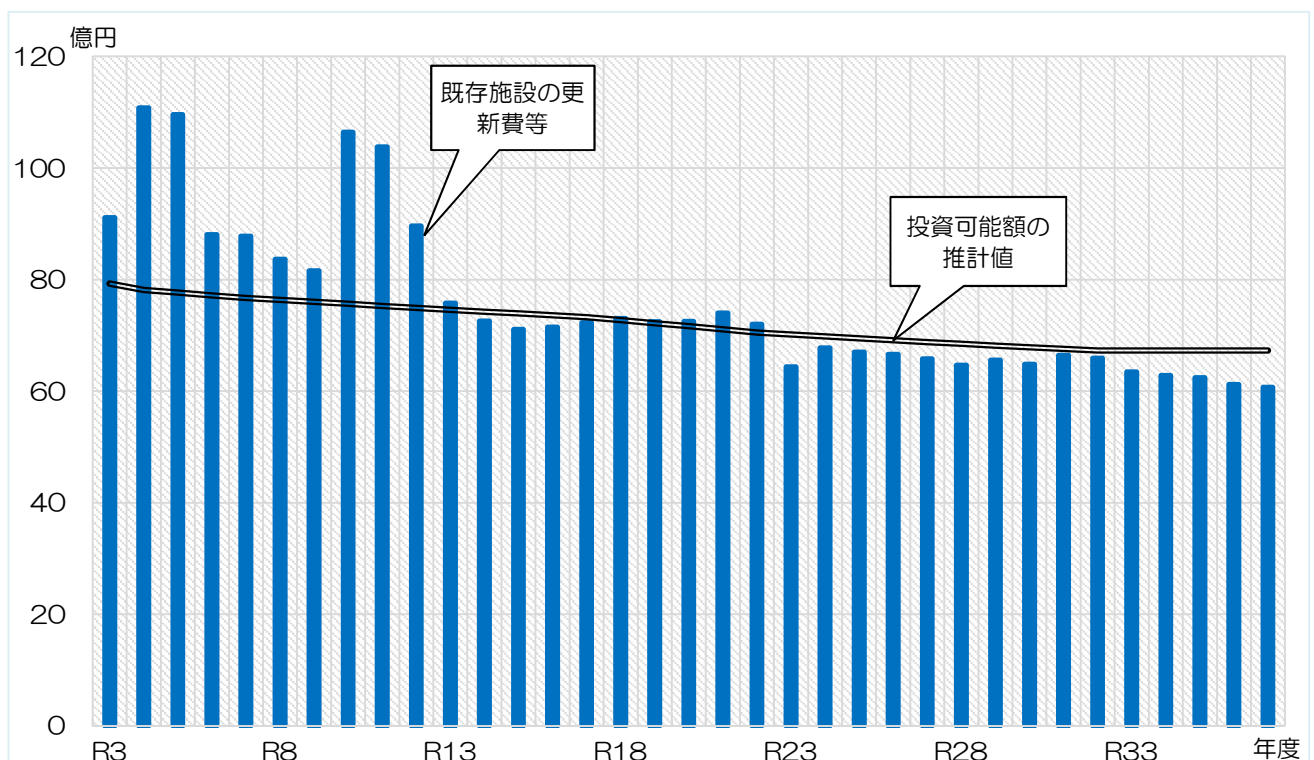
➤ 年度別更新費等試算結果（一般財源ベース）の分析

「インフラの試算方法（P19）」のとおり、インフラは着手済みの整備事業費を見込んでいるため、令和 12 年度までの 10 年間は投資可能額の推計値（グラフ内に二重線で記載）に対し、更新費等が突出している。なお、令和 10 年度頃にごみ処理施設の更新時期を迎えることも、突出の要因の一つである。

以降は、その他の類型施設は更新費を一定額で計上していること、また、特別会計・企業会計での更新費が繰出金として一定程度平準化され、かつ計画期間内では段階的に下がることから、図表 1-5-4 の棒グラフのような推移となった。

今後も総人口が増加する本市において、インフラの新規整備は欠かすことのできないものだが、このグラフでは新規整備を行わず既存施設を更新するだけでも費用が不足することがわかる。

図表 1-5-4 インフラにかかる更新費等試算（一般財源ベース）



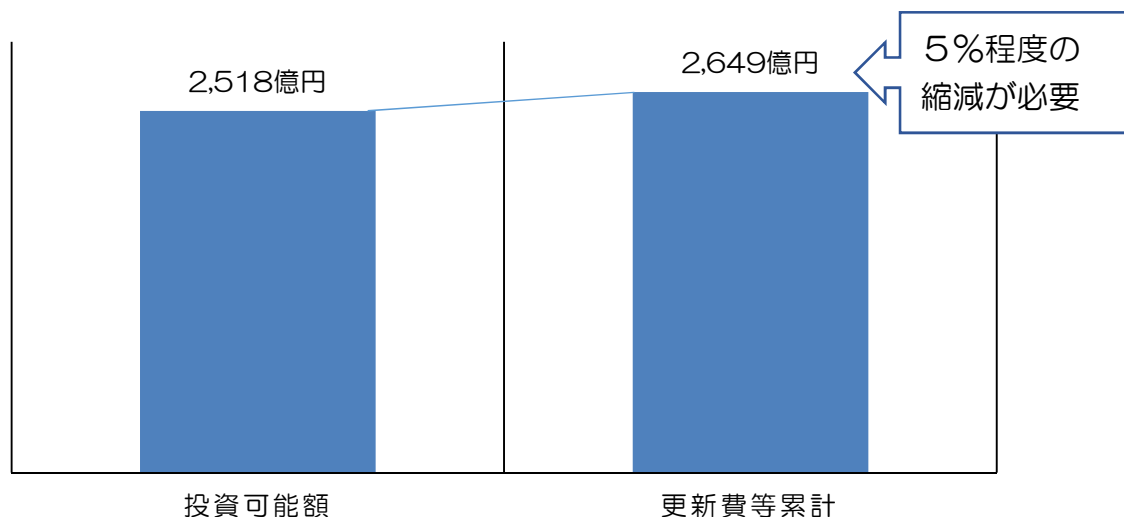
➤ 推計期間累計結果の分析

前頁にて棒グラフで表現されている令和3年度から令和37年度までの更新費等を累計すると、2,649億円（年平均76億円）となった。（1-5-5グラフ右側）

これに対して、「1-4 投資可能額の試算」で試算した今後のインフラの投資可能額は、2,518億円（年平均72億円）となり、更新費等累計額に対して131億円（年平均4億円）の不足が見込まれる。

今後も本市が魅力ある都市の発展に資するためには、新規の整備が必要不可欠である。そのため、不足額5%以上の縮減に向けて、今後より一層の長寿命化へ向けた取組みなどが必要となることから、この試算結果から確認された。

図表 1-5-5 推計期間累計額での不足額(インフラ一般財源ベース)



§ 第2章 全体方針

2-1 目指す姿と取組みの方向性

(1) 目指す姿

▼ 目指す姿

- 現世代への安全な公共施設サービスの確保
- 将来世代への過大な負担を解消
- 公共施設サービス水準の低下を回避

(2) 取組みの方向性

▼ 取組みの基本方針

- 施設配置、規模の適正化によるトータルコストの縮減
- 計画的な保全の実施と公共施設保全整備基金等の活用によるランニングコストの平準化
- 適切な維持管理による安全性の確保

▼ 取組みの実施方針

- 計画的な予防保全による施設の長寿命化
- 不断の見直しによる施設総量の縮減
- メンテナンスサイクルの構築・実践による適正な維持管理
- 組織横断的な取組みの推進
- 数値目標を明示し、財政と連動させていく
- 議会・市民との問題意識の共有を図り、協働して取組む

2-2 行動原則

(1) ハコモノ原則

▼ 新規整備は、原則として行わない

- 長寿命化を前提に適正な管理を行い、既存建物の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。
- 新規整備が必要な場合は、必要性や有効性を十分に検証し、類型別方針の総量規制の範囲内で将来負担に配慮して行う。

▼ 長寿命化改修が必要となる時期を見直しの契機とする。

- 施設の長寿命化に係る改修は、今後の施設の必要性を十分に検討し、計画的に実施する。
- 特に築40年前後の大規模改修については、周辺建物との複合化や、改修程度、適正規模を整理し、適正配置の検討を行ったうえで実施する。

- 多額の経費がかかる長寿命化改修が必要となる時期を契機とし、施設のあり方について不断の見直しを行うことで、十分な投資効果が得られるよう努める。

▼ 施設総量（総延床面積）を縮減する

- 本市の建物全体の総延床面積を 40 年間で 15%程度縮減することが必要
- 総量の縮減に際しては、サービス水準の維持を目指す。また、PFI 事業などを始めとする公民連携による機能向上の検討をあわせて行う。
- 稼働率の分析等を通じて、運営改善の徹底や運営主体の妥当性調査を行い、民間での運営が可能なものは、民間事業者への施設譲渡等を検討する。
- 施設としての役割を終えるなどにより不要となった建物については、総量の縮減に資する売却や解体を積極的に行っていく。

(2) インフラ原則

▼ 長寿命化の推進

- ハコモノ同様、既存施設の更新だけでも財源不足が生じる。
- 計画的・効率的なインフラの長寿命化により改修・更新コストの縮減を図る。
- 改修・更新コスト縮減により不足額以上の財源を生み出すことで、魅力ある都市の発展に資する新規整備のための財源とする。

▼ 現状投資規模（一般財源）を維持

- 現状の一般財源を維持し、特定財源の確保とあわせて、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。
- 郊外拡大型の都市づくりを抑制し、持続可能な都市づくりを推進することで、インフラの効果的な利活用を図っていく。
- 再生可能エネルギー事業など、道路空間やインフラ施設、公有地を活用した新たな事業展開を図り、自主財源の確保を図っていく。

▼ アセットマネジメント体制の強化

- 中長期的な視点による個別施設計画を策定し、マネジメントの強化を図っていく。
- 特に施設老朽化が、市民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある、上下水道事業、橋りょう等については、点検・調査を早急に行い、効果的な対策を講じる。

～ 市民の皆様と共に考える、これからの公共施設マネジメント ～

現在の公共施設サービスを維持するには、多額の費用が必要で全ての施設を今までのように維持していくことが難しくなっています。そのため、公共施設のあり方について、改めて検討し、公民連携等によるサービスの効率化や、公共施設の総量・配置の適正化を進めていく必要があります。

このような公共施設マネジメントを行う上では、市民の皆様のご理解がかかせないものです。公共施設の実態等に関する情報をもとに、市民の皆様と問題意識を共有することが大切と考えています。皆様も、ぜひ、公共施設サービスのあり方に関心を持っていただき、何を大事にしていくべきか、共に考えていきましょう。

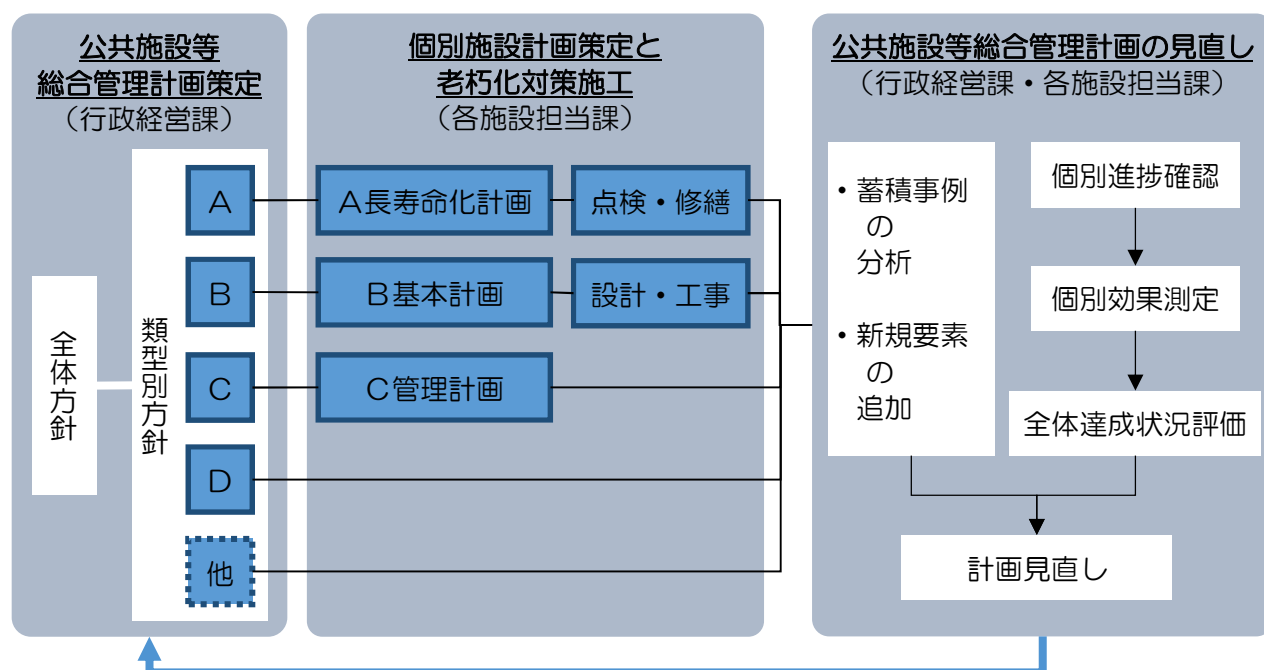
§ 第3章 全庁的な取組体制の構築

3-1 組織横断的な取組みの推進

- ▼ 本市では、平成 26 年度に企画財政部行政経営課（現在は財務部行政経営課）を新設し、公共施設マネジメントに取り組んでいる。全体方針「取組みの方向性」（P20）に記載のとおり、それぞれの施設にはそれぞれの用途と施設担当課が存在しているため、全市的な視点で対策を検討する上では、組織の垣根を越えた分析・対策が必要となる。
- ▼ そのため、平成 26 年 6 月に副市長を議長、教育長や関係部課長を委員とする「公共施設等マネジメント推進会議」を設置して、本計画の策定や施設個別課題への対策検討の場としている。

3-2 計画の見直しサイクル

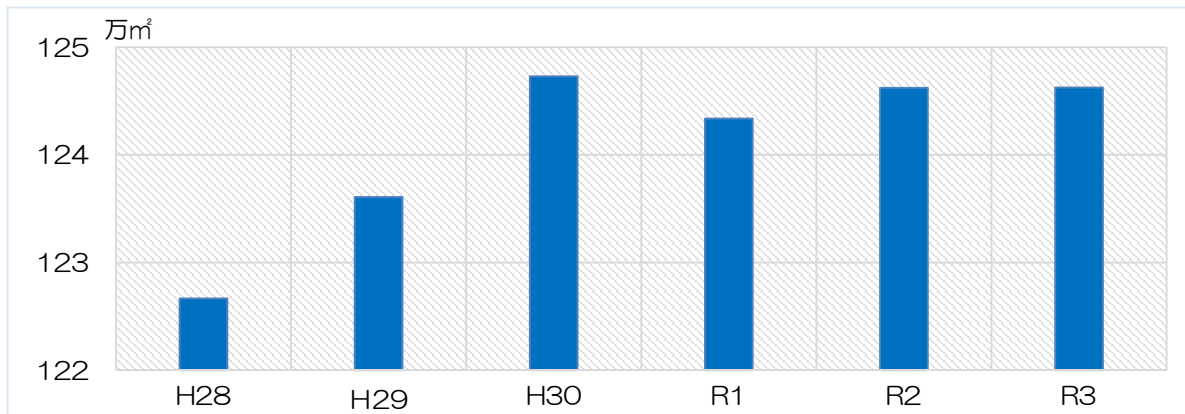
- ▼ 本計画期間は 40 年間（令和 37 年度まで）とするが、岡崎市総合計画に合わせて、5 年ごとに見直しを行うものとする。見直しに際しては、計画の進捗確認に留まらず、前頁「本計画の特性」に記載のある、事例の蓄積や分析、新たに明らかとなった要素の条件追加などにより、本計画のさらなる充実を図っていく。



§ 参考1:平成 28 年度～令和2年度の主な取組実績

(1) 公共施設等の保有量

▼ 保有量（延床面積）の推移



※各年度とも 4 月 1 日時点の実績

▼ 計画策定当時と現在の比較

【市有建築物】

	平成 28 年度	令和 3 年度	差
施設数	1,075	1,130	+55
建物数	2,575	2,570	-5
延床面積	約 122 万㎡	約 124 万㎡	+約 2 万㎡

《主な増加理由》

- こども発達センターの新設
- 斎場の建替えに伴う増床
- 五本松住宅の新設（※今後、既存市営住宅 4 団地を除却予定）
- 龍北総合運動場改修に伴う増床

【主要インフラ】

分類	平成 28 年度		令和 3 年度		差	
市道	6,856 路線	2,130km	6,936 路線	2,137km	+80 路線	+ 7 km
市道橋りょう	10,740m	940 橋	10,927m	948 橋	+187m	+ 8 橋
上水道	管路	2,303km		2,368km		+65km
下水道	污水管	1,230km		1,316km		+89km
	雨水管	207km		229km		+22km

《主な増加理由》

- 土地区画整理事業に伴う道路及び下水道管の管理移管
- 土地区画整理事業に伴う水道の新規需要の増加
- 県道の降格に伴う市道及び橋りょうの管理移管
- 下水道未整備区間の整備

(2) 取組実績

▼ 個別施設計画の策定

- 公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定めた個別施設計画として以下の計画を策定した。

分類	計画名
学校(小中学校)	小中学校施設長寿命化計画
市営住宅等	公営住宅等長寿命化計画
児童福祉施設(保育所等)	保育所等個別施設計画
消防施設(消防庁舎・署所等)	消防施設個別施設計画
産業振興施設	農業支援施設・農村振興施設個別施設計画
ハコモノ類型施設全般	ハコモノ個別施設計画
道路	道路構造物個別施設計画
橋りょう	橋りょう長寿命化修繕計画、林道橋個別施設計画
河川	河川等構造物個別施設計画
農業インフラ	農業施設個別施設計画
公園	公園個別施設計画、岡崎墓園施設管理基本計画
駐車場	竜田公園地下駐車場個別施設計画
上水道施設	水道個別施設計画
下水道施設	下水道ストックマネジメント計画
農業集落排水施設	農業集落排水処理施設最適整備構想
ごみ処理施設等	中央クリーンセンター・廃棄物再生利用施設個別施設計画、八帖クリーンセンター個別施設計画、北部一般廃棄物最終処分場個別施設計画

▼ 複合化

- 額田支所周辺の老朽化した公共施設（額田支所、額田図書館、森の総合駅、ぬかた会館）について、規模の適正化及び施設機能の複合化により「額田センター」として整備した。（「類型別方針・I-i-① コミュニティ関連施設（地域活動拠点）」参照）

▼ 長寿命化対策

【ハコモノ】

- 長寿命化に伴う築 40 年前後の大規模改修を以下の施設で実施した。

施設名	完成年度
市民会館（あおいホール）	平成 28 年度
矢作体育館	平成 29 年度
竜谷小学校	平成 30 年度
せきれいホール	令和 2 年度
総合学習センター	令和 2 年度



- 点検結果等に基づき、躯体の基本性能を維持するための保全工事を以下のとおり実施した。

【保全工事の実施実績（平成 28～令和 2 年度）】

部材名称	主な実施内容	施設数
屋根・外壁	屋根防水、外部シーリングの実施等	85
受変電・発電設備	受変電設備、発電設備の改修等	15
消防設備	非常警報設備、屋内消火設備の改修等	61
空調設備	空調熱源設備の改修等	6
給排水設備	受水槽、揚水ポンプの改修等	11
便所	便所配管の改修等	39
昇降機	エレベーターの改修等	9
その他	電話交換主装置、中央監視制御装置の改修等	2

【保全工事实績額の推移】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
14.1 億円	16.1 億円	16.5 億円	15.8 億円	15.9 億円

※各年度の決算額

【インフラ】

- 点検を実施した結果、路面が「早期又は緊急に対策を行う必要がある状態」と診断された以下の道路の区間について、車道の既設舗装の打ち替えなどを実施した。

道路名	工事延長	実施年度
市道岡崎環状線	1,287m	平成 28～30 年度
市道大平田口線	831m	平成 28～30 年度
市道大西大平線	187m	平成 28～29 年度
市道桑谷線	439m	平成 29 年度
市道伝馬町線	1,989m	平成 30～令和元年度
市道竜美丘 1 号線	220m	平成 30 年度
市道井内新村線	1,897m	令和元～2 年度
市道美合小美線	283m	令和元年度
市道明大寺吹矢橋線	262m	令和 2 年度

- 点検を実施した結果、「道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」であるⅢ判定となった以下の橋りょうについて、塗装塗替えや断面修復などを実施した。

橋りょう名（カッコ内の数値は橋長）	実施年度
遠行橋（29.3m）、岩戸橋（34.2m）、みろく橋（24.3m）	平成 29 年度
麻生橋（24.5m）、高隆寺二号橋（4.9m）、滝南新橋（22.6m） 若砂橋（11.6m）、柳久後橋（6.1m）	平成 30 年度
御所戸橋（52.5m）、城向橋（12.4m）	令和元年度
坂谷橋（35.8m）、宮柳橋（7.6m）、岩ヶ根橋（5.0m） 生堂橋（3.5m）、香木二号橋（5.3m）	令和 2 年度

▼ 施設カルテ

- 公共施設の運営状況の把握・分析のため、施設の基本的な情報のほか、収支状況や利用状況等、公共施設に関する様々な情報を施設ごとにまとめた施設カルテを作成した。

施設カルテ

施設情報

施設名称	市庁舎	施設番号	0043_02
所在地	〒100-0001 東京都千代田区千代田	施設大分類	庁舎・事務所
管理部署	総務部庁舎管理課	施設中分類	庁舎等（庁舎等）
設置目的	市庁舎	施設小分類	庁舎等
		設置区分	市庁舎
		小中学校区	中山小中学校
		中学校区	中山中学校

■ 運営・管理情報

開館日	開館日：月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日、1月1日、4月30日、5月31日、12月31日	施設概要	
開館時間	8:30 ～ 17:15	利用開始日	昭和40年11月30日
建築方法	新築	延床面積	556㎡

■ 敷地・建物情報

所在地	東京都千代田区千代田	
敷地面積	27,297.15㎡	
延床面積	15,321.85㎡	
延床面積	0㎡	
延床面積	61,672.36㎡	

■ 建物情報

No.	施設番号	施設名称
1	00430	施設名称
2		
3		
4		
5		

■ 施設情報 特記事項

建物概要

No.	施設番号	施設名称	建物用途	建築年月日	築年数	構造	延床面積	延床面積	延床面積
							延床面積	延床面積	延床面積
1	00430	市庁舎	庁舎・事務所	平成10年10月11日	24年	鉄骨造	771.11	3,176.12	5 0
2	00700	市庁舎	庁舎・事務所	昭和47年1月11日	49年	鉄骨造	3,922.40	14,401.82	8 1
3	00710	市庁舎	庁舎・事務所	平成21年1月30日	12年	鉄骨造	1,638.00	6,564.00	4 0
4	00720	市庁舎	庁舎・事務所	平成21年5月30日	26年	鉄骨造	1,214.36	9,095.35	6 1
5	00730	市庁舎	庁舎・事務所	平成21年5月30日	13年	鉄骨造	3,264.98	13,380.73	7 1
6	00740	市庁舎	庁舎・事務所	昭和50年1月11日	38年	鉄骨造	529.79	1,573.57	3 0
7	00750	市庁舎	庁舎・事務所	平成11年1月30日	29年	鉄骨造	1,369.23	9,400.65	6 1
8	00760	市庁舎	庁舎・事務所	平成17年9月22日	15年	鉄骨造	1,077.00	2,100.00	2 0
9	29290	市庁舎	庁舎・事務所	平成19年5月29日	13年	鉄骨造	700.88	710.80	2 0
10	29291	市庁舎	庁舎・事務所	平成21年1月30日	12年	鉄骨造	834.11	1,201.22	2 0

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

施設カルテ

施設名	市庁舎	施設番号	0043_02
施設大分類	庁舎・事務所	施設中分類	庁舎等（庁舎等）
財務情報			

年度	平成29年	平成30年	平成31年	(円)	(円/㎡)	【収入の内訳】
収入	対前年度増減率(%)	-	△ 2.0	△ 5.6		
総額	55,395	54,308	51,275			
施設使用料	0	0	0			
賃金・賃料	25,322	22,605	23,166			
賃金・賃料（国庫・市立金庫）	0	2,364	0			
その他	30,072	29,340	28,109			

§ 参考2:中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み【総務省様式】

総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、総務省が例示する様式に合わせて作成した。

本計画では、既に「1-4 投資可能額の試算」(P15)や「1-5 更新費の試算」(P16)により、既に具体的な長寿命化の取組みや財源の見込みを反映した分析や縮減目標の設定等を実施しているため、当該試算は参考程度に留める。(※当該試算の金額は事業費ベース)

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(30 年以上)

【2021年度から2055年度】

今後35年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	181,502	265,700	94,316	541,518	706,107	-164,588	438,587
	インフラ施設(b)	109,639	63,022	73,606	246,267	355,855	-109,588	387,325
	計(a+b)	291,141	328,722	167,922	787,785	1,061,962	-274,176	825,912
公営事業会計	建築物(c)	19,283	25,131	97	44,510	59,787	-15,276	22,438
	インフラ施設(d)	29,086	91,023	149,902	270,011	389,837	-119,826	247,280
	計(c+d)	48,369	116,154	149,999	314,521	449,624	-135,102	269,718
建築物合計(a+c)		200,785	290,831	94,412	586,029	765,893	-179,865	461,025
インフラ施設(b+d)		138,725	154,045	223,508	516,278	745,692	-229,414	634,605
合計(a+b+c+d)		339,510	444,876	317,920	1,102,307	1,511,585	-409,279	1,095,630

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(10 年間)

【2021年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	50,690	118,440	29,958	199,088	一般財源のほか、国・県補助金及び市債等	243,547	-44,460	125,311
	インフラ施設(b)	34,222	18,948	28,169	81,339		96,716	-15,377	110,664
	計(a+b)	84,912	137,388	58,127	280,427		340,263	-59,837	235,975
公営事業会計	建築物(c)	5,532	5,696	0	11,229	事業収入及び一般会計負担金等	12,846	-1,618	6,411
	インフラ施設(d)	8,039	34,023	42,816	84,878		109,711	-24,833	70,652
	計(c+d)	13,571	39,719	42,816	96,107		122,557	-26,451	77,063
建築物合計(a+c)		56,222	124,136	29,958	210,316		256,394	-46,077	131,722
インフラ施設(b+d)		42,261	52,971	70,985	166,217		206,427	-40,210	181,316
合計(a+b+c+d)		98,483	177,107	100,943	376,533		462,821	-86,287	313,038

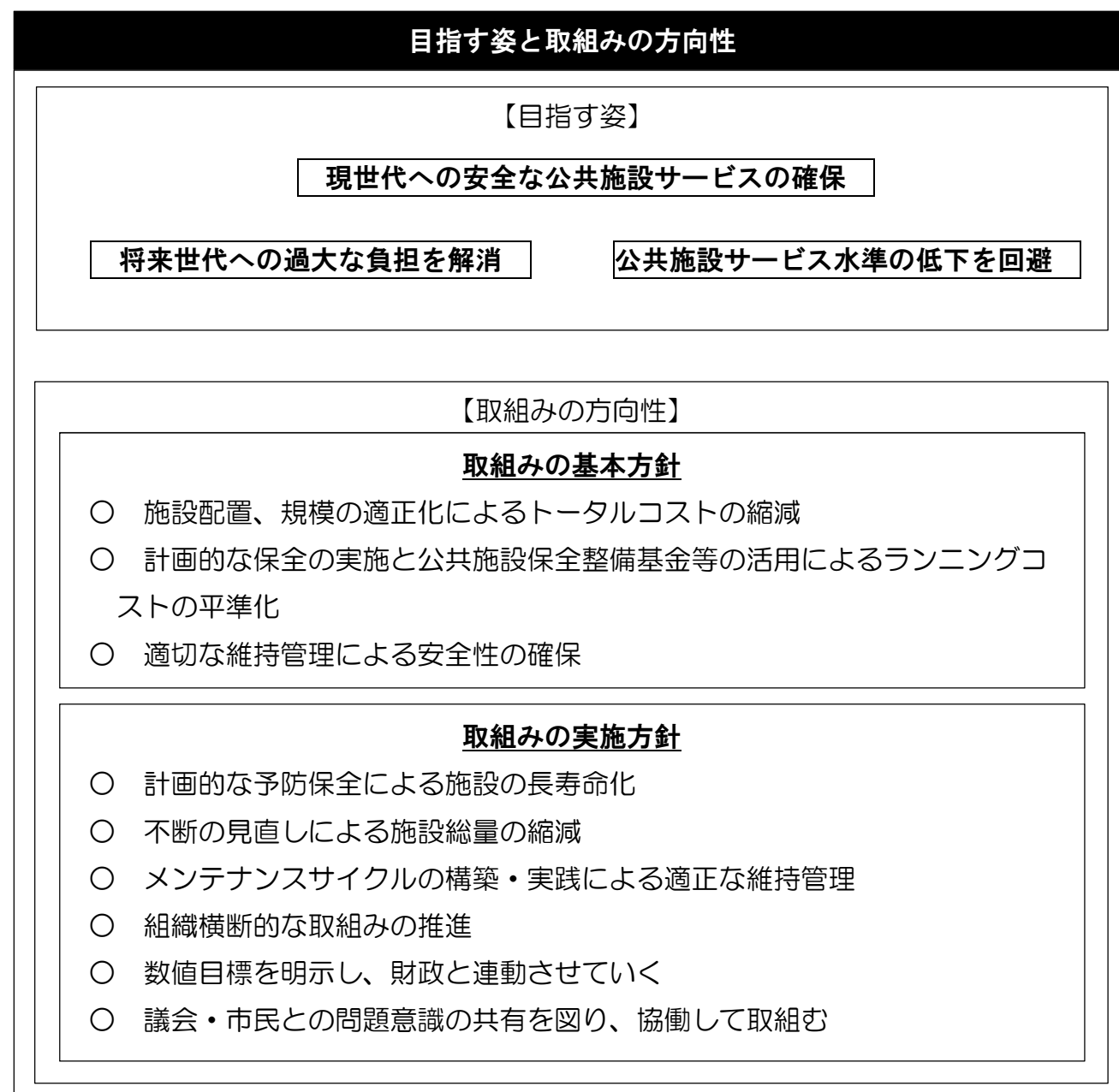
【備考】

- ※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修: 公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

用語の解説

頁	用語	解説
2	インフラ長寿命化基本計画	平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議（平成 25 年 11 月）にてとりまとめられた計画。この基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。
2	インフラ	インフラストラクチャー（infra-structure）の略。 公共施設等のうち、都市活動を支える道路・橋りょうなどの交通施設や、公園、上下水道などの施設の総称。
2	ハコモノ	公共施設等のうち、図書館、学校、市役所庁舎などの建物施設の総称。
8	更新	施設そのものを建替えること、または劣化した部位や部材等を新しいものに取り換えること。
11	投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。
16	一般財源ベース	支出を構成する財源のうち、国庫支出金などの特定財源や市債充当額を除いたもの。
17	繰出基準	一般会計が特別会計・企業会計に対して繰り出すべき繰出金の基本的な基準で、具体的には総務省自治財政局長通知により毎年度示されている。
17	建設改良費	施設を新たに建設したり、古い施設を改築したりするための費用。
17	躯体	建築物の基となる主要な構造体や骨組みのことで、内外装の仕上げと設備機器以外のものを指す。
17	計画保全	目標とする耐用年数まで良好な状態で供用するため、損傷が顕在化する前に計画的な対策を行う管理手法。
17	大規模改修	機能劣化や社会要求水準の変化への対応等、非重要部材の更新を目的として行う改修。
21	ライフサイクルコスト	施設の新築から取壊しまでの全期間に要する費用。

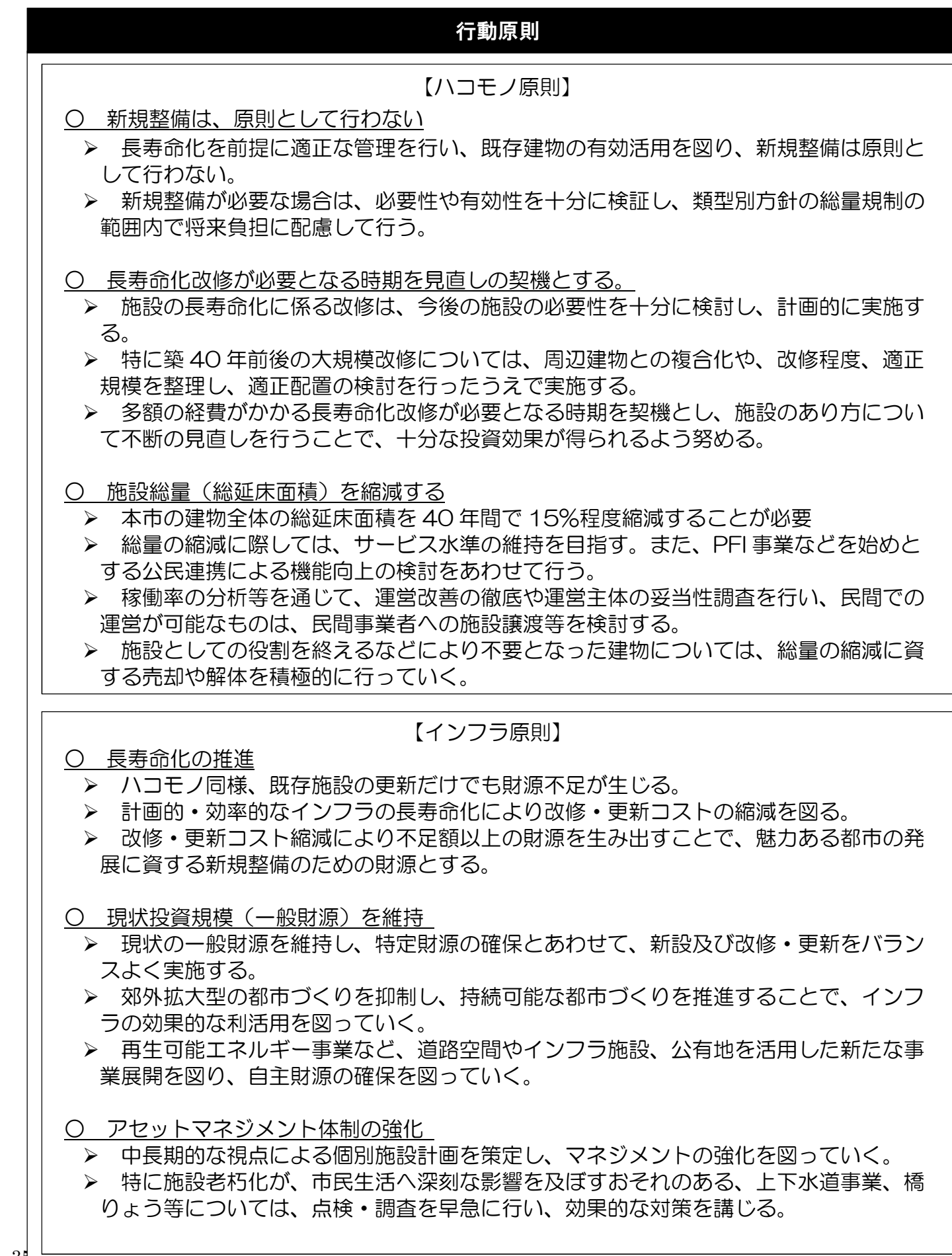
頁	用語	解説
24	公共施設サービス水準の低下を回避	公共施設により提供される行政サービスの水準が、施設総量の縮減があったとしても、複合化等によりこれまでの水準に近いサービスを提供すること。
24	基金	地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために資金を積み立てるもの。
24	複合化	1つの建物の中に、複数の異なる機能を配置すること。
25	P F I 事業	PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施工等の設計、建設」、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業。
25	運営主体の妥当性調査	行政が主体となって事業を実施する必要性に変化が生じていないか調査すること。必要性が低下している場合は、施設譲渡・PFIなどによる改善策を検討する。
25	郊外拡大型の都市づくりを抑制	本市都市マスタープランの基本姿勢にのっとり、市街地を外延化するのではなく、既成市街地内の低未利用地の有効活用等により、既存ストックの有効活用を行いながら、集約された都市づくりを目指すこと。



～ 市民の皆様と共に考える、これからの公共施設マネジメント ～

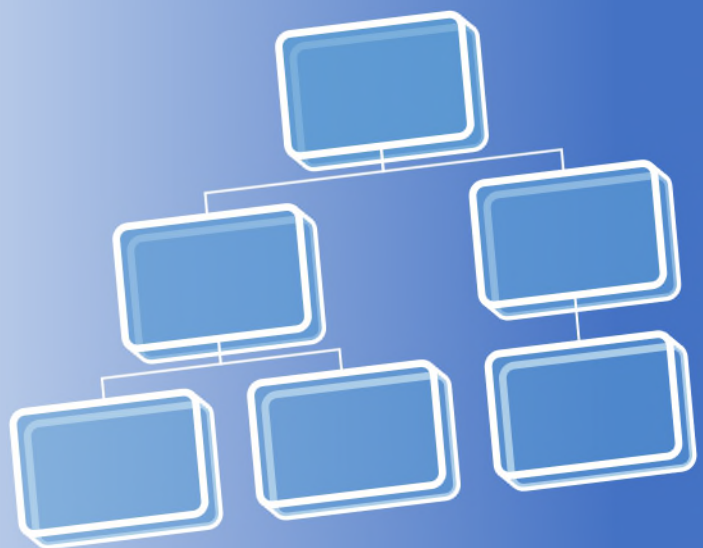
現在の公共施設サービスを維持するには、多額の費用が必要で全ての施設を今までのように維持していくことが難しくなっています。そのため、公共施設のあり方について、改めて検討し、公民連携等によるサービスの効率化や、公共施設の総量・配置の適正化を進めていく必要があります。

このような公共施設マネジメントを行う上では、市民の皆様のご理解がかかせないものです。公共施設の実態等に関する情報をもとに、市民の皆様と問題意識を共有することが大切と考えています。皆様も、ぜひ、公共施設サービスのあり方に関心を持っていただき、何を大事にしていくべきか、共に考えていきましょう。



類型別方針編

保有施設を利用者や施設目的ごとに類型化
全体方針を前提として類型別に保有状況を確認して管理方針を策定
類型別では不足するエリア分析を行うためエリアマネジメントモデルを検討



類型別方針.....	1
§ 第1章 計画の構成.....	2
1-1 全体方針と類型別方針	2
1-2 類型別方針の分類.....	3
§ 第2章 ハコモノ類型別方針	5
2-1 ハコモノ共通記載事項	6
2-2 ハコモノ要約版.....	9
(1) ハコモノ 市民利用施設 要約版.....	9
(2) ハコモノ 行政施設 要約版	13
2-3 ハコモノ個別記載事項	15
I-i-① コミュニティ関連施設（地域活動拠点）	16
I-i-② コミュニティ関連施設（学区活動拠点）	18
I-i-③ ホール・会館施設	19
I-i-④ 図書館・博物館等	20
I-ii-① 広域多機能拠点施設	21
I-iii-① 体育館・運動施設	22
I-iii-② 体験学習・レクリエーション施設	23
I-iv-① 産業振興施設	24
I-v-① 小中学校.....	25
I-v-② その他の学校・教育施設.....	26
I-vi-① 保健衛生施設	27
I-vi-② 高齢者福祉施設	28
I-vi-③ 障がい者福祉施設	29
I-vi-④ 児童福祉施設（保育所等）	30
I-vi-⑤ 児童福祉施設（放課後児童クラブ）	31
I-vi-⑥ その他福祉施設	32
I-vii-① 市営住宅等	33
I-viii-① 病院施設.....	34
I-viii-② 診療所施設	35
II-i-① 庁舎等.....	36
II-i-② 消防施設（消防本部・署所等）	37
II-i-③ 消防施設（消防団車庫警備室）	38
II-ii-① 学校給食センター	39
II-iii-① 防災施設.....	40
II-iii-② その他行政施設	41

§ 第3章 インフラ類型別方針	43
3-1 インフラ共通記載事項	44
3-2 インフラ要約版	47
3-3 インフラ個別記載事項	51
Ⅲ- i -① 道路	52
Ⅲ- i -② 橋りょう	53
Ⅲ- i -③ 河川	54
Ⅲ- i -④ 農業施設	55
Ⅲ- i -⑤ 公園	56
Ⅲ- i -⑥ 林道施設	58
Ⅲ- i -⑦ ごみ処理施設等	59
Ⅲ- i -⑩ 上水道施設	60
Ⅲ- i -⑪ 下水道施設	62
Ⅲ- i -⑫ 農業集落排水施設	64
Ⅳ 土地	65
エリアマネジメントモデル	67
§ 第1章 支所地域エリアマネジメントモデル	68
1-1 検討の必要性	68
1-2 エリアマネジメントモデルの検討フロー	68
1-3 モデル地域の選定	69
1-4 岩津支所地域のエリアマネジメントモデル	70
(1) 『データの網羅的把握』	70
(2) 『課題抽出』	74
(3) 『課題解決手段の検討』	75
§ 第2章 学区エリアマネジメントモデル	76
2-1 検討の必要性	76
2-2 エリアマネジメントモデルの検討フロー	76
(1) 検討の前提	76
(2) 検討フロー	76
2-3 学区エリアマネジメントモデルイメージ	78
(1) モデルイメージの構築にあたって	78
(2) データ整理	78
(3) 小学校校舎築40年目の検討	81
(4) モデル配置イメージ	81
(5) その他留意事項	82

類 型 別 方 針

§ 第1章 計画の構成

1-1 全体方針と類型別方針

▼ 全体方針

全体方針では、市が保有する全施設について現状や将来の見通しにかかる分析を行い、「目指す姿」や「取組みの方向性」を定めるとともに、ハコモノ・インフラそれぞれに整備や管理の「行動原則」を定めた。

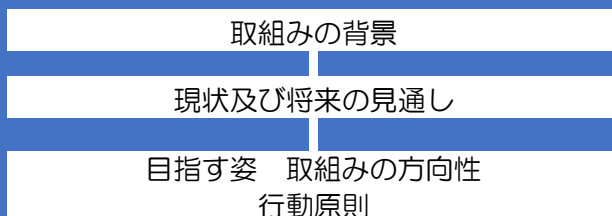
▼ 類型別方針

- 類型別方針は、大きくハコモノとインフラに分類する。
- ハコモノ、インフラいずれも、各類型では記載しない共通的な前提を「共通記載事項」に記す。
- 「共通記載事項」に続いて、各類型の方針を端的にまとめた「要約版」を記す。
- 「要約版」以降に各類型の「個別記載事項」を記す。

▼ エリアマネジメント

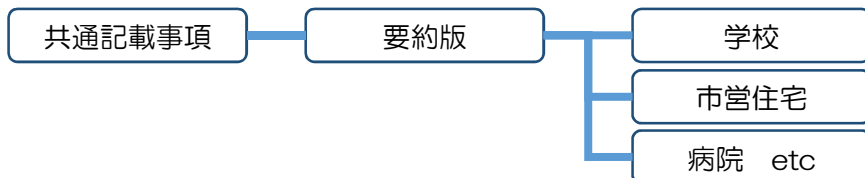
類型別方針では、利用者や施設目的ごとに分類（縦割り）して方針を定めるが、実際の公共施設再編取組みでは、一定エリア内における様々な公共施設について、その成り立ちや取り巻く状況を総合的に勘案し、サービス水準維持や合理性を高める必要があることから、エリアマネジメントモデル（横串）の検討を行い、今後の検討の基礎とする。

<全体方針>

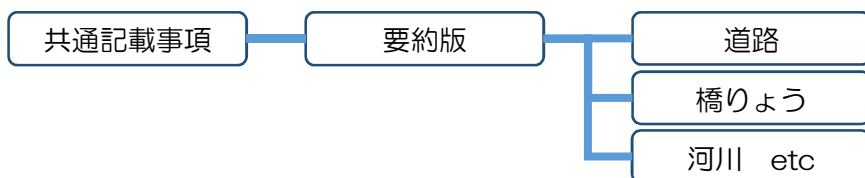


<類型別方針>

ハコモノ 類型別方針



インフラ 類型別方針



<エリアマネジメントモデル>

支所地域エリア
マネジメントモデル

学区エリア
マネジメントモデル

1-2 類型別方針の分類

類型別方針の分類については、ハコモノ・インフラそれぞれ下表のとおりとする。

▼ ハコモノ類型

大分類	中分類	小分類
Ⅰ 市民利用施設	i 市民文化・社会教育系施設	① コミュニティ関連施設（地域活動拠点）
		② コミュニティ関連施設（学区活動拠点）
		③ ホール・会館施設
		④ 図書館・博物館等
	ii 広域多機能拠点施設	① 広域多機能拠点施設
	iii スポーツ・レクリエーション系施設	① 体育館・運動施設
		② 体験学習・レクリエーション施設
	iv 産業系施設	① 産業振興施設
	v 学校教育系施設	① 小中学校
		② その他の学校・教育施設
	vi 保健福祉系施設	① 保健衛生施設
		② 高齢者福祉施設
		③ 障がい者福祉施設
		④ 児童福祉施設（保育所等）
		⑤ 児童福祉施設（放課後児童クラブ）
		⑥ その他福祉施設
		⑦ 公衆便所
	vii 住宅系施設	① 市営住宅等
Ⅱ 行政施設	i 庁舎系施設	① 庁舎等
		② 消防施設（消防本部・署所等）
		③ 消防施設（消防団車庫警備室）
	ii プラント系施設	① 学校給食センター
	iii その他行政施設	① 防災施設
		② その他行政施設

▼ インフラ類型

大分類	中分類	小分類
Ⅲ 都市関連施設	i 都市基盤系施設	① 道路
		② 橋りょう
		③ 河川
		④ 農業施設
		⑤ 公園
		⑥ 林道施設
		⑦ ごみ処理施設等
		⑧ 駐車場
		⑨ その他都市基盤施設
		⑩ 上水道施設
		⑪ 下水道施設
		⑫ 農業集落排水施設
Ⅳ	土地	

なお、以降の計画書内における各データについては、特に定めがない場合、令和3年3月31日または、令和3年4月1日時点で集計したデータを使用する。

§ 第2章 ハコモノ類型別方針

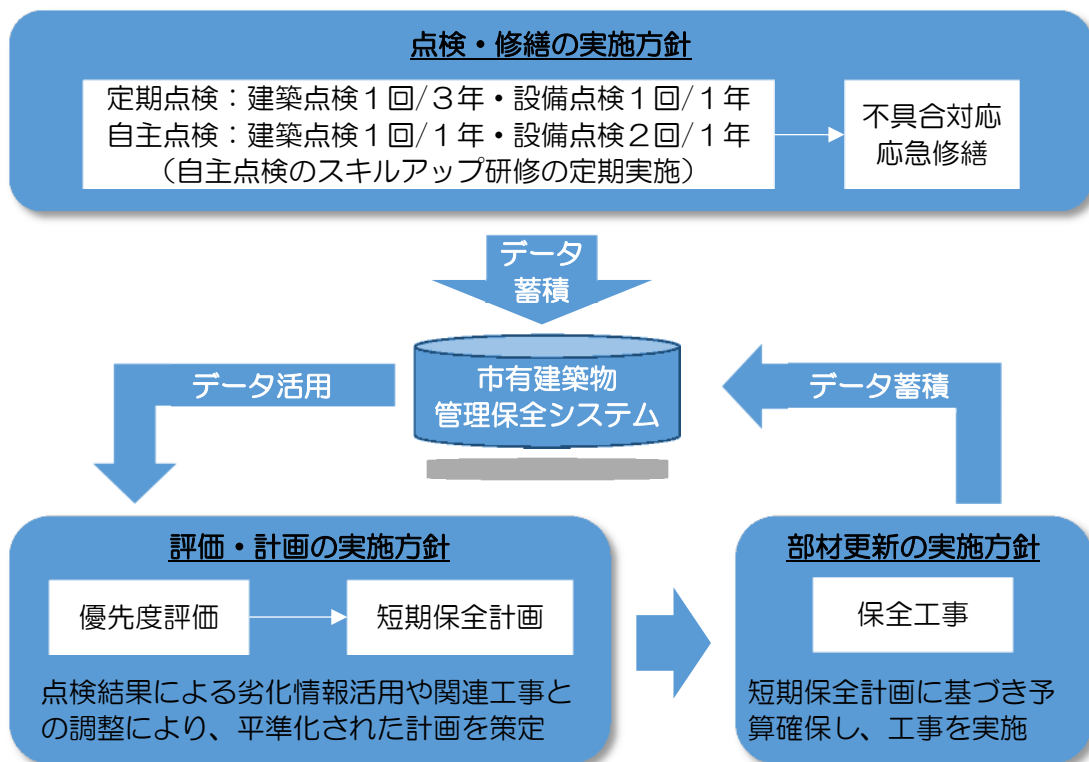
2-1 ハコモノ共通記載事項

▼ 耐震化の実施方針

本市では「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進しており、市有建築物についてほぼ 100% の耐震化率を達成している。

▼ 長寿命化の実施方針

本市では、市有建築物管理保全基本方針（平成 23 年 3 月）に基づき、市有建築物管理保全システムを導入して、部材ごとの単価・数量・更新サイクルの把握による将来の更新費試算を行うとともに、点検結果を含むシステムデータや関連工事等を踏まえた短期保全計画を作成し、長寿命化に資する保全工事を実施している。下図のとおり、これらすでに構築された点検・診断・修繕・更新等のメンテナンスサイクルを着実に継続していく。



▼ 大規模改修の実施方針

施設の長寿命化にあたっては、機能劣化や社会要求水準の変化への対応等、必要に応じて築 40 年前後の大規模改修の実施を検討する。

- 長寿命化に伴う大規模改修は、ライフサイクルコストを抑え、財政の持続可能性を高めるものであるが、施工規模が大きく、また一時的なコスト負担もかかるため、全ての施設を一齐に実施することは困難である。そのため、規模や用途等から部材の一括更新による改修効果の高いものから優先して実施していくものとする。

なお、優先度が低く当面実施が見送られるものについては、必要に応じて部分的な改修等により対応する。

- 特に老朽化した施設では設備配管等の更新工事が行えておらず、配管の漏水等により施設運営に支障が生じる恐れがある。施設運営への影響度も考慮し、計画的に改修を実施していく。
- 大規模改修を行う際には、周辺建物との複合化や、改修程度、適正規模について調整する。複合化を行う場合は、躯体のみを残して、天井、床、間仕切り壁等を一括更新するなど、将来にわたり有効に活用できるものとする。
- 実施にあたっては、施設の用途等に応じて改修水準を整理した上で行うものとし、改修内容については財政状況を踏まえて慎重に判断をする。

給水管の漏水



- 大規模改修は時期を迎える重要部材の更新等、必要な工事と合わせて実施し、効率的に実施する。また、国庫補助制度等を最大限に活用し、財政負担の軽減を図るものとする。

▼ 安全確保の実施方針

- 点検等により危険性が認められた部材は、早急に修繕又は更新を実施して安全性の確保に努める。
- 施設目的を終えて不要となった施設については、事故の発生を防止する対策を講じた後、用地を含めた再利用の検討又は除却を推進する。
- 建築物の非構造部材（外壁、吊天井等）、防災設備、昇降設備等の法改正があった場合は、緊急性を考慮した優先順位の検討を行った上で、改修等により法令に適合させる措置を講ずる。

▼ 木造化・木質化の実施方針

- 本市では、公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針（平成25年8月）に基づき、公共施設の木造・木質化を進めてきた。
- 令和3年10月、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が新たに施行された。建築物等に木材を利用することは、炭素貯蔵につながり、ゼロカーボンシティを目指す本市にとっても、脱炭素に向けた取組みとして有用である。
- 木造・木質化は、地元産木材の優先的な利用に努めることを前提としつつ、森林環境譲与税の財源活用も含めた建設コスト、木材の流通面及び利用者のニーズ等を考慮しながら総合的に判断することが必要である。
- 以上のことから、基本方針の目的である利用者の快適性・木材産業の振興・森林の保全を効率よく達成するために最も有効な木材利用手法を、今後も検討していく。

百々保育園 園舎内



▼ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設等の改修・更新にあたっては、市民ニーズや関係法令等を踏まえ、多様な利用者に配慮したユニバーサルデザインへの対応に努める。

▼ 管理・運営の適正化の推進方針

- 本市では令和2年に民間事業者との共同出資による地域電力会社「(株)岡崎さくら電力」を設立し、エネルギーの地産地消および低炭素化の実現に向けた取組みとして、市内の公共施設への電力供給の切替えを実施した。現在取組みを進めている照明設備のLED化等を始めとする公共施設の省エネ化とともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みの推進と維持管理コストの削減により、持続可能な公共施設サービスの提供を図る。
- 指定管理者制度を始めとする公民連携等の取組みを推進し、施設の維持管理、運営において、民間事業者のノウハウを活用し、より効果的・効率的なサービスの提供を図る。
- 公の施設の使用料の見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の水準について検証し、必要に応じて使用料の見直しを検討する。

▼ 統合や廃止の推進方針

- 施設の更新や大規模改修等の際に、機能の統合（複合化、集約化）や見直しによる廃止等により、公共施設サービス水準の維持を目指しながら、総量縮減の取組みを進める。
- 「地域」や「学区」等、一定のエリアに配置され、市民サービスを提供している施設については、エリアマネジメントモデルの考え方を踏まえながら、合理的な統廃合の検討を行う。
- 施設の経過年数に関わらず、民間に同様・類似のサービスがある場合や、利用が特定の市民のみに限定され、かつ日常生活に格別欠かせないとはいえない場合については、公共施設サービスのあり方の見直しを行い、民間事業者への譲渡や機能の統廃合等の検討を積極的に行う。
- 施設としての役割を終えるなどにより不要となった建物については、総量の縮減に資する売却や解体を積極的に行っていく。ただし、他の目的で有効利用が図れる場合は転用についても検討する。
- 市民と問題意識の共有を図り、協働して複合化や統廃合を進める。

▼ 組織横断的な検討体制の構築

- 長寿命化の実施方針に記載のメンテナンスサイクル構築と合わせて、平成 23 年に市有建築物ファシリティマネジメント会議を設置し、建築物の長寿命化のための組織横断的な課題解決を図ってきたが、平成 26 年に公共施設等マネジメント推進会議（全体方針編 P26）に統合し、施設の今後のあり方等を踏まえた、総合的かつ計画的な事業の推進体制を構築している。今後もこの体制を維持し、最大限活用していく。
- また、平成 24 年に設置した保全連絡会議では施設管理を担う担当職員における老朽化対策や安全対策の重要性についての情報共有や、自主点検のスキルアップ等を実施しており、今後もこの取組みを継続していく。

▼ 建築における事後評価

- 総量縮減に資する複合化工事や、大規模改修、例外的に行われる新築工事等については、以降の工事が利便性の向上や維持管理費の低減等につながる、より質の高いものとなるよう施工後の利用者意見聴取をはじめとする事後評価や、評価データの蓄積・活用について検討を行う。

▼ 広域的な施設利用の検討

- 平成 17 年度竣工のシビックプラザは、コンサートホールを有する文化施設・支所・公民館等を複合化したものであるだけでなく、ハローワーク・税務署・法務局を含む広域的複合施設となっている。また、ごみ処理や消防無線などの行政施設についても、周辺市町との広域化を図ってきた。
- 今後も同様に、施設特性や整備時期など条件が整えば、広域的な施設利用にかかる検討を行っていく。

▼ 関連計画との整合

- 都市計画マスタープラン、立地適正化計画、その他関連計画との整合を図り、一貫性のある施設配置を推進していく。

2-2 ハコモノ要約版

(1) ハコモノ 市民利用施設 要約版

分類			延床面積 (㎡)	基本的な取組みの方向性	次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）
市民利用施設	市民文化・社会教育系施設	コミュニティ関連施設（地域活動拠点）	18,088	・市民センター、地域交流センターともに施設の老朽化対策が必要となる時期に、周辺施設の機能集約による施設の複合化及び規模の適正化を検討する。	・岩津地域は市民センター、地域交流センターともに施設の老朽化対策が必要となる時期であるため、規模の適正化及び施設の複合化による施設整備を検討する。 ・南部市民センター分館及び中央市民センターについては、地域内に機能が重複する施設があるため、必要性についての具体的な検討を進める。 ・施設の必要性が整理された場合も、合理的な長寿命化対策の手法を検討する。 ・地域交流センターの設備等の計画的な改修を検討する。
		コミュニティ関連施設（学区活動拠点）	36,791	・小学校の学校敷地内への集約を検討するとともに、学区人口や児童数の推移、各施設の稼働率、周辺施設との機能重複等を総合的に勘案し、施設規模の見直しの検討を行う。	・将来的な学校敷地内への集約化を視野に入れ、機能維持のために必要な最小限の範囲での修繕等の管理計画の作成を検討する。
		ホール・会館施設	32,044	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各ホール・会館施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、各施設内の集会室と、周辺他類型施設における集会室について、重複がないことを確認する。重複がみられた場合は、規模の適正化を検討する。	・竜美丘会館について、太陽の城跡地の活用整備の状況を踏まえ、施設機能や利用実態を確認し、集会施設としての位置付けを継続するか、施設目的を変更するかを検討する。 ・甲山閣について、今後の稼働率向上が見込めない場合は、廃止を検討する。 ・シビックセンターについて、現状必要な舞台、音響設備の部材の改修範囲と水準について整理を進めるとともに、計画的な施設整備の実施のため、非重要部材も含めた保全計画の整理を進める。
		図書館・博物館等	41,262	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、他施設との機能統合による規模の適正化を検討する。 ・美術関係施設について、収蔵の基準を整理した上で、適切な保管方法の検討を行う	・図書館交流プラザについて、現状必要な舞台、音響設備及び図書館設備等の部材の改修範囲と水準について整理を進めるとともに、計画的な施設整備の実施のため、非重要部材も含めた保全計画の整理を進める。 ・美術博物館について、現状必要な展示、収蔵設備の部材の改修範囲と水準について整理を進めるとともに、計画的な施設整備の実施のため、非重要部材も含めた保全計画の整理を進める。 ・文化財・資料館について、施設の有効活用を手法を検討する。
	広域多機能拠点施設	広域多機能拠点施設	47,845	・広域多機能施設は、他のハコモノ類型とは異なり、岡崎らしさを積極的に打ち出し、市の魅力を高めるシンボリックな施設であるため、積極的に延床面積削減を推進すべきものではないが、施設効果を最大化し、ランニングコストを最小化できるよう、継続的に各費用の圧縮に取り組む。 ・事前評価により目標値を明らかにし、整備等について十分な合意形成を図っていくとともに、施工後は事後評価を行うなど、投資の有効性を積極的にアピールする。	・岡崎中央総合公園のスポーツ施設について、他のスポーツ施設との役割を明確にし、適切な整備水準による計画的な改修を検討する。 ・岡崎城・家康館については、令和5年のNHK大河ドラマで家康公が取り上げられることから、多くの観光客に訪れてもらうための施設整備を検討する。 ・南公園の再整備について、民間のノウハウの活用等により、利用者に対するサービス水準の向上と、維持管理及び運営コストの低減を検討する。 ・東公園について、動物園舎の計画的な改修を行うとともに、民間のノウハウの活用等により、利用者に対するサービス水準の向上と、維持管理及び運営コストの低減を検討する。
	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館・運動施設	21,842	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、他施設との機能統合による規模の適正化を検討する。	・スポーツ施設配置整備方針に基づく施設配置の見直しの検討及び計画的な管理計画の作成に取り組む。
		体験学習・レクリエーション施設	1,840	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、他施設との機能統合による規模の適正化を検討する。	・おかざき自然体験の森及びこども自然遊びの森について、民間のノウハウの活用等により、地域活性化等も含め、利用者に対するサービス水準の向上と、維持管理及び運営コストの低減を検討する。 ・くらがり溪谷では、利用者の多様なニーズに応えるため、施設の有効活用に取り組む。
	産業系施設	産業振興施設	12,719	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、集会機能等については、他施設との機能統合による規模の適正化を検討する。	・農業支援施設について、行政が果たすべき役割、機能を再整理して方向性を明らかにする中で、おかざき農遊館、ふれあいドーム岡崎については、民間譲渡の可能性を検討する。
	学校教育系施設	小中学校	456,913	・よりよい教育環境や学区ごとの実情を踏まえた適正規模判断、課題を有する場合の具体的な対応方策について検討し、将来的な児童・生徒数の増減傾向を見据えた合理的な長寿命化対策の実施を図る。	・適切な教育環境の整備として、児童数や学級数等、学校の適正規模についての具体的な指標を用いた基準の策定を検討する。 ・老朽化が進む学校のプールについて、今後の改修等の維持管理費の増加並びに子供の安全確保及び施設の管理等における教員の負担等を考慮し、民間施設の活用を踏まえた今後の方向性について検討する。 ・将来的な規模の適正化を見据えた、計画的な長寿命化対策を実施する。
		その他の学校・教育施設	12,978	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。	・少年自然の家について、稼働率向上に向けた具体的な取組みの検討を進める。 ・教育相談センターについて、計画的な改修の実施を検討する。 ・シャクナゲの里の今後の方向性について検討を行う。

分類			延床面積 (㎡)	基本的な取組みの方向性	次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）
市民利用施設	保健福祉系施設	保健衛生施設	13,866	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。	・岡崎げんき館について、計画的な改修の実施を検討する。
		高齢者福祉施設	15,985	・地域共生社会を推進するため、高齢者福祉に限らず、必要な地域福祉サービスの提供について検討する。 ・民間事業者が担える事業を実施している施設については、民間事業者の専門的なノウハウと事業の継続性をより効果的にするため、民間事業者への譲渡を検討する。	・高年者センター岡崎、各地域福祉センターについて、高齢者のみを対象とする老人福祉センターを継続するのか、あるいは事業形態の見直しを図るのかなどの課題について整理を進める。事業形態の見直しにより、収益性が見込めるなど民間での経営が可能となる場合は、将来的に岡崎市福祉事業団への譲渡も視野に入れて検討を進める。 ・花園高齢者生きがいセンターについて、行政が担うべき役割を整理し、運営主体の見直しを含めた検討を進める。
		障がい者福祉施設	8,065	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。	・児童発達支援の利用者については、引き続き増加が見込まれるため、新規事業者の参入の促進を図るとともに、より手厚い支援を必要とする子の増加に対応する方策を検討していく。 ・友愛の家の施設の運営について、利用者のニーズに沿った運営を引き続き継続するとともに、市民への施設の周知や地域との交流につながるアウトリーチ事業の活発化を図っていく。
		児童福祉施設（保育所等）	37,267	・保育サービスの地域的な過不足の解消に向けて、不足地域での拡充と過剰地域での縮小を行い、需給バランスの調整に取り組む。拡充にあたっては民間保育所を優先的に配置し、縮小にあたっては公立保育所を優先的に統廃合するものとする。	・「保育所等個別施設計画」に基づき、計画的な長寿命化対策を実施する。 ・民営化が可能な公立保育所等については、「岡崎市における公立保育所等の民営化についての基本的な考え方」の基本方針等に基づき、民営化を進める。
		児童福祉施設（放課後児童クラブ）	3,956	・児童育成センターの整備にあたっては、既存公共施設もしくは小学校施設への複合化を検討する。なお、小学校施設への複合化にあたっては、確認書に基づき学校教育環境に十分配慮するとともに、教育委員会や対象小学校との連携を密にして進めていく。	・すでに施設が不足する学区、不足が予測される学区については、「おかざきっ子 育ちプラン」に基づき、計画的な設置を推進する。なお、整備にあたっては、既存公共施設の活用や、民間事業者を主体とした施設運営等による民間活力の導入を検討し、効果的・効率的な整備を実施する。
		その他福祉施設	1,990	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度施設の役割を明確にし、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。	・今後の運営実績等を踏まえ、必要に応じて施設整備の効果についての検証を行う。
		公衆便所 ※	326	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。	・民間施設の活用の可能性等、各施設の必要性を整理したうえで、適切な維持管理を行う。
	住宅系施設	市営住宅等	174,958	・施設の老朽化対策が必要となる時期に、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。	・「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化対策等の計画的な施設整備を進める。
	病院系施設	病院施設	67,293	・岡崎市病院事業改革プラン等既存計画との整合を図りつつ、病院事業会計の健全性に留意するとともに、繰出金にかかる一般会計との調整を十分に行う。	・効率的かつ効果的な施設運営により、医療ニーズの変化へ対応しつつ、設備更新及び維持管理コストの縮減を目指す。
		診療所施設	938	・診療所は他のハコモノと異なり、民間医療機関の進出が期待できない地域における医療の確保等のための施設であることから、一概に施設規模縮減の方向で検討することはできないが、患者数動向や民間医療機関の進出動向を確認しつつ、行政サービスとしてのあり方を踏まえた検討を行う。	・医療施設として必要な修繕や改修等を実施する。

※ 「公衆便所」については、個別記載事項のページは省略する。

(2) ハコモノ 行政施設 要約版

分類			延床面積 (㎡)	基本的な取組みの方向性	次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）
行政施設	庁舎系施設	庁舎等	71,240	- 本庁舎では、大幅な組織改正や人員配置変更と連動して、計画的に執務室レイアウトを見直すことで、市民利便性向上と職員事務効率化を図る。 - 本庁舎では、継続的な節減努力により、施設効果を最大化し、ランニングコストを最小化できるよう引き続き取り組んでいく。 - 事務所・事業所等で、市民利用ではなく専ら行政利用である施設については、最低限のコストによりできるだけ長期間利用できるよう維持管理していく。	本庁舎での災害対応の運用を踏まえた、本庁舎の非常用発電機の整備についての必要性及び設置方法等を検討する。
		消防施設 (消防本部・署所等)	12,761	施設の老朽化対策が必要となる時期に、人口推計等による将来的な消防需要を踏まえた、効果的な消防活動の実施に向けた人員・車両等の配置やエリア間の補完の可能性等を整理したうえで、対策の実施を検討する。	- 消防本部・中消防署本署については、施設の老朽化対策として改修や建替えの実施に向けた手法等の検討を進める。 - 東消防署南分署については、移転先の候補地である岡崎駅針崎若松土地区画整理事業区域内の用地に係る事業の進捗を踏まえた検討を進める。
		消防施設 (消防団車庫警備室)	5,675	消防団は地域防災力の要となる組織であり、その活動拠点となる車庫警備室等の必要性も高いため、このタイプの施設を一概に施設規模縮減の方向で検討することはできないが、施設の建替え等が必要となった際には、団内における団員確保状況や被雇用者化状況の把握、団長等からの意見聴取により部編成変更の必要性について検討し、検討結果を踏まえ施設更新を行うものとする。	施設の老朽の程度に応じて、建替えの検討または必要な修繕等を実施する。
	プラント系施設	学校給食センター	16,426	- 施設の建替えが必要となる時期に、将来的な児童・生徒数の推移を踏まえた規模の適正化を検討する。 - 施設の建替えに際しては、安全性等の学校給食に求められるサービス水準を維持しながら、民間のノウハウの活用等によるサービス水準の向上と、維持管理及び運営コストの低減を検討する。	- 西部学校給食センターについて、整備基本計画に基づく施設の建替えを実施する。 - 南部学校給食センターについて、施設の老朽化に伴う建替え等の実施を検討する。
	その他行政施設	防災施設	1,886	- 防災行政無線（移動系）については計画的な更新の実施を検討し、適切な維持管理を行う。 - 防災行政無線（同報系）は更新しないこととし、他の代替手段による対応を検討する。 - 防災備蓄倉庫は、地域防災計画に基づき、災害時に防災拠点・指定避難所において有効に活用できるよう、物資の管理や施設の修繕等の維持管理を行う。また、水防倉庫及び土のう倉庫は、総合雨水対策計画に基づき、有事の際に浸水対策必要地域などにおいて有効に活用できるよう、物資の管理や施設の修繕等の維持管理を行う。なお、建替えに際しては、各計画を踏まえつつ、市有地への移転による借地解消に向けた配置の検討を行う。	- 各計画等に基づき、災害時等に必要な対応ができるよう物資の管理や施設の維持管理を行う。 - 防災行政無線（同報系）の運用の終了に伴い、桜形中継局舎の廃止を行う。
		その他行政施設	12,231	- 倉庫・観測施設等については、市民利用施設ではなく専ら行政利用であるため、最小限のコストによりできるだけ長期間利用できるよう維持管理していく。 - 処分見込施設については、速やかに他の公共施設用地としての活用や、用地売却などの検討を行い、これらの見込みが立たない場合は、安全面や防犯面の観点から、建物の解体をできるだけ先送りしないようにする。	- 倉庫・観測施設等については、最小限のコストによりできるだけ長期間利用できるよう維持管理していく。 - 処分見込施設については、速やかに跡地利用の方向性を整理し、できるだけ早期の処分を目指す。

2-3 ハコモノ個別記載事項

※本事項で掲載している数値等は、特に定めがない場合、令和3年3月31日または令和3年4月1日現在のものである。

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
市民センター	生涯学習活動の地域拠点として、地域図書室機能を備え、定期講座・市民講座をはじめ各種の生涯学習事業を行うための施設	8館	8,050 m ² (※1)
地域交流センター	市民活動の活性化により市民相互の交流を促進し、活力に満ちた地域社会を実現するための施設	5館	7,829 m ² (※2)
額田センター	地域活動の拠点施設として、額田図書館機能を備え、市民の文化及び教養の向上を図るとともに、市民の交流の場とするための施設	1館	2,209 m ²

※1：南部市民センターはシビックセンター内に複合されているため、延床面積は他類型で算入

※2：北部地域交流センターは民間施設を賃借しているため、延床面積に算入していない。

▼ 配置状況

	市民センター		地域交流センター		
	竣工年度	支所併設	名称	竣工年度	支所併設
岡崎地域	H17 S55 (分館)	○	南部(よりなん)	H18	
大平地域	S54	○			
東部地域	S53	○	東部(むらさきかん)	H24	
岩津地域	S51		北部(なごみん)	H1 ※民間建物	○
矢作地域	S52		西部(やはぎかん)	H19	○
六ツ美地域	S50	○	分館(悠紀の里)	H26	
額田地域	額田センター (H29 竣工・支所併設)				
中央地域	S43		図書館交流プラザ (市民活動総合支援センター)	H19	

▼ 現在までの主な取組み

- 額田支所周辺の老朽化した公共施設（額田支所、額田図書館、森の総合駅、ぬかた会館）について、規模の適正化及び施設機能の複合化により「額田センター」として整備した。（※「取組事例」参照）
- 市民センターの稼働率向上のため、令和元年度に市民センター条例の改正を行い、令和2年4月から一般利用の条件緩和を図った。

▼ 課題

- 利用団体や講座内容などから、周辺の類似施設で機能重複が考えられる。
- 生涯学習分野への民間企業参入やオンラインシステムの活用による情報提供など、学びの機会の幅が広がってきたことへの対応を検討する必要性が生じている。
- 市民センター（南部を除く。）が築40年前後を迎えており、施設の老朽化が進んでいる。
- 地域交流センターは供用開始から10年以上がたっており、設備等の計画的な更新の検討が必要となってきた。
- 北部地域交流センターは民間建物を賃借しており、築30年以上を経過しているため、施設の老朽化対策を検討する必要がある。
- 岡崎地域、中央地域については、機能が重複する施設が配置されている。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 市民センター、地域交流センターともに施設の老朽化対策が必要となる時期に、周辺施設の機能集約による施設の複合化及び規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 岩津地域は市民センター、地域交流センターともに施設の老朽化対策が必要となる時期であるため、規模の適正化及び施設の複合化による施設整備を検討する。
- 南部市民センター分館及び中央市民センターについては、地域内に機能が重複する施設があるため、必要性についての具体的な検討を進める。
- 施設の必要性が整理された場合も、合理的な長寿命化対策の手法を検討する。
- 地域交流センターの設備等の計画的な改修を検討する。

取組事例：額田センター整備事業

公共施設最適化事業債を活用した取組事例②

愛知県岡崎市（人口38.7万人）「額田センター整備事業」

事業の概要

額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で複合施設「額田センター」として整備。

事業のポイント

【課題】

- ・老朽化した施設、耐震性のない施設が存在
- ・他地域の施設量や利用状況と比較して施設規模が全体的に過大
- ・5施設の利用動線が悪い

施設名	延床面積(㎡)
旧額田支所(未利用)	1,362.74
額田支所	784.72
額田図書館	562.35
森の総合駅	505.42
ぬかた会館	718.16
合計	3,933.39

(延床面積を約50%縮減)
複合化

施設名	延床面積(㎡)
額田センター	1,975.77

※ぬかた会館は学区住民のコミュニティ活動の拠点施設に転用予定

○新施設機能
〈行政関係機能〉
支所、福祉総合相談窓口等
〈市民交流機能〉
集会室、和室等
〈社会教育機能〉
図書館、森の駅情報コーナー
〈地域防災拠点機能〉
防災活動室、防災倉庫等

事業実施体制

関係課長を委員とした検討部会を設置。さらに副市長を議長、関係部課長を委員とした上部会議で事業を推進。

事業実施前



事業実施後



事業の効果

- 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
- 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
- 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。

(出典：総務省資料)

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
市民ホーム	学区住民のコミュニティ活動と、自主的な文化活動のための施設	46 箇所	15,626 m ²
こどもの家	学区のこどもと大人がふれあうことでこどもの健全育成のため、また大人が体育を通じて健康づくりをするための施設	43 箇所	21,165 m ²

こどもの家には、バレーボールコート1面分のレクリエーション室と造形図書室が設けられており、放課後児童の安全な遊び場としての利用の他に、小学生が使用しない時間帯は学区住民のスポーツの場として利用されている。このような施設は他市には例がなく、岡崎市がこども育成や学区コミュニティ活動を重視してきた結果によるものといえる。

▼ 現在までの主な取組み

- 4箇所の市民ホームで別館部分を児童育成センターとして活用している。
- 額田センター整備に伴い、平成31年にぬかた会館を改修し豊富学区市民ホームに転用した。(なお、従来の学区市民ホームは地元の認可地縁団体へ譲渡)

▼ 課題

- 建物敷地や駐車場用地の一部(市民ホーム18箇所、こどもの家30箇所)で借地がある。
- 学区人口の増減傾向や高齢化傾向により、施設ごとの稼働状況に大きな差が表れている。
- これまでは、人口増や都市発展を背景に、各学区に同等の規模・機能を持つ施設の設置を重視してきた。今後も、可能な限り均一なサービス提供に努めるが、全学区に同規模な施設配置は困難となってくる。
- 市民ホームは昭和50年代後半から昭和60年代に、こどもの家は昭和60年代から平成にかけて、集中的に建設されたため、一斉に老朽化が進んでおり、維持管理費コストの増大が予想される。
- こどもの家のレクリエーション室にエアコンの設置が無いため、夏場に気温が上昇すると熱中症対策の観点から使用ができなくなる事例が発生している。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 小学校の学校敷地内への集約を検討するとともに、学区人口や児童数の推移、各施設の稼働率、周辺施設との機能重複等を総合的に勘案し、施設規模の見直しの検討を行う。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み(短期目標)

- 将来的な学校敷地内への集約化を視野に入れ、機能維持のために必要な最小限の範囲での修繕等の管理計画の作成を検討する。

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
ホール・ 会館施設	市民の集会、音楽、演劇その他の催しを通じて、芸術文化の振興 や歴史文化の継承と活用などを行うための施設 岡崎市民会館（甲山会館） 甲山閣 竜美丘会館 せきれいホール シビックセンター	5箇所	32,044 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 平成 28 年度に岡崎市民会館（あおいホール）、令和 2 年度にせきれいホールの大規模改修工事を実施した。
- 額田センター整備に伴い、平成 30 年にぬかた会館を廃止し、機能を移転した。

▼ 課題

- ホール施設は、設置からある程度の年数が経過すると、建物・設備等についての経年による老朽化とともに、現代の多様化した利用者のニーズに対応できない部分が生じることで施設価値が下がり、稼働率の低下につながる。舞台設備・音響設備・照明設備・客席等、施設価値を維持するための要素は数多くあるが、いずれも他の施設にはないものであり、建築や維持管理のコストは高くなる傾向がある。
- 平成 26 年の建築基準法令の改正により、天井脱落対策の規制が強化された。大規模改修工事未実施の施設（甲山閣を除く。）では、大規模天井脱落対策工事の必要が生じている。
- シビックセンターは比較的新しい施設ではあるが、築 20 年を迎えるため、建物や設備の老朽化対策の必要が生じてきている。
- 全室和室の集会施設である甲山閣は、稼働率が低い状況にある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各ホール・会館施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、各施設内の集会室と、周辺他類型施設における集会室について、重複がないことを確認する。重複がみられた場合は、規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 竜美丘会館について、太陽の城跡地の活用整備の状況を踏まえ、施設機能や利用実態を確認し、集会施設としての位置付けを継続するか、施設目的を変更するかを検討する。
- 甲山閣について、今後の稼働率向上が見込めない場合は、廃止を検討する。
- シビックセンターについて、現状必要な舞台、音響設備の部材の改修範囲と水準について整理を進めるとともに、計画的な施設整備の実施のため、非重要部材も含めた保全計画の整理を進める。

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
図書館交流 プラザ	図書館法に基づき設置された図書館を核とし、「活動支援」「文化創造」「交流」の機能を加えた生涯学習複合施設	1 箇所	24,000 m ²
美術博物館	博物館法に基づき設置された、歴史資料、美術品等の資料収集や展示などを行うための施設	1 箇所	6,494 m ²
美術館	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置された、市民が美術活動などを行うための施設	1 箇所	4,383 m ²
岡崎地域文化 広場	市の施策により設置された、子どもの美術作品の収集展示や創作活動などを行うための施設	1 箇所	4,671 m ²
文化財 資料館	旧額田郡公会堂及物産陳列所、旧本多忠次邸、旧愛知二中講堂、藤川宿資料館など、歴史文化に触れ、継承・活用するための施設	6 箇所	1,714 m ²

▼ 現在までの主な取り組み

- 額田センター整備に伴い、額田図書館の機能を複合施設内に移転した。

▼ 課題

- 図書館交流プラザは、図書館としての機能だけでなく、生涯学習複合施設として多機能を備えており、このような複合施設は、本計画で目指す複合化による利便性向上と総量縮減の先行事例であるともいえる。ただし、1棟あたりの延床面積は市民利用施設で最大となっており、また築10年を経過していることから、今後の維持管理費や改修工事費についての縮減努力が重要となってくる。
- 美術関係施設（美術博物館、美術館、地域文化広場のおかざき世界こども美術博物館）は市域に点在しており、施設間ネットワークの強化が課題である。また、各施設とも収蔵品の保管場所が飽和状態であるため、収蔵の基準を整理した上で、適切な保管方法の検討を行う必要がある。
- 美術関係施設では、適切な美術品の収蔵・展示を行うにあたり、空調設備、調光設備等の老朽化が進んでいるため、今後の改修コストが大きくなることが予想される。
- 文化財・資料館は、歴史文化の継承・活用に向けた手法の検討と合わせて、活用手法に見合った資料収集水準と保管場所の検討を進める必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、他施設との機能統合による規模の適正化を検討する。
- 美術関係施設について、収蔵の基準を整理した上で、適切な保管方法の検討を行う

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 図書館交流プラザについて、現状必要な舞台、音響設備等及び図書館設備等の部材の改修範囲と水準について整理を進めるとともに、計画的な施設整備の実施のため、非重要部材も含めた保全計画の整理を進める。
- 美術博物館について、現状必要な展示、収蔵設備の部材の改修範囲と水準について整理を進めるとともに、計画的な施設整備の実施のため、非重要部材も含めた保全計画の整理を進める。
- 文化財・資料館について、施設の有効活用の手法を検討する。

I-ii-① 広域多機能拠点施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
広域多機能拠点 (主な都市公園)	都市公園のうち、広域性や、防災・歴史・観光など多機能性を備えた施設 岡崎中央総合公園、岡崎公園（岡崎城、家康館）、東公園、南公園、村積山自然公園（奥殿陣屋）	5箇所	47,845 m ²

※愛知県地域防災計画において、岡崎中央総合公園が広域防災活動拠点として位置付けられている。

岡崎市地域防災計画では、岡崎中央総合公園が地区防災拠点として定められ、岡崎中央総合公園に加えて岡崎公園、東公園、南公園が広域避難場所として定められている。

▼ 現在までの主な取り組み

- 岡崎中央総合公園では、平成30年から体育館、武道場の長寿命化対策工事を実施した。
- 南公園の老朽化に伴い、「南公園再整備基本計画」の策定を進めている。

▼ 課題

- いずれの施設も規模が大きく、特殊性も高いことから、維持管理費や更新費は決して安価でない。
- 岡崎中央総合公園は築30年を経過し、施設の老朽化が進んでいる。長寿命化対策工事に着手しているものの、引き続き計画的な改修工事の実施が必要である。
- 岡崎城、家康館では、重要部材の改修等には着手しているものの、全体的に施設の老朽化が進んでいるため、修繕等の維持管理コストが増加傾向にある。また、常設展示は前回の改装から10年以上経過しているため、新たな展示改装が必要となっている。
- 東公園では、施設の老朽化に伴う動物園舎の改修が必要となっている。
- 南公園は施設の老朽化が進んでいるため、現在の社会ニーズを踏まえた面的な再整備が必要となっている。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 広域多機能施設は、他のハコモノ類型とは異なり、岡崎らしさを積極的に打ち出し、市の魅力を高めるシンボリックな施設であるため、積極的に延床面積削減を推進すべきものではないが、施設効果を最大化し、ランニングコストを最小化できるよう、継続的に各費用の圧縮に取り組む。
- 事前評価により目標値を明らかにして整備等について十分な合意形成を図っていくとともに、施工後は事後評価を行うなど、投資の有効性を積極的にアピールする。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 岡崎中央総合公園のスポーツ施設について、他のスポーツ施設との役割を明確にし、適切な整備水準による計画的な改修を検討する。
- 岡崎城・家康館については、令和5年のNHK大河ドラマで家康公が取り上げられることから、多くの観光客に訪れてもらうための施設整備を検討する。
- 南公園の再整備について、民間のノウハウの活用等により、利用者に対するサービス水準の向上と、維持管理及び運営コストの低減を検討する。
- 東公園について、動物園舎の計画的な改修を行うとともに、民間のノウハウの活用等により、利用者に対するサービス水準の向上と、維持管理及び運営コストの低減を検討する。

I-iii-① 体育館・運動施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
体育館・運動施設	市民がスポーツ活動に親しむ機会を提供し、健康保持増進と体力の向上を図るための施設	104 箇所	21,842 m ²

➤ 施設の内訳は以下のとおり

種別	名称	施設数
体育館	岡崎市体育館、矢作体育館、井田体育館、花園体育センター体育室、六ツ美体育館	5 箇所
運動場	龍北総合運動場陸上競技場、日名公園運動場、境公園運動場、六名公園運動場、明神橋公園運動場、額田運動場、花園体育センター運動場、ほか 12 箇所	19 箇所
学区運動広場	岩津運動広場、大幡運動広場、天神橋運動広場、舞木運動広場、奥殿運動広場、美合運動広場、藤川運動広場、六南あおみ野運動広場、常磐南運動広場	9 箇所
野球場	龍北総合運動場野球場	1 箇所
サッカー場	龍北総合運動場サッカー・ラグビー場、美矢井橋河川緑地運動場、渡橋河川緑地運動場	3 箇所
専用施設	龍北総合運動場テニスコート、緑丘テニスコート、梅園公園庭球場、乙川テニスコート、牧平公園庭球場、中伊西テニスコート、花園体育センターテニスコート、龍北総合運動場アーチェリー場、藤川射撃場、羽根乗馬場、カヌー練習場、渡橋河川緑地ゲートボール場、乙川ローラースポーツ場	13 箇所
学校開放	学校体育施設スポーツ開放事業として学校教育に支障のない範囲で、小学校 47 校、中学校 7 校において、運動場が学区住民に利用されている。	54 箇所

※岡崎中央総合公園及び南公園は、他類型：広域多機能拠点施設で整理するため、施設数に含めない。

▼ 現在までの主な取り組み

- スポーツ施設の計画的な整備と営繕を推進するため、平成 28 年に「スポーツ施設配置整備方針」を策定した。（令和 3 年度改訂予定）
- 愛知県岡崎総合運動場が岡崎市に移管され、龍北総合運動場として整備し令和 2 年度に供用開始した。
- 乙川河川緑地整備に伴い、令和 2 年度に乙川ローラースポーツ場をリニューアルした。

▼ 課題

- 体育館はいずれの施設も築 30 年を経過しており、床改修等を始めとした老朽化対策の実施が必要となってきたほか、総合体育館としての色彩を持つ岡崎市体育館においては、空調設備の必要性の検討が求められている等、今後、維持管理コストの増大が見込まれる。
- 利用者が限定的な専用施設や利用者の少ない施設は地域性を考慮しつつ、施設の形態や管理方法、施設のあり方を含めた見直しが必要である。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、他施設との機能統合による規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- スポーツ施設配置整備方針に基づく施設配置の見直しの検討及び計画的な管理計画の作成に取り組む。

I-iii-② 体験学習・レクリエーション施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
体験学習施設 (環境学習)	自然体験の場、機会の創出、活動の場の提供を通じて環境学習を推進するとともに、自発的な地域活動の支援、市民交流の促進、地域資源及び人材の発掘の拠点となる施設 おかざき自然体験の森、こども自然遊びの森、ホタル学校、桑谷展望園地	4箇所	1,241 m ²
レクリエーション施設	豊かな自然との触れ合いを通じて野外活動等を行う施設 くらがり溪谷レクリエーション施設、桑谷キャンプ場	2箇所	599 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 森の総合駅は、額田支所周辺施設整備にともない、規模を調整して額田センターへ複合化した。
- ホタル学校は、昭和57年度竣工の旧鳥川小学校の廃校舎を改修して活用している。

▼ 課題

- おかざき自然体験の森及びこども自然遊びの森では、開設以来一定の年月が経過する中で、環境教育の持続的な実施、魅力的なプログラムの提供及び利用者の利便性の向上等、施設サービスの向上が必要となってきた。
- 桑谷展望園地、桑谷キャンプ場の施設の老朽化が進んでおり、安全対策の実施が必要となっている。
- くらがり溪谷は施設の老朽化が進んでいることや、昨今のアウトドア需要の高まりを受け、利用者の安全確保とサービスの向上が必要となっている。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、他施設との機能統合による規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- おかざき自然体験の森及びこども自然遊びの森について、民間のノウハウの活用等により、地域活性化等も含め、利用者に対するサービス水準の向上と、維持管理及び運営コストの低減を検討する。
- くらがり溪谷では、利用者の多様なニーズに応えるため、施設の有効活用に取り組む。

I-iv-① 産業振興施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
産業振興施設	地域産業の振興のために必要な人材及び中小企業の育成並びに勤労者の労働環境の改善及び福利厚生を増進を支援する施設 中小企業・勤労者支援センター	1箇所	2,748 m ²
農業支援施設	農林業支援や展示即売のための施設 おかざき農遊館、ふれあいドーム岡崎、農業支援センター、道の駅藤川宿地域振興施設	4箇所	9,555 m ²
農村振興施設	農業者等の健康増進、農業経営・農村生活改善合理化のための施設 農村環境改善センター	1箇所	416 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 産業人材支援センターに勤労文化センターの機能を複合化し、令和3年度から中小企業・勤労者支援センターとして供用開始した。
- 令和2年度に「農業支援施設・農村振興施設個別施設計画」を策定し、施設の現状分析や老朽化対策の優先度等の整理を行った。
- 農村振興施設として保有していた、農村婦人の家、中山間地域農村活性化施設は地元の認可地縁団体へ譲渡、基幹集落センターは市民ホームへの機能統合により、それぞれ施設を廃止した。

▼ 課題

- 農業支援施設では民間事業者との役割分担等を整理して、行政が関与する妥当性を十分検証する必要がある。
- 農村環境改善センターの老朽化が進んでおり、安全対策等の実施検討が必要となっている。なお、利用が一部のコミュニティや団体に限られているため、稼働率は低い。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、位置付けを確認するとともに、集会機能等については、他施設との機能統合による規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 農業支援施設について、行政が果たすべき役割・機能を再整理して方向性を明らかにする中で、おかざき農遊館、ふれあいドーム岡崎については、民間譲渡の可能性を検討する。

I - v - ① 小中学校

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
小学校	学校教育法に基づき設置された、小学生に義務教育を行うための施設	47 校	269,238 m ²
中学校	学校教育法に基づき設置された、中学生に義務教育を行うための施設	20 校	187,675 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 広幡、大樹寺、城南では小学校の余裕教室、連尺、大門、豊富では小学校敷地の一部を活用して、児童育成センターを設置している。
- 平成 30 年度に再生整備のモデル校として他校に先行して竜谷小学校の大規模改修を実施し、続いて令和 4 年度から岡崎小学校の大規模改修を予定している。（今後、順次実施の予定）
- 平成 30 年度から令和元年度にかけて、PFI 事業により小中学校の教室（67 校 1,790 教室）にエアコンを設置した。
- 令和 2 年度に「小中学校施設長寿命化計画」を策定し、施設の現状分析等の整理、維持・更新コストの縮減及び平準化の検討を行い、実施方針を定めた。

▼ 課題

- 延床面積のうち半数近くが大規模改修の時期を迎えており、早急に計画的な老朽化対策を進める必要がある。
- 現在検討している市独自の少人数学級を実施した場合、教室改修や増築等の工事が必要となる可能性がある。
- 学校教育環境は第一に考えるべきであるが、小中学校施設は延床面積が大きく、また大規模改修をはじめとする長寿命化対策が必要になる時期が集中しているため、合理的な実施に向けた検討が必要である。
- 地域間で児童・生徒数に偏りがあり、さらに将来的な児童・生徒数の増減傾向に差が生じてくることが予想される。平成 27 年 3 月の「岡崎市学校適正規模に関する提言（岡崎市学校適正規模検討委員会）」を踏まえ、学級数や児童・生徒数等について、適切な教育環境を考慮した適正化を検討する必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- よりよい教育環境や学区ごとの実情を踏まえた適正規模判断、課題を有する場合の具体的な対応方策について検討し、将来的な児童・生徒数の増減傾向を見据えた合理的な長寿命化対策の実施を図る。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 適切な教育環境の整備として、児童数や学級数等、学校の適正規模についての具体的な指標を用いた基準の策定を検討する。
- 老朽化が進む学校のプールについて、今後の改修等の維持管理費の増加並びに子供の安全確保及び施設の管理等における教員の負担等を考慮し、民間施設の活用を踏まえた今後の方向性について検討する。
- 将来的な規模の適正化を見据えた、計画的な長寿命化対策を実施する。

I-v-② その他の学校・教育施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
看護専門学校	保健師助産師看護師法に定める看護師の資格を得るに必要な知識及び技術を修得させるための施設	1 校	3,435 m ²
その他 教育施設	小中学校以外で、教育の質の向上や研究等に資する施設 総合学習センター、教育相談センター、少年自然の家、シ ャクナゲの里（市外：新城市）、	4 箇所	9,543 m ²

※幼稚園は平成 29 年度より幼保連携型認定こども園へ移行したため、他類型：「保育所等」にて整理

▼ 現在までの主な取組み

- 市立幼稚園 3 園について、平成 29 年度から幼保連携型認定こども園へ移行した。
- 令和元年度から 2 年度にかけて総合学習センターの大規模改修を実施し、多目的ホール等の整備を行った。
- 少年愛護センター等の設置場所である六名会館の一部として利用していた児童育成センターを大幅に拡大し、施設を転用することで有効利用を図った。

▼ 課題

- 少年自然の家では、小中学校による山の学習での利用が中心となるが、時期が集中し限定的であることや中学校における当該施設での山の学習の実施が減ってきていることから、年間の稼働率が低い状況にある。
- 少年自然の家では、全体的に施設の老朽化が進んでいるとともに、宿泊棟にエアコンがないため、夏季の宿泊活動に支障をきたしているが、これらの対策に多額の費用を要する。
- 教育相談センターでは、施設の老朽化に伴う外壁や空調設備等の改修が必要となっている。
- シャクナゲの里は、安全対策による宿泊利用の中止等の理由により、利用実績がほとんどない状況である。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 少年自然の家について、稼働率向上に向けた具体的な取組みの検討を進める。
- 教育相談センターについて、計画的な改修の実施を検討する。
- シャクナゲの里の今後の方向性について検討を行う。

I-vi-① 保健衛生施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
岡崎げんき館	保健衛生事業、市民健康づくり支援事業、子ども育成支援事業、市民交流支援事業を行うための複合施設	1 箇所	7,563 m ²
動物総合センター	動物に関する一元的な窓口として、動物愛護や適正飼育の啓発、専門相談などに対応するための施設	1 箇所	1,184 m ²
斎場 (火葬場)	墓地、埋葬等に関する法律に基づく、火葬を行うための施設	1 箇所	5,119 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 既存施設改修と新築により、平成 19 年度に PFI 事業により岡崎げんき館を開設した。
- 斎場（火葬場）は、PFI 事業により建替えを行い平成 28 年度から新施設が稼働した。

▼ 課題

- 岡崎げんき館、斎場（火葬場）は、PFI 事業により建設と長期の運営を民間事業者に委ねているが、施設の保全・更新は市が行うこととなっている。
- 特に岡崎げんき館は屋内プールがあり、特殊な設備を有するため、維持管理のコストが高い施設であるが、開設から 10 年以上が経過していることから、建物改修や設備更新等の必要性が高まっており、今後、更なるコストの増大が見込まれる。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 岡崎げんき館について、計画的な改修の実施を検討する。

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
高年者センター岡崎 (総合老人福祉センター)	老人デイサービスセンター、老人福祉センターで構成された複合施設。高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜等を総合的に供与するための施設 高年者センター岡崎のみ、養護老人ホームを併設している。	6箇所	15,280 m ²
各地域福祉センター			
花園高齢者生きがいセンター	高齢者に就業の場を提供することにより社会参加を促進し、高齢者福祉の向上を図ることを目的とした施設	1箇所	705 m ²
ふれあいデイサービスセンター	額田地域での介護保険認定が非該当(又は認定申請前)の高齢者の自立生活の助長及び介護予防のための施設	1箇所	

▼ 現在までの主な取り組み

- 平成 26 年度に「福祉部の所管する法人及び公の施設のあり方について」を策定し、施設の方向性の検討を行った。
- 豊富学区市民ホームに併設していた、ふれあいデイサービスセンターは、市民ホームを地元の認可地縁団体に譲渡したため、建物を当該団体から使用貸借して設置している。
- 社会福祉センター(旧勤労文化センター)の開設に伴い、高年者センター岡崎内に設置していた美合高齢者生きがいセンターの機能を移転した。

▼ 課題

- 高年者センター岡崎・各地域福祉センターでは、収益性のない老人福祉センターと、介護保険制度における介護給付費対象事業として既に民間事業者の参入実績の多いデイサービス等が行われている。
- 老人福祉センターの施設機能である老人のための憩いやサロンとしての機能に一定の必要性はあるものの、健康講座や生涯学習活動の側面においてコミュニティ関連施設(地域活動拠点)との重複が見られること、娯楽設備・入浴設備を有する老人福祉センターは他の行政サービス水準との間に乖離があることなどの課題がある。
- 地域包括ケアの推進に向け、老人福祉センターには、これまでのレクリエーションの場としてだけでなく、介護予防の拠点としての役割が求められている。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 地域共生社会を推進するため、高齢者福祉に限らず、必要な地域福祉サービスの提供について検討する。
- 民間事業者が担える事業を実施している施設については、民間事業者の専門的なノウハウと事業の継続性をより効果的にするため、民間事業者への施設譲渡を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み(短期目標)

- 高年者センター岡崎、各地域福祉センターについて、高齢者のみを対象とする老人福祉センターを継続するのか、あるいは事業形態の見直しを図るのかなどの課題について整理を進める。事業形態の見直しにより、収益性が見込めるなど民間での経営が可能となる場合は、将来的に岡崎市福祉事業団への譲渡も視野に入れて検討を進める。
- 花園高齢者生きがいセンターについて、行政が担うべき役割を整理し、運営主体の見直しを含めた検討を進める。

I -vi-③ 障がい者福祉施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
こども発達センター	発達に心配のある子に対して発達に関する相談、医療及び療育を総合的に提供する施設	1 箇所	5,490 m ²
友愛の家	身体障害者福祉法に基づく福祉センターであるとともに、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター機能を有する施設	1 箇所	2,575 m ²

▼ 現在までの主な取り組み

- PFI 事業での既存施設改修と新規施設整備により、こども発達センターとして、こども発達相談センター（相談機能）、こども発達医療センター（診療機能・医学的リハビリ機能）、こども発達支援センター（療育機能）を複合化した施設を整備した。
- こども発達センターの整備と合わせて、PFI 事業による友愛の家の大規模改修を実施した。
- 「福祉部の所管する法人及び公の施設のあり方について（平成 26 年度策定）」に基づき、令和 3 年に、福祉の村にある、そだちの家、希望の家、のぞみの家、にじの家、みのりの家を岡崎市福祉事業団に譲渡した。

▼ 課題

- こども発達支援センターで実施する児童発達支援のうち「わかば」は、より手厚い支援を必要とする 3 歳から就学前の子が毎日通う施設である。近年、より手厚い支援を必要とする子が増加しているが、わかばと同等の手厚い支援を提供する児童発達支援事業所が不足しているため、わかばの利用希望者が定員を超えている状況が続いている。
- 発達に心配のある子が地域の保育園や幼稚園で集団生活により早く適応して安心して過ごせるように、保育士などの支援者に対し専門的な助言や支援を行う保育所等訪問支援事業のニーズが高まっている。友愛の家は現在の場所に平成 30 年 4 月に移転し、施設の利用者数は堅調であるが、市民に対する地域活動支援センターとしての施設の認知度が低い。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度各施設の役割を明確にし、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 児童発達支援の利用者については、引き続き増加が見込まれるため、新規事業者の参入の促進を図るとともに、より手厚い支援を必要とする子の増加に対応する方策を検討していく。
- 友愛の家の施設の運営について、利用者のニーズに沿った運営を引き続き継続するとともに、市民への施設の周知や地域との交流につながるアウトリーチ事業の活発化を図っていく。

I-vi-④ 児童福祉施設（保育所等）

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
保育所	児童福祉法に基づき設置された、保育を必要とする児童を保育するための施設	35 箇所	33,275 m ²
こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、児童に対する教育及び保育をするための施設	3箇所	3,836 m ²

※上記のこども園は幼保連携型認定こども園である。

※上記公立施設のほか、市内に私立保育所 18 箇所、私立幼稚園 22 箇所がある。

▼ 現在までの主な取組み

- 増加する保育ニーズに対応するとともに、認定こども園制度導入へのけん引として、平成 29 年に公立幼稚園をすべて幼保連携型認定こども園へ移行させた。
- 国の施策に基づき、令和元年 10 月より保育所及びこども園の3歳児以上の利用料が無償となった。
- 令和3年に「岡崎市における公立保育所等の民営化についての基本的な考え方」を策定し、公立保育所等の民営化について基本方針を定めた。
- 令和3年に「保育所等個別施設計画」を策定し、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期の整理を行い、長寿命化大規模改修を実施する対象園の選定等を行った。
- 公立幼保連携型認定こども園 3 園の給食について、給食提供の安定及び安心化を図るため、献立作成、調理、配送等に係る一連の業務を民間事業者への委託に切り替えた。
- 岡崎支所所管区域における、喫緊の保育需要に対応するため、新設保育所の整備・運営を行う法人を公募により選定した。（令和4年4月1日開設予定）

▼ 課題

- 昭和 50 年代前後から、児童数の増加に伴い集中して建設されており、建物の老朽化が一斉に進んでいるため、計画的な老朽化対策の実施が必要となっている。
- 保育需要の変化により乳児等の入所・入園希望者の増加に伴う保育スペースの確保並びに保育需要の地域差に応じた保育の受け皿の確保が必要となっている。
- 地域間で児童数に偏りがあり、さらに将来的な児童数の増減傾向に差が生じてくることが予想される。適切な保育環境を考慮した適正化を検討する必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 保育サービスの地域的な過不足の解消に向けて、不足地域での拡充と過剰地域での縮小を行い、需給バランスの調整に取り組む。拡充にあたっては民間保育所を優先的に配置し、縮小にあたっては公立保育所を優先的に統廃合するものとする。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 「保育所等個別施設計画」に基づき、計画的な長寿命化対策を実施する。
- 民営化が可能な公立保育所等については、「岡崎市における公立保育所等の民営化についての基本的な考え方」の基本方針等に基づき、民営化を進める。

I-vi-⑤ 児童福祉施設（放課後児童クラブ）

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
放課後児童クラブ	児童福祉法に基づき設置された、昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所 岡崎市での呼称は、児童育成センター	49 箇所	3,956 m ²

※49 箇所中、8箇所は他施設に複合化されている。

※上記児童育成センターの他、市内に 14 の民間児童クラブがある。

▼ 現在までの主な取組み

- 平成 27 年 5 月に市長と教育委員会との間に「小学校の教室を活用した児童育成センターの確認書」（以下「確認書」という。）を締結し、小学校内で開設する場合の施設利用方針や責任範囲の明確化を図った。
- 「おかざきっ子 育ちプラン（子ども・子育て支援事業計画）」において、学区ごとに必要量の見込み等を整理している。
- 民間ノウハウの活用により放課後児童への育成支援の充実と支援員等の慢性的な人員不足の課題解消を図るため、児童育成センターの事業運営を民間事業者に委託した。
- 市営住宅の整備に伴い、敷地内に民間児童クラブによる運営を目的とした施設整備を進めている。（令和 2 年度に五本松住宅敷地内に整備、今後、平地住宅で整備予定）

▼ 課題

- 市街化区域を中心に、留守家庭児童の増加に伴う放課後児童クラブの不足が生じている。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 児童育成センターの整備にあたっては、既存公共施設もしくは小学校施設への複合化を検討する。なお、小学校施設への複合化にあたっては、確認書に基づき学校教育環境に十分配慮するとともに、教育委員会や対象小学校との連携を密にして進めていく。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- すでに施設が不足する学区、不足が予測される学区については、「おかざきっ子 育ちプラン」に基づき、計画的な供給量の確保に努める。なお、整備にあたっては、既存公共施設の活用や、民間事業者を主体とした施設運営等による民間活力の導入を検討し、効果的・効率的な整備を実施する。

I-vi-⑥ その他福祉施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
社会福祉センター	福祉関係団体の活動支援や福祉ボランティアの活動支援等、社会福祉の充実を図るための施設	1箇所	1,990 m ²

※母子生活支援施設(いちょうの家)の廃止に伴い、本類型の名称を「児童福祉施設(その他児童福祉施設)」から「その他福祉施設」に変更

▼ 現在までの主な取組み

- 福祉政策の充実として、本庁舎での福祉相談窓口の一本化と合わせ、社会福祉の拠点として社会福祉センターを整備した(令和3年度供用開始)。なお、整備に当たっては既存施設(旧勤労文化センター)の改修として実施し、建設コストの低減を図った。
- 民間事業者の専門的なノウハウと事業の継続性をより効果的にするため、平成30年に母子生活支援施設(いちょうの家)を、指定管理者として管理運営していた社会福祉法人へ譲渡した。

▼ 課題

- 多様化するニーズや複合的な問題に対する対応等、喫緊の福祉の課題への対策として施設整備を行ったものであるため、その効果について検証していく必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、今一度施設の役割を明確にし、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み(短期目標)

- 今後の運営実績等を踏まえ、必要に応じて施設整備の効果についての検証を行う。

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
市営住宅等	公営住宅法に基づき設置された、住宅に困窮する低額所得者に賃貸するための住宅施設等	28 団地 (2,905 戸)	174,958 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期の整理等を行い、長寿命化対策等の計画的な施設整備を進めている。
- 国土交通省が定めるマニュアルに基づく需要推計により、市営住宅の必要管理戸数を算出している
- 平成 29 年度より、指定管理者による市営住宅等の管理運営を実施している。
- 老朽化し、かつ現地建替えが困難である 4 団地（ひばり荘、陣場荘、大池荘、大平荘計 150 戸）の集約建替えをするため、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて五本松住宅を整備した。（移転完了後、4 団地は廃止）
- 平成 30 年度より、大規模団地である平地荘の建替えを進めている。（令和 5 年度に整備完了予定）
- 老朽化した中之郷荘については、用途廃止のために団地南側への集約移転を実施しており、空き家となった団地北側に加え、老朽化した桑谷荘の 2 階建住戸の用途廃止を予定している。

▼ 課題

- 市の人口は増加してきたが、需要推計では、平成 27 年度の必要管理戸数は 2,340 戸程度であり、廃止予定分の 341 戸を除いても、市営住宅の管理戸数は 2,552 戸である。（令和 3 年度に需要推計の見直しを実施予定）
- 市営住宅は、住宅困窮者に対して安定した住生活を提供する必要があるため、求められる維持管理水準等が他の公共施設と異なる。また、施設の構造、耐用年数、規模などが民間の賃貸住宅とは異なるため、公営住宅等長寿命化計画等に基づき、ライフサイクルコスト縮減に向けた取組み促進が必要となる。
- 市営住宅は、住宅困窮者のセーフティネット機能として、多様化するニーズへの対応が求められている。行政が担うべき役割を明確にするともに、公民連携による総合的な制度構築に向けた方策の検討を進めていく必要がある。
- 市営住宅にかかる費用は、建設時の国庫補助金や、入居者から徴収する家賃等により多くがまかなわれるため、一般財源ベースで行った全体方針における更新費試算や縮減目標設定の対象外としている。ただし、空き家を保有していると家賃収入が得られず収支の均衡が崩れる恐れがあるため、需給バランスの調整が重要となる。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、行政が担うべき機能の位置付けを整理したうえで、規模の適正化を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化対策等の計画的な施設整備を進める。

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
岡崎市民病院	西三河南部東医療圏における高度急性期医療を担う第3次救急病院として、市民に必要な医療を提供するための施設。 その他にも、周産期医療センター機能や災害拠点病院機能など、様々な役割を担っている。	1 箇所	67,293 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 平成 25 年度にはがん治療充実のため西棟を新たに建設、また駐車場確保のため立体駐車場を建設した。平成 27 年度には救急医療の充実のため、救命救急センター棟を建設した。
- 平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、医療ニーズの変化へ対応するため、本棟の再編改修工事を実施した。
- 平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、エントランスホール天井耐震工事を実施した。
- 令和元年度に旧愛知県がんセンター愛知病院の岡崎市への移管に伴い、地域がん診療連携拠点病院に指定された。（岡崎市立愛知病院は令和 2 年 10 月に廃止）
- 令和 2 年度に「岡崎市病院事業改革プラン（2021 年度～2025 年度版）」を策定した。
- 令和 3 年度に緩和ケア病棟を稼働し、「あらゆる領域・あらゆるステージのがん治療」が完結する体制を整えた。

▼ 課題

- 岡崎市民病院は、1 施設あたりの延床面積において市有施設最大規模であるだけでなく、他の施設にはない医療機器、大規模空調設備、これらを支えるエネルギーセンターなど多くの設備を抱えている。
- 岡崎市民病院は、生命や健康の維持に関わる施設であることから、他の施設と比べて高い維持管理水準を必要とし、また医療技術の進歩や医療ニーズの変化に対応するため、他施設よりも短期間で一定規模の内部改修が必要となる。
- 令和 2 年に藤田医科大学岡崎医療センターが開設、令和 3 年に愛知医科大学メディカルセンターが開設するなど、当該医療圏における医療機関の状況が大きく変わってきている。
- 病院事業の経営収支が、平成 28 年度から令和 2 年度まで 5 年度連続で純損失となっていることから、安全で安心な医療を市民に提供することを前提としたうえで、経費の更なる削減、利用患者数および収益の増加など、あらゆる方面の経営改善に向け努力する必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 岡崎市病院事業改革プラン等既存計画との整合を図りつつ、病院事業会計の健全性に留意するとともに、繰出金にかかる一般会計との調整を十分に行う。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 効率的かつ効果的な施設運営により、医療ニーズの変化へ対応しつつ、設備更新及び維持管理コストの縮減を目指す。

I -viii-② 診療所施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
診療所	民間医療機関の進出が期待できない地域における医療の確保等のための施設（医師住宅を含む） 額田宮崎診療所 額田北部診療所	2箇所	938 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- いずれの診療所も、額田地域にあり、民間医院の廃業をきっかけに設置されたものであるため、従前から行われてきた、かかりつけ医としての地域医療を継続的に行っている。
- 通常の診療にとどまらず、往診や健診、予防接種等を行うとともに、学校医や保育園医を兼任し、地域に根差した医療を幅広く提供している。
- 医療保険制度における、生活習慣病を予防するための特定健康診査は、かかりつけ医での受診が推奨されており、対象者には積極的な実施を勧めている。

▼ 課題

- 額田地域では、市内他地域と比べて人口の減少・高齢化が進んでおり、いずれの診療所も、人口減少の影響を受け、年間患者数が毎年約5%減少している。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 診療所は他のハコモノと異なり、民間医療機関の進出が期待できない地域における医療の確保等のための施設であることから、一概に施設規模縮減の方向で検討することはできないが、患者数動向や民間医療機関の進出動向を確認しつつ、行政サービスとしてのあり方を踏まえた検討を行う。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 医療施設として必要な修繕や改修等を実施する。

Ⅱ-i-① 庁舎等

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
本庁舎	市役所本庁舎として、執務室、会議室、立体駐車場等からなる施設	1箇所	61,672 m ²
事務所・事業所等	行政事務を行うための事務所や倉庫などの施設 総合現業事務所 総合検査センター 校務員作業班事務所 埋蔵文化財整理事務所・倉庫 計量検査所 額田保久簡易郵便局	6箇所	9,568 m ²

➤ 本庁舎の施設構成

棟名称	西庁舎	西庁舎南棟	東庁舎	福祉会館	分館	その他
竣工年度	S47	H8	H19	H6	S57	—
延床面積	14,461 m ²	3,178 m ²	13,380 m ²	9,095 m ²	1,573 m ²	19,982 m ²

(※端数処理の関係から延床面積の合計値が一致しない。)

▼ 現在までの主な取組み

- 額田支所周辺施設整備に伴い、額田支所を額田センターへ複合化した。
- 本庁舎では、庁舎周辺整備事業として、庁舎の敷地拡張を実施した。(臨時駐車場として活用)
- 本庁舎では、平成30年度より、幸田町との通信指令業務を共同化し運営している。
- 本庁舎では、福祉会館の改修に伴い、令和3年度より高齢、障がい、こども、生活困窮など分野や制度の垣根を超えた断らない相談支援、社会とつながるための支援及び地域における交流や活躍の機会を生み出す支援を一体的に行う福祉総合相談窓口を設置している。

▼ 課題

- 本庁舎の非常用発電機の運転可能時間が、東庁舎は76時間だが、西庁舎及び南棟が27時間、福祉会館が2時間となっており、岡崎市業務継続計画(BCP)への対応を検討する必要がある。
- 本庁舎の延床面積は、立体駐車場を含むことを勘案しても中核市平均を上回っており、効率化・適正化を図る必要がある。本庁舎は複数の棟で構成されているが、西庁舎南棟・分館については、効率的に使用できているとは言えないため検討が必要である。
- 本庁舎では、特定個人情報記載書類や保存文書及び補助金等に関する書類の増加により、書類保管場所の必要性が高まっている。書類保管場所の検討に当たっては、文書のペーパーレス化等による文書保存の運用の見直しとともに、書類保管場所の必要量を整理する必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 本庁舎では、大幅な組織改正や人員配置変更と連動して、計画的に執務室レイアウトを見直すことで、市民利便性向上と職員事務効率化を図る。
- 本庁舎では、継続的な節減努力により、施設効果を最大化し、ランニングコストを最小化できるよう引き続き取り組んでいく。
- 事務所・事業所等で、市民利用ではなく専ら行政利用である施設については、最低限のコストによりできるだけ長期間利用できるよう維持管理していく。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み(短期目標)

- 本庁舎での災害対応の運用を踏まえた、本庁舎の非常用発電機の整備についての必要性及び設置方法等を検討する。

II-i-② 消防施設（消防本部・署所等）

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
消防庁舎	国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うなど、常備消防活動の拠点となる施設（非常備については別の類型で整理）	10 箇所	12,761 m ²

※各地域の配置状況は消防力の整備指針に基づいており、以下のとおり。（カッコ内は施設の竣工年度）

地域	消防本部・消防署	出張所	延床面積
中央地域	消防本部・中消防署本署（S53）	—	5,772 m ²
岡崎地域	東消防署南分署（S55）	—	674 m ²
大平地域	東消防署本署（H8）	—	1,436 m ²
東部地域	—	東消防署本宿出張所（H16）	587 m ²
岩津地域	中消防署北分署（S53）	中消防署花園出張所（H10）	933 m ²
矢作地域	西消防署本署（H13）	—	1,558 m ²
六ツ美地域	—	東消防署青野出張所（S60）	470 m ²
額田地域	—	東消防署額田出張所（H9） 東消防署形埜出張所（H21）	1,330 m ²

（※端数処理の関係から延床面積の合計値が一致しない。）

▼ 現在までの主な取組み

- 人口増加、高齢者人口増加等に対応するため、平成 9 年度には東分署を、平成 14 年度には西分署をそれぞれ本署に昇格させるなど、消防体制の増強を進めてきている。
- 地図情報システム連動などの高機能通信指令システム導入の必要性から、平成 19 年度に市役所本庁舎 7 階に通信指令システムを設置し、平成 30 年度より、共同通信課を設置して通信指令業務を幸田町と共同化して運営している。
- 平成 30 年度に「消防施設個別施設計画」を策定し、効果的な消防活動の実施に向けた人員・車両等の配置やエリア間の補完の可能性等を整理し、計画的な長寿命化対策の実施についての検討を行った。

▼ 課題

- 衛生設備の拡充、感染対策を踏まえた仮眠室及び女性隊員に配慮した設備の設置並びに消防車両の車庫の増設等、消防活動の遂行に当たって必要な施設の整備が求められている。
- 緊急時の出勤等、24 時間の稼働が必要な施設であるため、他の施設に比べて設備の更新等に経費を要する。
- 施設の改修や建替えに当たっては、業務を継続しながらの実施方法の検討が必要となる。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の老朽化対策が必要となる時期に、人口推計等による将来的な消防需要を踏まえた、効果的な消防活動の実施に向けた人員・車両等の配置やエリア間の補完の可能性等を整理したうえで、対策の実施を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 消防本部・中消防署本署については、施設の老朽化対策として改修や建替えの実施に向けた手法等の検討を進める。
- 東消防署南分署については、移転先の候補地である岡崎駅針崎若松土地区画整理事業区域内の用地に係る事業の進捗を踏まえた検討を進める。

Ⅱ-i-③ 消防施設（消防団車庫警備室）

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
消防団 車庫警備室	消防団による消火活動・救助活動など、非常備消防活動の拠点となる施設 岡崎市消防団は、多団制で 21 消防団、107 部、1,517 人により構成されている。	107 箇所	5,675 ㎡

▼ 現在までの主な取組み

- 消防団定員 1,517 人に対する充足率は 97%を超えており、全国の充足率 89%程度を大きく上回っている。
- 消防団員が清掃作業や除草作業を行うことで、維持管理費の節減を図っている。
- 消防団員からの修繕要望や自主点検結果をもとに、計画的な維持管理を行っている。

▼ 課題

- 充足率は高い水準で維持しているものの、本市においても消防団員の確保には苦心している。また、消防団員平均年齢の上昇や、8割に達している被雇用者化など、社会環境の変化を受けた課題がある。
- 出勤に際して各団員が自家用車で集合するため、駐車場の必要性が高まっていること、また、今後施設の老朽化が進み建替え等が必要となった場合の建替え用地が必要となること等、用地の確保が課題となっている。
- 車庫警備室等は主に木造であるため、長寿命化ではなく建替えが必要となる時期まで現在の建物を使用する必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 消防団は地域防災力の要となる組織であり、その活動拠点となる車庫警備室等の必要性も高いため、この類型の施設を一概に施設規模縮減の方向で検討することはできないが、施設の建替え等が必要となった際には、団内における団員確保状況や被雇用者化状況の把握、団長等からの意見聴取により部編成変更の必要性について検討し、検討結果を踏まえ施設更新を行うものとする。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 施設の老朽の程度に応じて、建替えの検討または必要な修繕等を実施する。

Ⅱ-ii-① 学校給食センター

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
学校給食センター	学校給食法に基づき、児童及び生徒の心身の健全な発達や、食生活の改善に寄与する学校給食を提供するための施設	4箇所	16,426 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 施設・設備の老朽化に伴い、平成 18 年度に北部学校給食センター、平成 27 年度に東部学校給食センターをそれぞれ移転新築した。
- 令和 2 年度に策定した「西部学校給食センター整備基本計画」に基づき、西部学校給食センターの建替え用地を取得し、実施方針の策定等による事業の実施に向けた事務を進めている。

▼ 課題

- 学校給食センターは、施設機能の根幹である調理機器等の寿命が 20 年程度であるため、築 20 年目には大規模な機器更新が必要となる。その後、築 40 年目には 2 度目の機器更新や配管等の更新が必要となるが、施設が休止できる夏休み期間での長寿命化改修が困難であることから、築 40 年程度で建替えによる更新を行う必要がある。
- 学校給食では、食中毒リスクや温かい給食が冷めない時間を考慮し、調理から喫食までの時間を 2 時間以内とする必要がある。そのため、市内小中学校への配送計画等を考慮した施設配置としないといけない。
- 現在整備事業を実施している西部学校給食センターのほか、南部学校給食センターも老朽化が進んでいるため、同様に整備の検討が必要となっている。
- 食物アレルギー対応として、除去食をはじめとした安全な食物アレルギー対応食の提供が必要となってきている。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 施設の建替えが必要となる時期に、将来的な児童・生徒数の推移を踏まえた規模の適正化を検討する。
- 施設の建替えに際しては、安全性等の学校給食に求められるサービス水準を維持しながら、民間のノウハウの活用等によるサービス水準の向上と、維持管理及び運営コストの低減を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 西部学校給食センターについて、整備基本計画に基づく施設の建替えを実施する。
- 南部学校給食センターについて、施設の老朽化に伴う建替え等の実施を検討する。

Ⅱ-iii-① 防災施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
防災無線 中継局	地域防災計画に基づき、有線通信途絶に備えるための無線通信設備を核とする施設	7箇所	35 m ²
防災倉庫 防災備蓄倉庫	地域防災計画に基づき、被災者支援を目的とする物資を保管するための倉庫	73箇所	902 m ²
水防倉庫 土のう倉庫	地域防災計画・総合雨水対策計画に基づき、水害発生時に水害軽減を目的とする物資を保管するための倉庫	48箇所	949 m ²

※無線中継局は山間部に設置、防災倉庫等は地域防災計画に基づき避難所や防災拠点に設置、水防倉庫等は浸水実績などに応じて配置されている。

▼ 現在までの主な取り組み

- 防災行政無線（移動系）は、平成 23 年、電波利用期限を迎えるなど、老朽化した 2 つの周波数帯のアナログ防災行政無線をデジタル防災行政無線に統合し、データ通信などの機能の高度化を図った。
- 防災行政無線（同報系）は、合併前の平成 7 年、額田地区に整備され、地域 FM 放送が受信できない地域における防災情報伝達手段として維持管理してきた。
- 本市は、平成 14 年に東海地震の地震防災対策強化地域に指定され、平成 15 年には東南海・南海地震防災対策推進地域にも指定されたことから、平成 16 年度に防災備蓄倉庫整備事業を開始した。
- 平成 16 年度から令和元年度にかけて、防災拠点及び指定避難所などに防災備蓄倉庫を整備した。
- 現在、防災倉庫内の備蓄物資は、南海トラフ地震の被害想定に基づき備蓄を進めている。
- 水防倉庫等には、くい木や土のう等が保管されており、有事の際に地元水防団、消防等により活用される。

▼ 課題

- 防災行政無線（移動系）は、デジタル化による更新整備から 10 年が経過し、サーバや受信機などの周辺機器が劣化してきているため、計画的な更新が必要である。
- 防災行政無線（同報系）は、整備から 24 年が経過し、受信機を含む周辺機器が生産終了となることや、電波法の改正により防災行政無線（同報系）の不要電波の発射について、同法に抵触することから、現状での運用が困難となってきた。
- 各倉庫は、主に木造または軽量鉄骨造の小規模なものであるため、長寿命化改修の実施対象とならない。また、施設老朽化による大きな不都合はなく、それぞれの建物は、施設規模が小さく構造も簡易であるため、維持管理コストは少ない。しかし、一部の施設が借地であることや、施設数が多いことから、老朽化に伴う建替えは計画的に行う必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 防災行政無線（移動系）については計画的な更新の実施を検討し、適切な維持管理を行う。
- 防災行政無線（同報系）は更新しないこととし、他の代替手段による対応を検討する。
- 防災備蓄倉庫は、地域防災計画に基づき、災害時に防災拠点・指定避難所において有効に活用できるよう、物資の管理や施設の修繕等の維持管理を行う。また、水防倉庫及び土のう倉庫は、総合雨水対策計画に基づき、有事の際に浸水対策必要地域などにおいて有効に活用できるよう、物資の管理や施設の修繕等の維持管理を行う。なお、建替えに際しては、各計画を踏まえつつ、市有地への移転による借地解消に向けた配置の検討を行う。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 各計画等に基づき、災害時等に必要な対応ができるよう物資の管理や施設の維持管理を行う。
- 防災行政無線（同報系）の運用の終了に伴い、桜形中継局舎の廃止を行う。

Ⅱ-iii-② その他行政施設

現状と課題

▼ 施設概要

名称	位置付け	施設数	延床面積
倉庫・観測施設等	文書や資材を保管するための倉庫や、大気測定局・地盤観測所などが含まれる。	54 箇所	7,453 m ²
処分見込施設	施設目的を終え、有効活用・売り払い・解体等による処分が見込まれる施設	6 箇所	4,778 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 平成 28 年度から令和 2 年度にかけて、4 箇所（1,099 m²）の処分見込施設を処分した。その内 2 箇所（726 m²）を、建物付きで売り払うことで、建物の解体等の処分に係る事務や経費を軽減した。

▼ 課題

- 処分見込施設は、これまで他類型で行政機能を担ってきたが、社会情勢変化などにより施設目的を終えたものが分類される。その場合、他の公共施設用地としての活用や、用地売却などの検討を行い、必要に応じて旧施設を解体しているが、次の行政利用や用地売却の見込みが立たない場合、解体が先送りされることがあるため、計画的な利用検討が必要である。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 倉庫・観測施設等については、市民利用施設ではなく専ら行政利用であるため、最小限のコストによりできるだけ長期間利用できるよう維持管理していく。
- 処分見込施設については、速やかに他の公共施設用地としての活用や、用地売却などの検討を行い、これらの見込みが立たない場合は、安全面や防犯面の観点から、建物の解体をできるだけ先送りしないようにする。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 倉庫・観測施設等については、最小限のコストによりできるだけ長期間利用できるよう維持管理していく。
- 処分見込施設については、速やかに跡地利用の方向性を整理し、できるだけ早期の処分を目指す。

§ 第3章 インフラ類型別方針

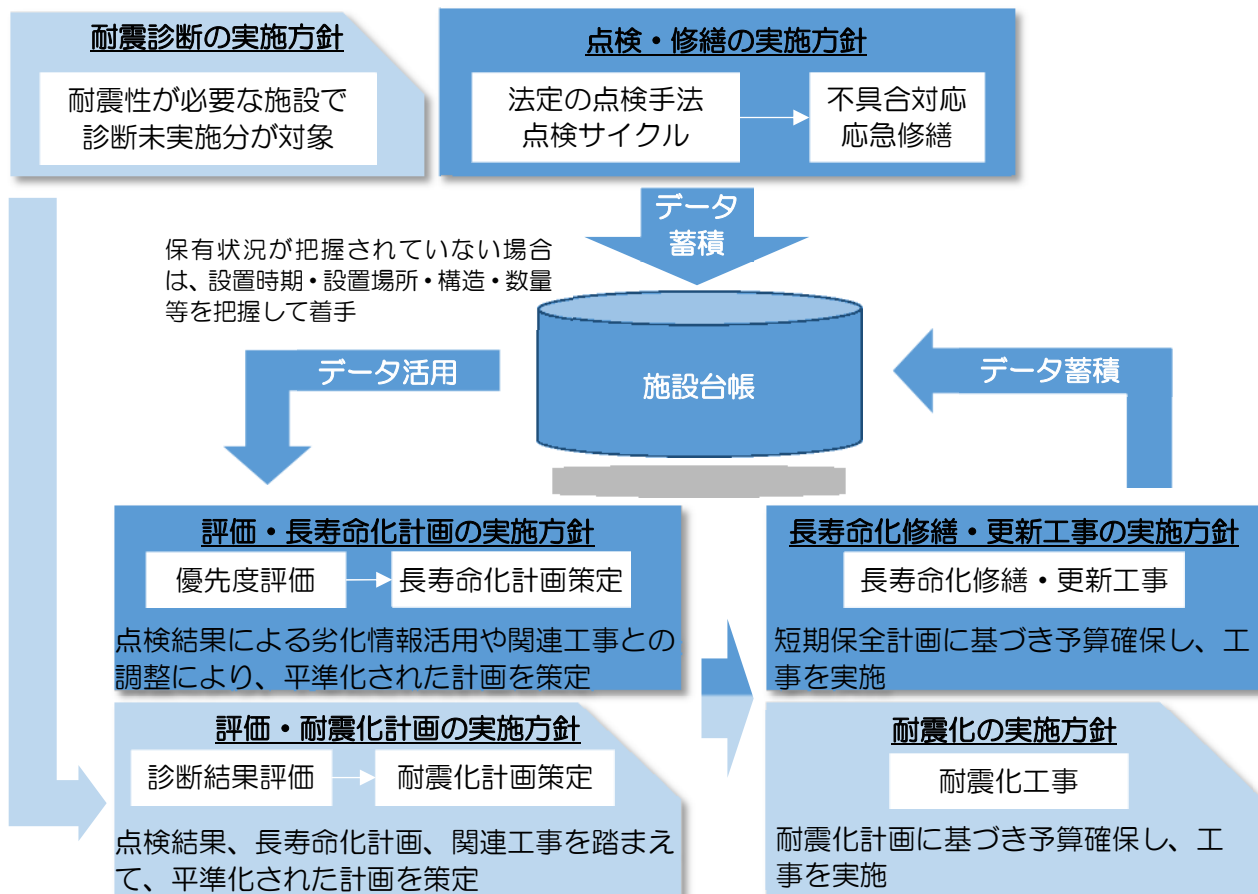
3-1 インフラ共通記載事項

▼ インフラ施設をとりまく現状

- **インフラ施設の重要性**
インフラ施設は、日常生活や経済活動の根幹を支えるものであり、大規模災害時における復旧工事では道路・橋りょう、続いて上下水道が優先的に施工されることからその重要性が認められる。
- **新規整備費と財源確保**
全体方針において、ハコモノは総量縮減等により財源不足を解消するものとしているが、インフラはその性質上、総量縮減に馴染まないため、改修・更新コスト縮減や自主財源の確保により不足額以上の財源を生み出し、都市の発展に資する新規投資を行うものとした。
- **老朽化対策重点化への転換期**
全国でインフラ施設が一齐に老朽化していること、老朽化対策の遅れは生命・財産を脅かす事態に発展する可能性が高いことから、国家的課題としての取組みが進められており、国の補助制度においてもその動向を反映したものに転換が図られている。
- **類型ごとの特性の違い**
本計画におけるインフラは、道路、橋りょう、河川、農業施設、公園、上水道、下水道等に分類される。類型ごとで老朽化対策に係るこれまでの取組みに大きな差が生じているが、それぞれで耐用年数、付帯設備、メンテナンスサイクル、老朽化した場合の危険性が異なることによるもので、必ずしも一律の進捗を必要としない。ただし、対策に遅れが生じているものについては取組みを強化する必要がある。
- **施設管理体制**
本市のインフラは主に土木建設部・経済振興部・環境部・都市基盤部・上下水道局等により管理されている。それぞれの類型で、管理部局や施設特性に差異があるものの、施工現場では連携・協力が必要なケースも多く、特に老朽化対策重点化への大きな転換期にある現状では、課題認識の共有等に向けた組織横断的な検討体制を整える必要がある。

▼ 一般的なメンテナンスサイクル

類型ごとに特性は異なるが、下図のメンテナンスサイクルを基本とし、老朽化した場合の危険性などを考慮して重点化や省力化のバランス感をもって取り組む。なお、一部に耐震対策が十分でないものもあるため、長寿命化と合わせて取組みを推進していく。



▼ 組織横断的検討体制の整備

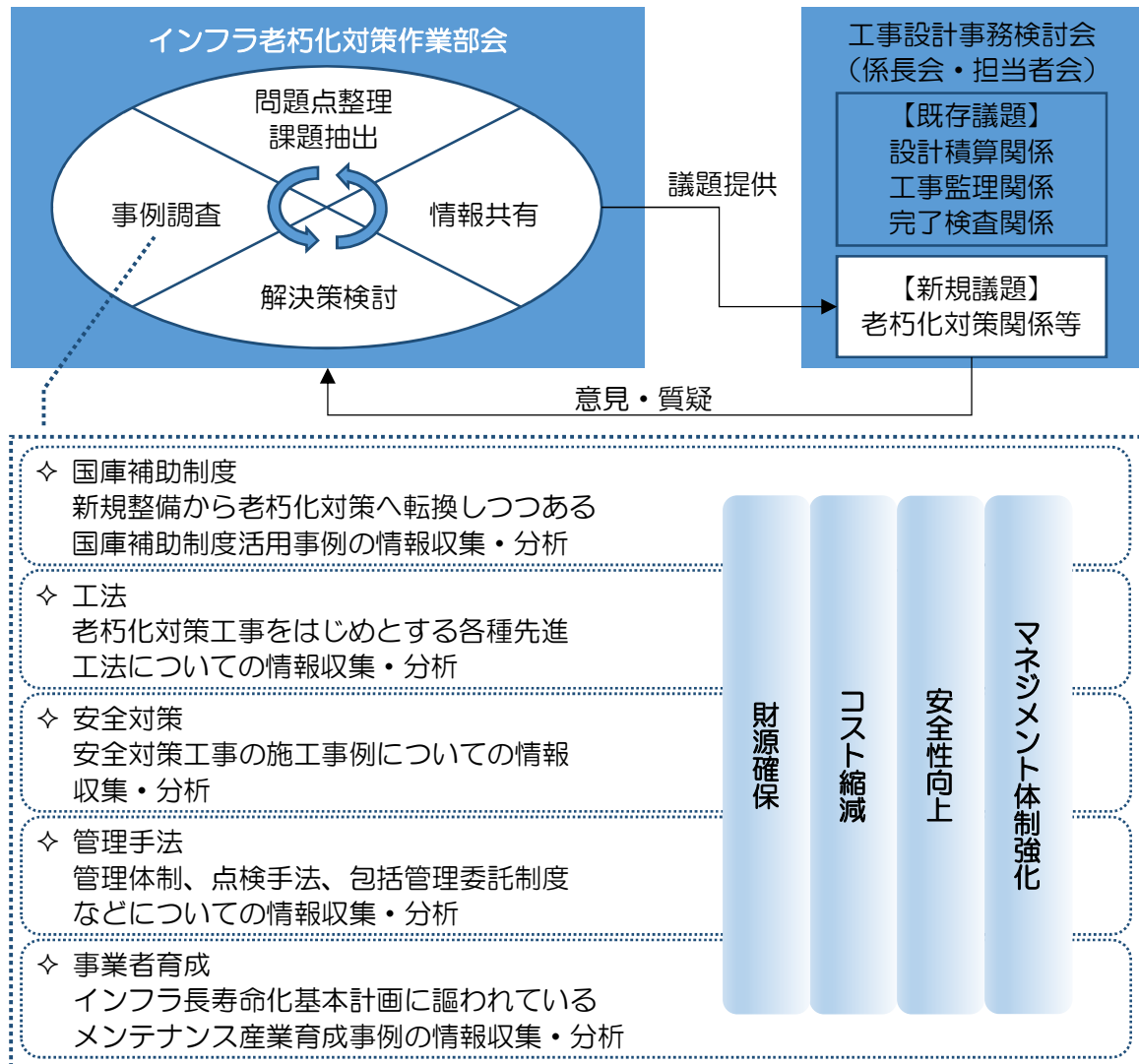
➤ 道路占用者会議

掘削等により市道に影響を与える可能性のある道路占用物の管理者（各工事担当課）と、各道路管理者（国・県・市道）による会議を年に2回行っており、今後ともこれを継続する。会議ではそれぞれで予定している工事箇所・時期・内容の共有・調整などにより、合理的で無駄のない工事となるよう努めている。

➤ インフラ老朽化対策作業部会

新規整備重視から老朽化対策重視へと大きく転換しつつある現状と将来を見据え、インフラ管理局における組織横断的な検討体制（下図インフラ老朽化対策作業部会）を構築した。

インフラについて多岐に渡る問題点の整理や課題抽出を行い、先進事例等の調査を経て最適な方向性を模索する。その調査結果や解決策を、既存の工事設計事務検討会（係長会・担当者会）を通じて関係部署へ情報共有を行う。



▼ 工事履歴データの蓄積・活用

今後、各類型では老朽化した場合の危険性などを考慮して施設管理の充実を図っていくが、危険性の高低に関わらず、工事履歴データの蓄積は将来にわたり重要なものとなってくる。将来のデータ活用可能性を分析して、データ蓄積手法について速やかに検討を行う。

▼ 合理的新規投資に向けた優先順位付け

新規投資については、総合計画における未来投資計画事業としての事前評価・事後評価を徹底する。すでに道路建設事業ではみちづくりプランとして検討スキームが構築されているが、同様の取組みを推進していく。

▼ 計画的な公共投資

都市計画マスタープラン、立地適正化計画、その他関連計画との整合を図り、一貫性のある新規整備・改修などの公共投資を推進していく。

分類			基本的な取組みの方向性	次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）
都市関連施設	都市基盤系施設	道路	・幹線道路及び道路施設・道路附属物については、個別施設計画に基づき、国の交付金を活用して対象施設の点検及び修繕工事を着実に進める。また、道路法及び点検要領に基づく点検を継続して実施する。 ・土地区画整理事業等により整備された道路については、「道路パトロール」の重点化や、整備要望路線の現場確認にあわせて周辺道路の老朽状況をチェックするなど、更新時期集中のリスク管理に努める。 ・その他道路については、引き続き「道路パトロール」及び「町内会からの整備要望」等による点検・修繕・更新を行い、適切な道路管理に努める。	・幹線道路の舗装について、令和6年度からの修繕計画を策定し、順次修繕を進める。 ・道路施設及び道路附属物について、定期点検を実施し、効率的に修繕を行い長寿命化を図る。
		橋りょう	・【点検・診断】、【修繕計画の策定】、【修繕工事】、【効果の評価と改善】の4項目を5年ごとに実施するメンテナンスサイクルを構築し、より効率的な長寿命化の実現を図る。 ・岡崎市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、国の個別補助を活用して対象橋りょうの修繕工事を着実に進める。 ・国の補助による道路法に基づく5年に1回の橋りょう点検を継続して実施する。 ・巨大地震の発生に備え、避難・輸送・復旧活動等、災害時に道路網が持つ役割を確保するため、対象橋りょうについて下部工対策（橋脚耐震補強）の整備を進める。	・修繕対応について、「Ⅲ」判定の橋りょうの対策を完了させ、予防保全段階である「Ⅱ」判定の橋りょうへの対策に着手することで、効率的に長寿命化を図る。 ・橋りょう長寿命化修繕計画に基づき修繕を進めながら、より効率的に長寿命化が図れるよう、損傷の進行や再劣化の状況を点検の中で把握し、次期修繕計画の策定に反映する。 ・下部工対策が未実施となっている橋りょうの耐震化について、重要度の高い橋りょうから順次耐震整備を進める。
		河川	・河川、排水路は、適切に管理すれば半永久的に使えるとされており、他の公共施設等のような一斉更新対策が必要な施設ではないと考えている。しかし、構造によっては定期的な点検・補修や更新が必要な施設もあるため、岡崎市河川等維持管理計画指針に基づく安全対策を実施する。 ・老朽化対策とともに、別に定める岡崎市総合雨水対策計画において、官民一体となった雨水対策を推進する。	・増加する地元要望に対応するため、効率的な調査方法を検討する。 ・貯留池、調整池で、一部耐震対策が未施工のものについては、重要度や緊急性を考慮して実施を検討する。
		農業施設	・ため池については、防災工事の優先順位をつけ順次実施していく。なお、用地については民有地が含まれている部分もあるため、協力を依頼しながら円滑な実施を図る。 ・ポンプ設備は適切にメンテナンスすれば寿命は概ね40年前後であるため、当面は10年ごとのオーバーホールを行う。合歓木排水機場については耐震対策が必要なため、施設更新を含めて総合的に計画する。 ・占部用水土地改良区の幹線パイプラインは、県営事業として国、県、市がそれぞれ費用負担をし、機能及び耐震診断を行い改修等が必要となれば改修工事を行う。その他のものは、今後も受益者からの要望を受け対応していく。 ・農道は利用者が限られており、排水路は適切に管理すれば半永久的に使えるとされているため、他の公共施設等のような一斉更新対策が必要な施設ではない。そのため、今後も受益者からの要望を受け対応していくとともに、農林水産省の行っている地元協議会や団体等への支援制度を引き続き活用していく。	・個別施設計画等に基づく計画的な維持管理及び工事を実施していくとともに、その他必要な対策を実施していく。
	公園	公園	・個別施設計画に基づく計画的な点検・修繕・更新を行っていく。 ・公園愛護運営会等、地域コミュニティが主体となった公園の維持管理や運営を推進し、多様な公園活用と持続可能な維持管理を図る。 ・民間ノウハウの活用により、公園の魅力やサービスの向上について、効率的な実施を図る。 ・岡崎墓園については、施設の老朽化対策が必要となる際に、宗教法人の動向や、近年のニーズ変化を踏まえ、墓園サービスの提供範囲や手法について検討する。	・個別施設計画に基づく計画的な点検・修繕・更新を実施する。 ・公園愛護運営会の活動実績の増加を図る。
		林道施設	・林道については、パトロールによる目視での点検結果及び地元要望を基に、生活道としての利用等の重要度等、総合的に勘案し優先順位を付け、計画的な修繕工事を実施する。 ・林道橋については、パトロールによる目視での点検のほか、林野庁の定めた林道施設長寿命化マニュアル（H28）に基づく5年に1回の定期点検を実施し、点検結果を踏まえた個別施設計画（林道橋）の見直しとともに、計画的な予防保全の対策を実施する。	・林道の効果的、効率的な点検・維持管理の方法について検討する。 ・林道橋は、1巡目の定期点検結果により修繕が必要と判断された6橋について、県の補助事業による修繕工事の実施に向け、県と調整を行っていく。また、令和6年度までに全27橋の定期点検2巡目を実施する。
		ごみ処理施設等	・広域化計画や各推計を踏まえ、適正な施設規模での更新を検討する。 ・イニシャルコストとランニングコスト（長寿命化費用を含む）を十分検証し、ライフサイクルコスト比較を前提とした、施設規模や設備機能を検討する。	・広域ごみ処理施設の整備（令和12年供用開始）に向けた調整及び検討を進める。 ・ごみ処理施設等の効果的・効率的な施設配置の実施に向けた取組みを進める。

分類			基本的な取組みの方向性	次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）
都市関連施設	都市基盤系施設	駐車場 ※	・ 竈田公園地下駐車場については、より有効な利用が図られるよう活用手法や位置付けについて継続的に見直しを行っていく。 ・ 駅周辺に設置している自転車等駐車場について、駅前再開発等を契機に既存の公設駐輪場を廃止し、より利便性の高い施設となるよう民間提案による民設民営の駐輪場を設置していく。	・ 竈田公園地下駐車場について、個別施設計画に基づく計画的な営繕の実施とともに、公園等周辺施設との連携による有効活用を図る。 ・ 公民連携による岡崎駅西口自転車等駐車場の再整備の検討を進める。
		その他都市基盤施設等 ※	・ 駅周辺に整備された自由通路やペDESTリアンデッキ及び市所有のエレベータ等について、定期的な保守点検等により安全性を確保する。 ・ ポケットパーク、広場、モニュメント等の適切な維持管理を行う。	・ 引き続き定期点検をはじめとする日常の維持管理を継続し、安全性の確保をする。
		上水道施設	・ 岡崎市上下水道ビジョンに基づく水道施設の強靱化及び持続的な事業運営の実現を図る。 ・ 浄水場、配水場、ポンプ場については、「個別施設計画（水道）」に基づき、優先順位を考慮した更新整備や施設の統廃合を行っていく。 ・ 資材事務所について、業務状況に応じた施設規模及び配置の検討を行い、施設の更新等を進めていく。 ・ 管路について、持続的な機能確保とライフサイクルコスト低減を目指し、計画的な改築更新を進める。	・ 「個別施設計画(水道)」に基づく、水道施設の修繕・改修を実施する。 ・ 基幹管路網再構築計画を策定し、基幹管路の再構築やそれに合わせた管路耐震化及び配水区ブロック化に取り組んでいく。
		下水道施設	・ 逐次、ストックマネジメント計画や地震対策計画の策定・見直しを行い、計画的な改修・更新を行う。 ・ 改築や耐震工事を実施する場合は、国庫補助金を活用する。 ・ 「個別施設計画（下水道）」の策定にあたっては、繰入金にかかる一般会計との調整を十分に行う。	・ スtockマネジメント計画や地震対策計画に基づく、施設及び設備等の計画的な改修・更新を行う。
	農業集落排水施設	・ マンホールポンプと処理場設備の一斉更新時期を迎えるにあたり、効率的かつ平準化された更新計画となるよう策定された最適整備構想を随時更新するとともに、改築工事を実施する。 ・ 一斉更新にむけて、財源・人員・工法等の検討を進めるとともに、特に処理場については、近隣地区間で統合するなど効率化の可能性について検討する。 ・ 更新費用だけでなく、維持管理費用を含むライフサイクルコストに配慮した改築など、合理的な機能保全対策を実施する。	・ 農業集落排水処理施設個別施設計画（最適整備構想）に基づく、施設及び設備等の計画的な改修・更新を行う。	
土地			・ 市有財産の有効活用に関する基本方針に基づき、財産の有効活用による歳入の確保と歳出の縮減、事務の効率化を図る。	・ 市有財産の有効活用に関する基本方針による取組みを推進するとともに、その実績を整理・分析し、検証を行う。

※ 「駐車場」と「その他都市基盤施設等」については、個別記載事項のページは省略する。

3-3 インフラ個別記載事項

※本事項で掲載している数値等は、特に定めがない場合、令和3年3月31日または令和3年4月1日現在のものである。

現状と課題

▼ 施設概要

- 道路法に基づき認定された市道と、市道以外の道路に分類される。市道については道路台帳により、道路の種類、路線名、認定年月日、路線延長、幅員などをデータ管理している。

分類		定義	路線数	延長
市道	幹線道路	道路利用者及び第三者への影響が大きい交通量の多い主要な道路	103 路線	127km
	その他市道	幹線道路以外の市道	6,676 路線	1,997km
	自転車歩行者道	専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するための市道	157 路線	13km
市道以外の道路		行き止まり道路や、国から譲与を受けた道路など		

- 道路施設及び道路附属物は、各台帳により施設名、管理番号、建設年月日などを管理している。

分類		定義	施設数
道路施設及び道路附属物	トンネル	山腹を掘り貫いた道路	1 箇所
	横断歩道橋	歩行者が道路を横断するための立体横断施設	10 橋
	大型カルバート	内空に2車線以上の道路を有するカルバート	2 箇所
	道路法面	市指定緊急輸送道路の法面（特定道路土工構造物）	3 箇所
	大型標識	主に片持ち式の標識（F型・逆L型など）	47 基
	道路照明灯	道路を照らす照明（防犯灯・施設照明は除く）	2,884 基

▼ 現在までの主な取組み

- 道路施設及び道路附属物、幹線道路（舗装）について、個別施設計画を策定した。
- 道路施設及び道路附属物、幹線道路（舗装）の定期点検を実施している。
- 幹線道路の舗装、大型標識、道路照明灯については、点検結果により修繕を行っている。
- 幹線道路の舗装について、令和2年度から3ヶ年で点検を行い、令和6年度からの修繕計画の策定の準備を進めている。

▼ 課題

- 幹線道路は自動車通行量が多いため施設寿命が短く、かつ不具合箇所の放置は大きな事故につながる恐れがあることから、老朽化や不具合の状況把握をはじめとする安全対策の必要性が高い。
- 土地区画整理事業等により整備された道路は、舗装や側溝等排水施設の整備時期が集中しているため、今後更新時期も同時期に集中する可能性が想定される。
- 市道以外の道路については市街化調整区域内の狭あいな道路を多く含んでおり、全ての保有状況は把握出来ていない。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 幹線道路及び道路施設・道路附属物については、個別施設計画に基づき、国の交付金を活用して対象施設の点検及び修繕工事を着実に進める。また、道路法及び点検要領に基づく点検を継続して実施する。
- 土地区画整理事業等により整備された道路については、「道路パトロール」の重点化や、整備要望路線の現場確認にあわせて周辺道路の老朽状況をチェックするなど、更新時期集中のリスク管理に努める。
- その他道路については、引き続き「道路パトロール」及び「町内会からの整備要望」等による点検・修繕・更新を行い、適切な道路管理に努める。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 幹線道路の舗装について、令和6年度からの修繕計画を策定し、順次修繕を進める。
- 道路施設及び道路附属物について、定期点検を実施し、効率的に修繕を行い長寿命化を図る。

現状と課題

▼ 施設概要

- 橋りょうは、橋りょう台帳により橋種・建設年月日・橋長等を管理している。

分類	定義	橋りょう 総延長	橋りょう数
市道橋りょう	道路法の改正により平成 26 年度から点検が義務付けされた橋りょう	10,927m	948 橋

▼ 現在までの主な取り組み

- 平成 26 年度から平成 30 年度にかけて 1 巡目の点検を行い、その結果をもとに長寿命化修繕計画及び橋りょう個別施設計画を策定した。
- 早期の修繕対応が必要な健全性「Ⅲ」判定の橋りょうに対して修繕を実施している。
- 橋りょうの耐震化
上部工対策…規模や防災上の重要度から 229 橋を選定し、被災危険度に対する評価結果等による優先順位をつけ、平成 23 年度末に上部工の耐震補強工事を完了した。
下部工対策…上部工対策を行った橋りょうのうち、橋脚をもつ橋りょうについて、防災上の重要度及び周辺の交通環境、架け替え予定等考慮して対象となる 22 橋を選定した。平成 28 年度に橋脚の耐震補強工事に着手し、5 橋の対策が完了した。

▼ 課題

- 橋長 15m以上の橋りょうは、昭和 40 年代から昭和 50 年代に建設のピークがあり、その後も継続的に建設が行われてきている。現時点では、架設後 50 年以上経過する割合は 22%にすぎないが、10 年後には約 42%、20 年後には約 67%に急増するため、膨大な修繕費が必要となってくることが見込まれる。
- 予防保全を実施するにあたり、優先的に修繕対応が必要な、健全性「Ⅲ」判定の橋りょうがある。
- 橋りょうの耐震化について、下部工対策が未実施のものがある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 【点検・診断】、【修繕計画の策定】、【修繕工事】、【効果の評価と改善】の 4 項目を 5 年ごとに実施するメンテナンスサイクルを構築し、より効率的な長寿命化の実現を図る。
- 岡崎市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、国の個別補助を活用して対象橋りょうの修繕工事を着実に進める。
- 国の補助による道路法に基づく 5 年に 1 回の橋りょう点検を継続して実施する。
- 巨大地震の発生に備え、避難・輸送・復旧活動等、災害時に道路網が持つ役割を確保するため、対象橋りょうについて下部工対策（橋脚耐震補強）の整備を進める。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 修繕対応について、「Ⅲ」判定の橋りょうの対策を完了させ、予防保全段階である「Ⅱ」判定の橋りょうへの対策に着手することで、効率的に長寿命化を図る。
- 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき修繕を進めながら、より効率的に長寿命化が図れるよう、損傷の進行や再劣化の状況を点検の中で把握し、次期修繕計画の策定に反映する。
- 下部工対策が未実施となっている橋りょうの耐震化について、重要度の高い橋りょうから順次耐震整備を進める。

現状と課題

▼ 施設概要

- 法河川（準用河川）は河川法の規定が準用されるため、延長や河川区域などを記した台帳を作成し管理しているが、法定外の河川・排水路等は河川法が適用されないため、台帳作成がなされていない。

分類		定義	河川数	延長
法河川	準用河川	1級・2級河川以外の法規定が準用される河川で、市町村長が指定したもの	26 河川	29km
法定外公共物	普通河川	法河川以外の公共（自然・人工）の水 流及び水面	62 河川	49km
	砂防河川		101 河川	122km
	排水路			
その他の施設		貯留池、調整池、流域貯留浸透施設等	（貯留池 2 箇所、調整池 64 箇所）	

▼ 現在までの主な取組み

- 法定外の河川・排水路等について、危険箇所を把握するため、主に市街化区域を中心に平成 27 年度から令和 2 年度にかけて調査を行った。
- 令和元年に、河川・排水路の定期的な点検・補修等の安全対策についての考え方をまとめた岡崎市河川等維持管理計画指針を定めた。
- 令和 2 年に、予防保全が必要な施設について、河川構造物個別施設計画を策定した。

▼ 課題

- 法定外の河川・排水路等の維持管理について、気候変動による豪雨の頻発・激甚化及び少子高齢化により、地元要望が増加傾向にあり、現場調査等の対応に苦慮している。
- その他の施設について、調査の結果、耐震対策が必要と判定される施設があることが判明している。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 河川・排水路は、適切に管理すれば半永久的に使えるとされており、他の公共施設等のような一斉更新対策が必要な施設ではないと考えている。しかし、構造によっては定期的な点検・補修や更新が必要な施設もあるため、河川等維持管理計画指針に基づく安全対策を実施する。
- 老朽化対策とともに、別に定める岡崎市総合雨水対策計画において、官民一体となった雨水対策を推進する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 増加する地元要望に対応するため、効率的な調査方法を検討する。
- 貯留池、調整池で、一部耐震対策が未施工のものについては、重要度や緊急性を考慮して実施を検討する。

現状と課題

▼ 施設概要

分類		定義	完成年月	数量
ため池		「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく農業用ため池		112 箇所
排水 機場	合歓木排水機場	大雨による農地等への浸水被害を軽減するために、雨水を河川へ直接排水するためのポンプ場	S63	1 箇所
	福岡排水機場		H13	1 箇所
	岡崎鹿乗排水機場		H25	1 箇所
	仁木排水機場		S29	1 箇所
パイプライン		全てが市の所有資産ではないが、圧力管路によって農業用水を送配水する施設で、更新等に際しては国・県・市で負担金を支出する。		
その他の施設		用排水路、農道等		

▼ 現在までの主な取り組み

- 令和2年に、県が策定する防災重点ため池・基幹的排水機場を除いた、農業用ため池と排水機場の個別施設計画を策定した。
- ため池の耐震対策（防災工事）として、把握している112箇所のうち、地震による堤防崩壊時に人家被害が想定される85箇所について耐震診断を実施した。診断で判定された耐震が必要なため池については、計画を策定し耐震工事に着手している。

【耐震対策の実施状況（令和4年1月現在）】

事業主体	対象池	耐震診断済	診断結果 耐震不足	耐震工事済
県営事業	85 箇所	85 箇所	48 箇所	3 箇所
市事業				3 箇所

▼ 課題

- 合歓木排水機場について、耐震診断の結果、耐震対策が必要ながことが判明している。
- 各土地改良区が管理する幹線パイプラインの老朽化が進んでいる。また耐震診断が未実施のため、耐震診断を実施する必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- ため池については、防災工事の優先順位をつけ順次実施していく。なお、用地については民有地が含まれている部分もあるため、協力を依頼しながら円滑な実施を図る。
- ポンプ設備は適切にメンテナンスすれば寿命は概ね40年前後であるため、当面は10年ごとのオーバーホールを行う。合歓木排水機場については耐震対策が必要なため、施設更新を含めて総合的に計画する。
- 占部用水土地改良区の幹線パイプラインは、県営事業として国、県、市がそれぞれ費用負担をし、機能及び耐震診断を行い改修等が必要となれば改修工事を行う。その他のものは、今後も受益者からの要望を受け対応していく。
- 農道は利用者が限られており、排水路は適切に管理すれば半永久的に使えるとされているため、他の公共施設等のような一斉更新対策が必要な施設ではない。そのため、今後も受益者からの要望を受け対応していくとともに、農林水産省の行っている地元協議会や団体等への支援制度を引き続き活用していく。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 個別施設計画等に基づく計画的な維持管理及び工事を実施していくとともに、その他必要な対策を実施していく。

現状と課題

▼ 施設概要

- 都市公園法に定義される都市公園と、その他の公園に分類する。

分類		定義	箇所数	面積
都市公園	地区公園	徒歩圏内居住者（誘致距離 1km 程度）のための公園で、1箇所あたり 4ha を標準とするもの	2 箇所	8ha
	近隣公園	近隣居住者のための公園（誘致距離 500m 程度）で、1箇所あたり 2ha を標準とするもの	21 箇所	37ha
	街区公園	街区内居住者（誘致距離 250m 程度）のための公園で、1箇所あたり 0.25ha を標準とするもの	184 箇所	48ha
	その他都市公園	特殊公園（岡崎墓園等）、都市緑地、緑道（他類型「広域多機能拠点」に分類されるものを除く）	44 箇所	161ha
その他の公園	児童遊園	児童福祉法に基づく、児童に健全な遊びを与えるための屋外の児童厚生施設	35 箇所	3ha
	こども広場	岡崎市独自に設置されたもので、児童遊園と同様、児童に健全な遊びを与えるための屋外広場	296 箇所	13ha

▼ 現在までの主な取組み

- 令和 2 年に都市公園を対象とした公園個別施設計画及び岡崎墓園を対象とした岡崎墓園施設管理基本計画（個別施設計画）を策定した。
- 平成 30 年に長期未整備となっている都市計画公園の見直しのガイドラインを策定した。
- 新たな公園運営の仕組みとして、公園愛護運営会制度を創設し、市民が主体的に公園を活用・維持していく活動を推進している。
- 乙川リバーフロント地区内の公共空間の有効活用として、籠田公園の賑わい創出や Park-PFI による中央緑道等（桜城橋橋上広場と橋詰広場）の整備に取り組んでいる。
- 人口 1 人あたりの都市計画公園の面積は 11.07 m²/人で、全国平均、県内平均を超える水準である。（令和 2 年 4 月現在）

▼ 課題

- 都市公園の開設は、昭和 51 年～昭和 55 年にかけて多く、全体の 20%を占めている。また、開設から 30 年以上経過している都市公園の割合は 59%となっており、工作物修繕等の維持管理費で増加の傾向がみられる。また、将来的には便所等の施設で更新時期が集中する可能性がある。
- 長期未整備都市計画公園（都市計画決定がなされているものの、社会環境変化の流れの中で、長期間にわたって整備されていない公園・緑地）が約 200ha ある。これらには、私有地も多く含まれており、所有者の土地利用を一部制限している。
- 地域住民が主体となって組織している公園愛護会が、主に公園の維持管理の担い手となっているが、高齢化や人口減少に伴う担い手の減少により、活動の維持が厳しくなっている。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 個別施設計画に基づく計画的な点検・修繕・更新を行っていく。
- 公園愛護運営会等、地域コミュニティが主体となった公園の維持管理や運営を推進し、多様な公園活用と持続可能な維持管理を図る。
- 民間ノウハウの活用により、公園の魅力やサービスの向上について、効率的な実施を図る。
- 岡崎墓園については、施設の老朽化対策が必要となる際に、宗教法人の動向や、近年のニーズ変化を踏まえ、墓園サービスの提供範囲や手法について検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 個別施設計画に基づく計画的な点検・修繕・更新を実施する。
- 公園愛護運営会の活動実績の増加を図る。

▼ 取組み内容

岡崎市では、乙川リバーフロント地区内の豊富な公共空間を活用した公民連携プロジェクトを実施することにより、名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎公園などの公共空間各拠点を結ぶ約3キロのまちの主要回遊動線QURUWAの回遊を実現させ、波及効果として、まちの活性化（暮らしの質の向上・エリアの価値向上）に繋がる「QURUWA戦略（乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画）」の実現を図っている。

籠田公園では、公園をこれまでどおりイベント会場として使用できるだけでなく、日常的にも気持ちよく過ごせる場所にすることをコンセプトとし、噴水やステージ、屋根の下でくつろげる空間、芝生や既存の木等を活かした広場を配置するとともに、キッチンカーの乗り入れも可能にした。また、公園内に飲食物など販売することが可能な出店支援BOXを設置し、民間主体の多様な利活用のさらなる促進を図り、公園の多様な使い方の実現と、将来的なQURUWAエリアへの出店の促進を図っている。



「つどい・つながり・つづく」をコンセプトに、暮らしの質の向上やエリアの価値の向上を高めるための拠点施設として平成30年に再整備を実施。

公園内には複合遊具や噴水など、子どもの遊び場が充実しているほか、芝生広場やステージ、



屋根のある休憩スペースなど、様々な設備があり幅広く楽しむことができる。

▼ 活用イメージ



籠田公園出店支援ボックスでの販売



イベント開催



非日常が味わえる空間づくり



地域住民との協働による公園運営



多種多様な使い方ができる、市民の活動の場へ

現状と課題

▼ 施設概要

分類	定義	路線数	延長	利用区域	
				面積	蓄積※
林道	森林の適正な整備及び保全を図るために整備した道路	109 路線	145km	6,194ha	84 万㎡

※蓄積とは、森林の量をいう。

分類	定義	橋りょう数	総延長
林道橋	橋長 15m 以上	2 橋	34m
	橋長 15m 未満	25 橋	156m

▼ 現在までの主な取組み

- 令和元年に個別施設計画（林道橋）を策定した。
- 毎年 20 件程度、林道の修繕工事を実施している。

▼ 課題

- 開設後、長期の年数が経過し、修繕が必要な林道がある。
- これまで、主に林道を利用する地元住民の協力を得ながら林道の維持管理を行ってきたが、昨今の林業従事者の減少や木材価格の低迷などから、森林施業に伴う林道利用者の減少が進んでいる。そのため、十分な維持管理ができず、通行困難となっている路線が発生している。
- 林道橋の多くが、建設後 30 年から 80 年程度経過しており、老朽化が進んでいる。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 林道については、パトロールによる目視での点検結果及び地元要望を基に、生活道としての利用等の重要度等、総合的に勘案し優先順位を付け、計画的な修繕工事を実施する。
- 林道橋については、パトロールによる目視での点検のほか、林野庁の定めた林道施設長寿命化マニュアル（H28）に基づく 5 年に 1 回の定期点検を実施し、点検結果を踏まえた個別施設計画（林道橋）の見直しとともに、計画的な予防保全の対策を実施する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 林道の効果的、効率的な点検・維持管理の方法について検討する。
- 林道橋は、1 巡目の定期点検結果により修繕が必要と判断された 6 橋について、県の補助事業による修繕工事の実施に向け、県と調整を行っていく。また、令和 6 年度までに全 27 橋の定期点検 2 巡目を実施する。

現状と課題

▼ 施設概要

分類	定義	箇所数	面積
可燃ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市内から排出される可燃ごみの処理（焼却、熔融）を行うための施設	2箇所	27,179 m ²
廃棄物再生利用施設	可燃ごみ以外のごみを、手選別により資源物を回収し、リサイクルするための施設	1箇所	17,400 m ²
最終処分場	ごみ処理施設から排出される飛灰等や、廃棄物再生利用施設で手選別された再生できないごみを埋立て処理するための施設	3箇所	3,542 m ²
し尿処理施設	し尿や浄化槽から排出される浄化槽汚泥を処理・放流するための施設	1箇所	7,457 m ²

▼ 現在までの主な取組み

- 令和3年に、中央クリーンセンター、廃棄物再生利用施設、八帖クリーンセンター、北部一般廃棄物最終処分場についてそれぞれ個別施設計画を策定した。
- 令和3年に、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の見直しを行い、ごみ排出量の将来推計及び総排出量の目標値を定めるとともに、ごみ処理施設の今後の方向性についての整理を行った。
- 愛知県ごみ焼却処理広域化計画を受け、岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町での広域ごみ処理施設の整備（令和12年供用開始）に向けた検討を進めている。
- 令和2年に稲熊町拠点回収所を総合資源ステーション「りすた稲熊」に変更し、回収対象をすべての資源物とした。

▼ 課題

- 各種環境関係の数値規制等は年々厳しくなっており、施設の運営や、改修、建替えに多大な影響を与えている。
- 設備の寿命は20年から25年程度だが、その更新工事が大掛かりなものとなるため、設備更新に合わせて建物を更新する必要がある。また更新時に機能を停止させることはできないため、建替用地の検討が必要となる。これらの要件から、施設の更新には莫大なコスト（現在の中央クリーンセンターの総事業費は約183億円）が掛かるため、施設規模の検討や資金繰りの調整等、計画的な実施が必要不可欠となる。
- 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に基づく、総排出量の目標値の達成にむけた取組みを進める必要がある。
- 廃棄物再生利用施設では、廃炉後の焼却炉や火災により現在使用不可となっている建物等、未利用となっている施設がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 広域化計画や各推計を踏まえ、適正な施設規模での更新を検討する。
- イニシャルコストとランニングコスト（長寿命化費用を含む）を十分検証し、ライフサイクルコスト比較を前提とした、施設規模や設備機能を検討する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 広域ごみ処理施設の整備（令和12年供用開始）に向けた調整及び検討を進める。
- ごみ処理施設等の効果的・効率的な施設配置の実施に向けた取組みを進める。

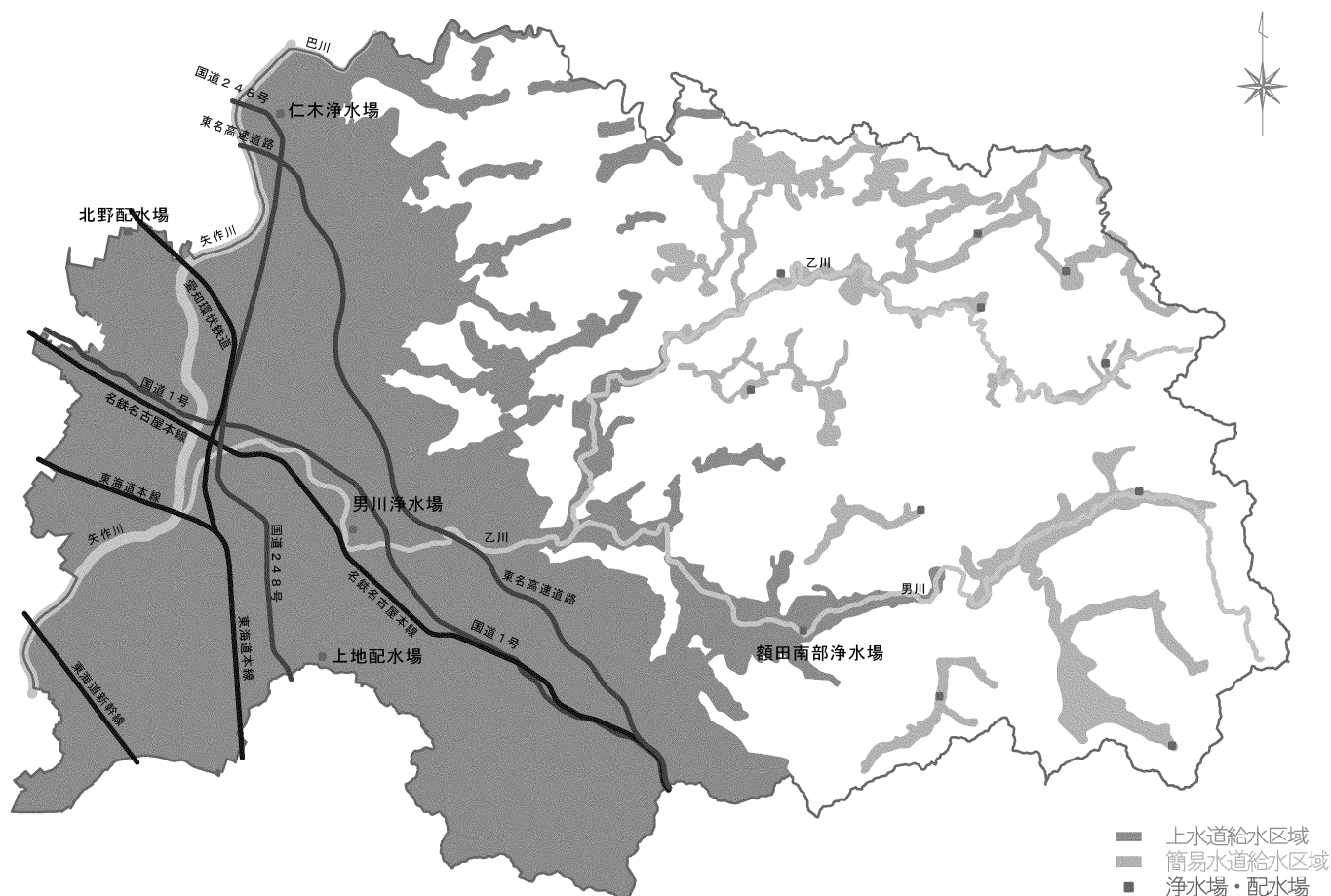
現状と課題

▼ 施設概要

分類		定義	数量
施設	浄水場	水源にある取水施設から送られた原水を飲用に適するように処理する施設。取水施設、導水施設も含める。	165 箇所
	配水場	浄水場できれいにした水を各家庭に送るため、いったん水を貯めておく施設	
	ポンプ場	主として標高の高い所へ給水するために、管路の途中に設けられる施設	
	資材事務所	水道管の資材を保管し、修繕を行う職員が常駐する施設	1 箇所
管路	導水管	水源、取水施設から浄水施設まで、原水を送るための管路	18.4km
	送水管	浄水施設からポンプ施設、配水池まで、浄水を送るための管路	93.2km
	配水管	配水池から給水施設まで、浄水を送るための管路	2,256.5km

▼ 配置状況

- 男川浄水場、仁木浄水場、額田南部浄水場の3浄水場及び山間部に位置する旧簡易水道施設の10浄水場、並びに県営水道の供給施設である北野配水場及び上地配水場から、岡崎市全域に水道水を提供している。



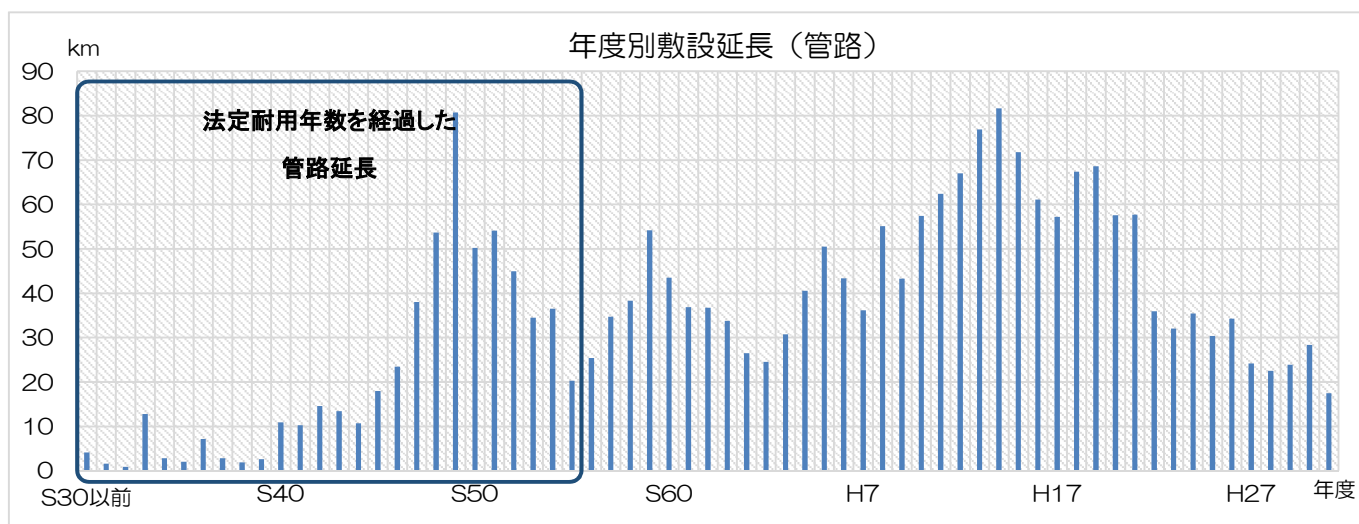
▼ 現在までの主な取り組み

- 平成 29 年度に水道施設の個別施設計画を策定
- 老朽化が進んでいた男川浄水場の更新事業が完了（平成 29 年通水開始）
- 令和 2 年に簡易水道事業を水道事業に統合
- 令和 3 年「岡崎市上下水道ビジョン」を策定
（次の 100 年を見据えた今後 10 年間で取り組むべき施策を定め、アセットマネジメント（リスク、コスト、パフォーマンスの最適化）の導入に着手）
- 平成 21 年度から令和 2 年度にかけて、生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、災害対策本部、避難所、救急告示医療機関、後方支援病院等の重要給水拠点につながる配水管の耐震化工事を進めてきた。

▼ 課題

- 多くの施設、設備の老朽化が進んでおり、計画的な老朽化対策の実施が必要となっている

分類	状況
浄水場	仁木浄水場（昭和 49 年通水開始）及び額田南部浄水場（昭和 51 年通水開始）は建設されてから、45 年以上が経過。
配水場 ポンプ場	設備の老朽化が進んでおり、更新手法の検討が必要。広域に多数の施設が点在しており、日常的な運転・維持管理だけでなく地震や停電などの災害対策等に費用がかかる。
資材事務所	約 40 年が経過
管路	- 令和 2 年度末現在で法定耐用年数（40 年）を超えた管路が約 628 kmあり、全体の約 26.5%を占めている。（下記グラフ参照） - 令和 2 年度末現在の管路全体の耐震化率が約 41.5%（耐震適合性を有する管路含む） - 令和 2 年度の管路更新率は約 1 %／年（法定耐用年数を超える管路の増加が卓越） - 平成 2 年度以前に布設したダクトイル鋳鉄管の内面に施されたシーリングの剥離 - 塩化ビニル管継ぎ手部での漏水事故多発



今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 岡崎市上下水道ビジョンに基づく水道施設の強靱化及び持続的な事業運営の実現を図る。
- 浄水場、配水場、ポンプ場については、「個別施設計画（水道）」に基づき、優先順位を考慮した更新整備や施設の統廃合を行っていく。
- 資材事務所について、業務状況に応じた施設規模及び配置の検討を行い、施設の更新等を進めていく。
- 管路について、持続的な機能確保とライフサイクルコスト低減を目指し、計画的な改築更新を進める。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 「個別施設計画(水道)」に基づく、水道施設の修繕・改修を実施する。
- 基幹管路網再構築計画を策定し、基幹管路の再構築やそれに合わせた管路耐震化及び配水区ブロック化に取り組んでいく。

現状と課題

▼ 施設概要

分類		定義	数量
管渠	合流管	合流式下水道（雨水と汚水を一つの管渠で流す方式）における管渠	272km
	污水管	分流式下水道（雨水と汚水を別々の管渠で流す方式）における污水管渠	1,316km
	雨水管	// における雨水管渠	229km
ポンプ施設	污水中継ポンプ場	自然流下で流せない汚水を処理場まで流す途中で汲み上げるポンプ施設	4 箇所
	雨水ポンプ場	浸水地域の浸水被害軽減のため、低地の雨水を河川へ流すポンプ施設	8 箇所
	マンホールポンプ	自然流下だけで勾配のとれない管渠の補完施設	136 箇所
流域下水道処理施設		市の所有資産ではないが、周辺市町から流される汚水进行处理するための施設（矢作川浄化センター：愛知県が管理）大規模改修や更新が発生した場合、その費用は周辺市町の負担金によってまかなわれる。	

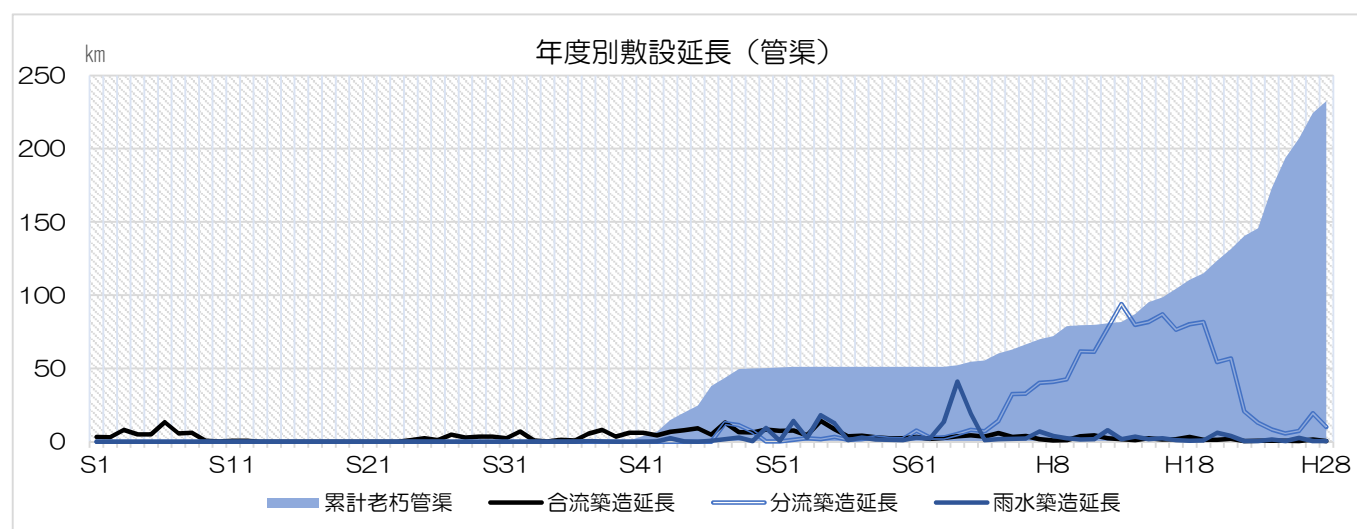
▼ 現在までの主な取り組み

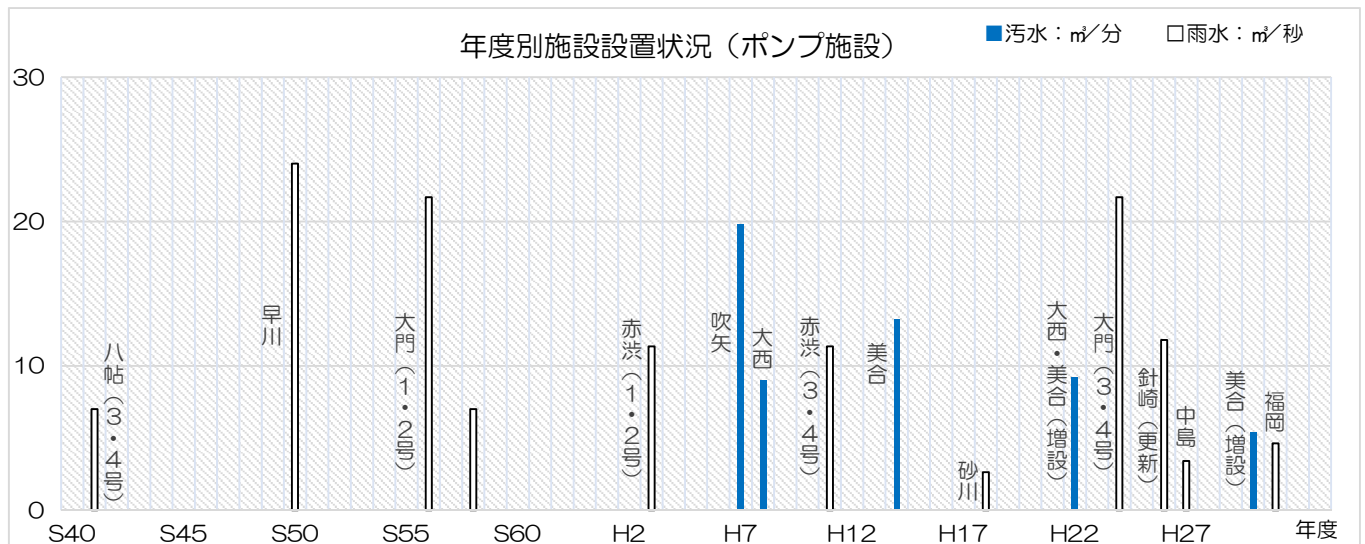
- 平成 30 年に岡崎市下水道ストックマネジメント計画を策定し、必要に応じ適時改定を実施している。

▼ 課題

- 資産の増加に伴い、点検・清掃等の維持管理に係る費用が増加傾向にある。
- 主要道路に埋設された老朽管や、通水量が多い老朽管の更新が課題になっている。
- 多くの施設、設備等の老朽化が進んでおり、計画的な老朽化対策の実施が必要となっている。

分類	状況
管渠	・合流管は老朽管渠の多くが強度の低い陶管やコンクリート管であり、令和 2 年度末で耐用年数を超えた管渠延長が約 140km ある。また、現在の進捗状況が老朽管渠の増加ペースに追い付いていない。 ・下水道総合地震対策計画に基づき耐震工事を進めているが、既存施設の構造及び周辺状況等により既存施設の耐震化を進めることが難しい箇所がある。
ポンプ施設	・多くの施設、設備等の老朽化が進んでおり、長寿命化対策の時期の調整及び事業費の平準化が課題となっている。 ・マンホールポンプは平成 10 年代に多く設置され、管渠に比べて耐用年数が短いため（15 年～20 年程度）、平成 30 年頃から更新時期が集中する。
流域下水道処理施設	今後、施設の老朽化に伴い、改築更新が必要となってくるため、その都度負担金の支払いが生じる。



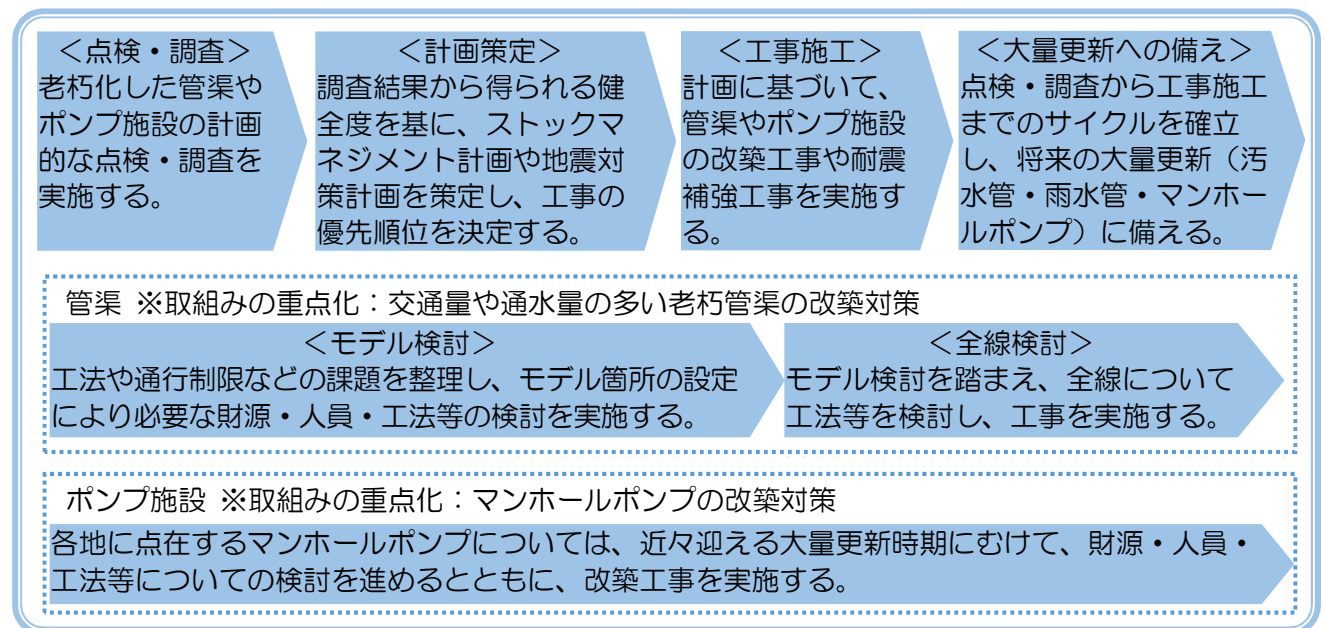


今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 逐次、ストックマネジメント計画や地震対策計画の策定・見直しを行い、計画的な改修・更新を行う。
- 改築や耐震工事を実施する場合は、国庫補助金を活用する。
- 「個別施設計画（下水道）」の策定にあたっては、繰入金にかかる一般会計との調整を十分に行う。

【計画的な改修・更新の取組みイメージ】



▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- スtockマネジメント計画や地震対策計画に基づく、施設及び設備等の計画的な改修・更新を行う。

現状と課題

▼ 施設概要

- 農業集落における生活環境の改善、農業用排水及び公共用水域の水質保全を図ることを目的とする施設で、特別会計により経理されている。対象施設は 10 地区からなり、それぞれに管渠や処理場等が設置されている。下表は、10 地区分の合計を表す。

分類	定義	数量
管渠	し尿や生活雑排水を処理場まで流すための管渠	118 km
マンホールポンプ	自然流下だけで勾配のとれない管渠の補完施設	119 箇所
処理場	管渠やマンホールポンプにより流された汚水进行处理するための施設（各地区 1 箇所ずつで、地区により処理方式が異なる）	10 箇所

▼ 現在までの主な取組み

- 持続的な汚水処理施設等の運営の実現を目的とした、岡崎市農業集落排水処理施設個別施設計画（最適整備構想）を策定した。

▼ 課題

分類	状況
管渠	管渠の耐用年数は 50 年であるため、早急な老朽化対策は必要としない。しかしながら、その更新時期が将来的に集中すること、公共下水道における管渠と更新時期が重なることから、事業費の平準化に努めるとともに、点検調査による現状把握の手法について検討の必要がある。
マンホールポンプ	・山間部の農村地域を対象としているため、マンホールポンプ設置箇所数は全 119 箇所と多く、日常の維持管理費用がかかる上、年数が経つにつれてポンプの故障も増えており、費用が増加傾向にある。 ・管渠に比べて耐用年数が短い（15 年～20 年程度）、令和 2 年頃から大量更新時期を迎える。
処理場	機械・電気設備の耐用年数が 20 年程度であり、令和 2 年頃から大量更新時期を迎える。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- マンホールポンプと処理場設備の一斉更新時期を迎えるにあたり、効率的かつ平準化された更新計画となるよう策定された最適整備構想を随時更新するとともに、改築工事を実施する。
- 一斉更新にむけて、財源・人員・工法等の検討を進めるとともに、特に処理場については、近隣地区間で統合するなど効率化の可能性について検討する。
- 更新費用だけでなく、維持管理費用を含むライフサイクルコストに配慮した改築など、合理的な機能保全対策を実施する。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 農業集落排水処理施設個別施設計画（最適整備構想）に基づく、施設及び設備等の計画的な改修・更新を行う。

Ⅳ 土地

現状と課題

▼ 保有状況（令和3年3月末現在）

分類	定義	面積	構成比
行政財産	地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産（地方自治法第238条第3項及び第4項）	10,919,873 m ²	88.7%
普通財産	行政財産以外の一切の公有財産で、行政目的のために直接供されるものではなく、一般私人と同様の立場で管理し、所有する財産（地方自治法第238条第3項及び第4項）	1,391,244 m ²	11.3%
合計		12,311,117 m ²	100.0%

※市が保有する道路、橋りょう、河川、公営企業及び財産区の財産を除く。

▼ 現在までの主な取組み

- 市有財産の有効活用に関する基本方針を策定（令和3年改訂）し、市有財産の有効活用による歳入の確保と歳出の縮減、事務の効率化に取り組んでいる。
- 平成28年度から競争入札及び先着順での随意契約により普通財産の売払いを積極的に実施し、4年間で約2.2万m²の未利用財産を売却した。
- 将来的に行政利用が見込まれる普通財産で暫定的に他の利用が可能なもの、売払いによる処分が難しいもので貸付けによる運用が可能なものについて、貸付けを実施し平成28年度からの4年間で約2億8,000万円の収入を得ている。なお、事業用定期借地による貸付けにも取り組んでおり、自主財源の確保だけでなく、公民連携によるまちづくりによる、駅前賑わい、地域の活性化の推進に寄与している。

▼ 課題

- 市有財産全体の利用状況等の把握がまだ不十分であるため、最適な活用に向けた情報の一元化に取り組む必要がある。
- 近年、競争入札により売却できる財産が少なくなっているため、貸付けによる広告スペースの設置等新たな活用方法を検討する必要がある。

今後の取組方針

▼ 基本的な取組みの方向性

- 市有財産の有効活用に関する基本方針に基づき、財産の有効活用による歳入の確保と歳出の縮減、事務の効率化を図る。

▼ 次期計画見直し時点までの取組み（短期目標）

- 市有財産の有効活用に関する基本方針による取組みを推進するとともに、その実績を整理・分析し、検証を行う。

エリアマネジメントモデル

§ 第1章 支所地域エリアマネジメントモデル

1-1 検討の必要性

類型別方針では、概ね支所地域ごとに配置された施設（市民センター等）をはじめとする各類型について、施設保有状況・利用状況等の確認による整理を行った。

しかしながら、実際の公共施設再編の取組みでは、サービス水準維持や合理性を高めるため、一定エリア内における様々な公共施設について、その成り立ちや取り巻く状況を総合的に勘案する必要があることから、一定エリアにおける公共施設マネジメントのモデル検討を行い、今後の検討の基礎とする。（以下エリアマネジメントという）

なお、この検討は再編の取組みをイメージするためのものであり、現段階で整理可能な範囲での分析となるため、具体的な決定事項を表すものではない。

※本エリアマネジメントモデルの検討は平成28年の計画策定時に行ったものであり、使用しているデータは、主に検討実施当時のものである。

1-2 エリアマネジメントモデルの検討フロー

▼ データの網羅的把握

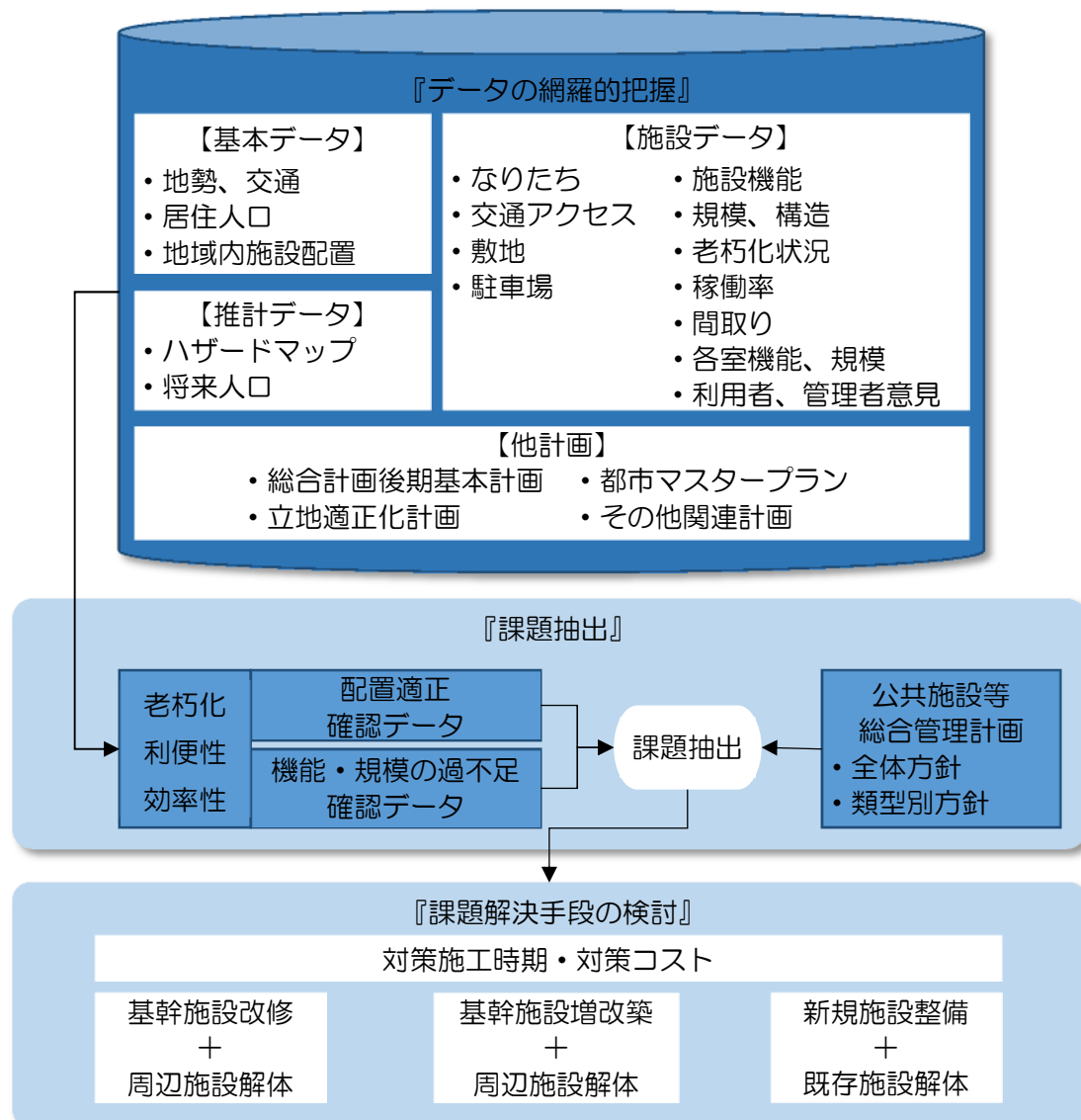
限られた財源のなかで、施設効果を最大化し、コストを最小化するために、多角的な分析ができる材料を網羅的に整える必要がある。支所地域全体の現状や将来を把握するための【基本データ】と【推計データ】、既存施設の現状を把握するための【施設データ】、計画間の整合性確保のための【他計画データ】などを収集する。

▼ 課題抽出

収集した『網羅的データ』を必要に応じて一部再整理するとともに、本計画の全体方針や類型別方針の前提を踏まえて、課題を明らかにする。

▼ 課題解決手段の検討

課題解決に向けてのスケジュールやコストをイメージしながら、具体的な施設再編手段とその効果について検討を行う。



1-3 モデル地域の選定

▼ 市民センター

竣工年度の古いものから順に、「中央」「六ツ美」「岩津」「矢作」「東部」「大平」「南部分館（岡崎）」が築 40 年前後となっている。

▼ 地域交流センター

岩津地域に設置されている北部地域交流センターは、JA 所有の用地・建物を賃借しており、築 30 年を迎えつつある。その他の地域交流センターは、比較的新しい。

▼ 支所

北部地域交流センターと西部地域交流センターは支所を併設している。その他の地域では市民センターに支所を併設している。

地域	市民センター		地域交流センター		
	竣工 年度	支所 併設	名称	竣工 年度	支所 併設
岡崎地域	H17	○	南部(よりなん)	H18	
	S55 (分館)				
大平地域	S54	○			
東部地域	S53	○	東部(むらさきかん)	H24	
岩津地域	S51		北部(なごみん)	H1	○
矢作地域	S52		西部(やはぎかん)	H19	○
六ツ美地域	S50	○	分館(悠紀の里)	H26	
額田地域	複合施設建設予定(※)				
中央地域	S43		図書館交流プラザ (市民活動総合支援センター)	H19	

※現・額田センター（こもれびかん・H29 竣工・支所併設）

▼ 地域面積と居住人口

- 地域面積では、額田地域が最も大きく岡崎地域が最も小さいが、岡崎地域における市街化区域の割合は、他の地域を大きく上回る。
- 人口では、中央地域が最も多く額田地域が最も少ない。また、年齢 3 区分割合では、額田地域を除く各地域で概ね近似している。

地域	総面積 (km ²)	面積		人口(H27.4.1)			
		市街化区域 割合(%)	調整区域 割合(%)	総人口 (人)	年少 割合(%)	生産年齢 割合(%)	老年 割合(%)
岡崎地域	11.9	82	18	57,333	16	65	19
大平地域	41.5	12	88	30,867	15	62	23
東部地域	44.1	7	93	21,247	13	61	26
岩津地域	37.1	18	82	48,655	16	62	22
矢作地域	19.6	41	59	57,505	15	67	18
六ツ美地域	17.4	29	71	42,769	16	67	17
額田地域	160.3	0	100※	8,421	11	57	32
中央地域	55.4	33	67	113,967	15	63	22
市全体	387			380,764	15	64	21

※ 額田地域は、都市計画区域内の調整区域と、都市計画区域外から構成されるが、本表では全て調整区域割合に合算して表記した。

▼ モデル地域

市民センター老朽状況では、中央、六ツ美、岩津、矢作の検討順位となる。中央地域内には支所が設置されていないこと、市域施設が非常に多く設置されていることなどから、モデル検討を行ったとしても他地域への展開事例としては不向きといえる。また、六ツ美地域についても、地域交流センター分館が六ツ美市民センターから離れた距離に新設されており、短期的な再編への見通しが不透明な状況となっている。

その一方で、岩津地域では、市が借り受けている北部地域交流センターの建物が築 30 年頃を迎えるため、本計画におけるモデル検討地域を岩津地域とする。

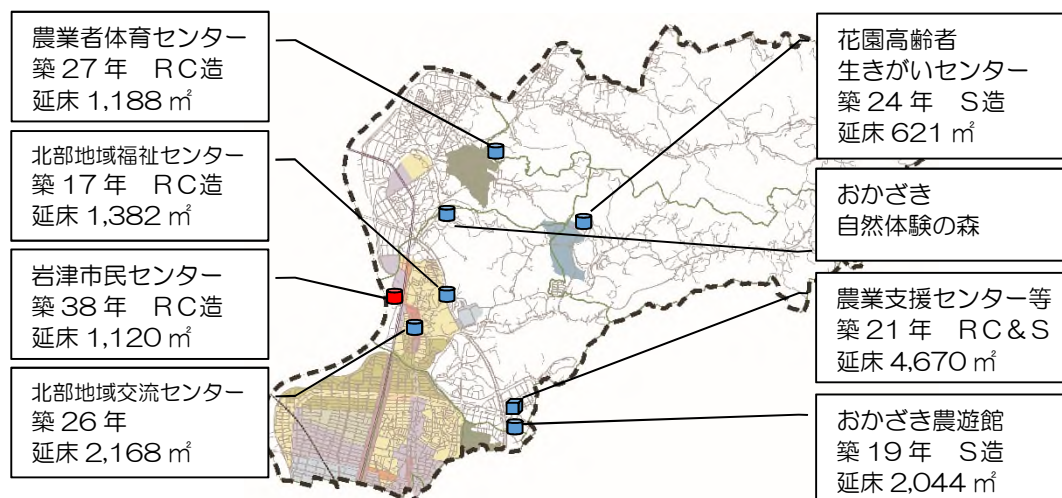
1-4 岩津支所地域のエリアマネジメントモデル

(1) 『データの網羅的把握』

▼ 【基本データ】

➤ 地勢、施設配置

- ・ 地域西部の矢作川左岸の平野部では、国道 248 号沿道に市街化区域が指定され、東部ではその大半が市街化調整区域の森林で占められており、一部団地開発による島状の市街化区域が点在している。
- ・ 地域西部は鉄道駅や支所周辺を中心に良好な住環境づくり、東部では自然環境を保全するまちづくりを目指していることから、市域施設として農業支援施設や環境学習施設が配置されている。
- ・ 公共施設で、築年数が古いものから岩津市民センター、農業者体育センター、北部地域交流センターとなっている。
- ・ 平成 22 年度国勢調査によれば、岡崎市から豊田市への通勤通学者は 17,000 人であり、岡崎市から名古屋市の 12,000 人を大きく上回る。豊田市への通勤通学者の多くが岩津支所管内に居住していると想定される。



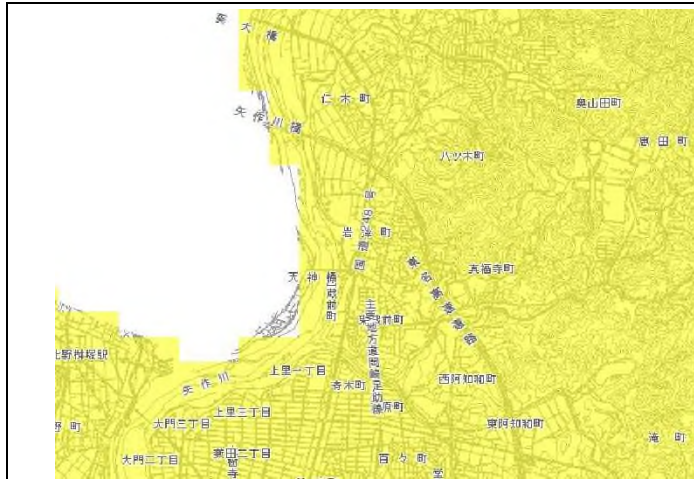
➤ 居住人口

- ・ 学区総人口は、主に市街化区域を含む大樹寺小学区・大門小学区で多く、奥殿小学区・恵田小学区で少ない。
- ・ 年少人口割合は、大樹寺小学区で若干低い。
- ・ 老年人口割合は、奥殿小学区で特に高く、細川小学区・大樹寺小学区で若干高い。

	人口 (H27.4.1)			
	総人口 (人)	年少人口 割合 (%)	生産年齢人口 割合 (%)	老年人口 割合 (%)
奥殿小学区	1,949	17%	56%	27%
恵田小学区	1,088	15%	66%	19%
細川小学区	10,357	18%	56%	25%
岩津小学区	7,972	18%	60%	22%
大樹寺小学区	13,325	13%	62%	25%
大門小学区	12,338	17%	67%	16%
合計	47,029	16%	62%	22%

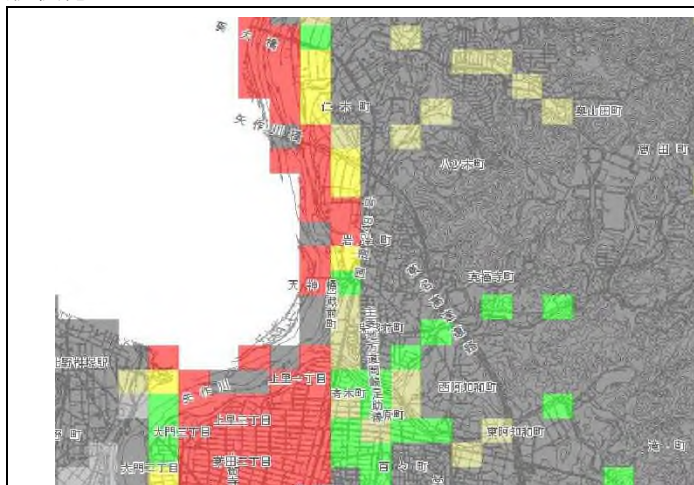
支所地域と小学校通学区域は一部で不一致のため、本表合計は支所別人口と若干異なる。

- ▼ 【推計データ】
- ハザードマップ
 - ・ 想定震度



- ・ 岩津支所地域全域を通じて想定震度は震度6弱とされている。

- ・ 液状化



- ・ 青木川以南の国道 248 号線西側は、矢作川に近く、田を造成して宅地化しており、液状化リスクが極めて高い。
- ・ 岩津市民センターは、矢作川沿岸部にあたるため、液状化リスクが高い。
- ・ 北部地域交流センターでは、液状化リスクが低い。

- ・ 土砂災害



- ・ 国道 248 号線や県道岡崎足助線の沿線では、危険箇所は少ない。
- ・ 市街化区域の東端に一部急傾斜地崩壊危険箇所がある。
- ・ 調整区域のなかでも、高速道路東側の山間地に急傾斜地や土石流危険区域がある。

- 人口推計

- ・ 岩津地域の人口は緩やかながら平成 42 年まで増加を続ける。
- ・ 推計期間を通して年少人口は減少し、老年人口は増加する。
- ・ 生産年齢人口は横ばいで推移するが、平成 42 年を過ぎたあたりから減少する。 (人)

	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
地域内人口	47,562	49,064	49,983	50,515	50,748	50,720	50,314
年少人口	7,712	7,656	7,278	6,710	6,478	6,324	6,110
生産年齢人口	31,104	30,017	29,776	30,172	30,134	29,498	27,916
老年人口	8,746	11,391	12,929	13,633	14,136	14,898	16,288

▼ 【施設データ】

➤ 施設概要

	岩津市民センター	北部地域交流センター
沿革	岩津市民センターは昭和 51 年度竣工で、定期講座・市民講座をはじめ公民館として各種の生涯学習事業等を展開するとともに、市民自らが設立し運営していく自主講座のための公民館機能や、市民センター内併設の支所機能と合わせて、地域の拠点として利用されてきた。なお、支所機能は平成 17 年に北部地域交流センターに移設した。	現在の北部地域交流センターは、平成元年に「ＪＡあいち三河 岩津支店」として竣工されたが、金融機関機能を残して岡崎市が土地と建物を賃借・改修し、平成 17 年に北部地域交流センターを開設した。合わせて支所が北部地域交流センターに移設され、市民活動支援機能や防災機能などを備えた拠点として利用されてきた。
交通アクセス	国道 248 号線信号交差点から西側沿線の当施設へ進入可能だが、248 号線を北から南進してきた場合の右折帯がない。バス路線は 248 号線沿いを運行していないため、最寄りのバス停から 400m 程度離れている。	商店街として発展してきた県道岡崎足助線の西側沿線に位置する。県道は片側 1 車線道路のバス路線であり、最寄りのバス停から 100m 以内の距離となっている。
敷地	敷地面積：4,705 ㎡ 駐車場：約 60 台分 準工業地域であり、北部学校給食センター跡地に隣接している。	敷地面積：4,670 ㎡ 駐車場：約 80 台分 商業地域であり、ＪＡあいち三河より賃借している。
施設平面図	1 F 2 F ・地域交流センターへ移設された旧支所分の面積を子供図書室として活用している。(矢作市民センターも同様) ・第 3 講習室は、床材がコンクリートで、かつ、外からの直接出入り口がある。 ・第 3 和室には茶道用設備がない。 ・第 1 会議室と第 2 会議室は、可動壁により、必要に応じて利用面積を調整できる。	1 F 2 F 3 F ・ 1 F に岩津支所と ＪＡあいち三河岩津支店を設置 ・ 第 2 活動室 A B とホール A B は、可動壁により、必要に応じて利用面積を調整可能 ・ 授乳スペースが第 3 活動室の南東角に設置されている。

➤ 各室状況

- ・ 市民センター各室の稼働率は、地域交流センター各室の稼働率よりも随分低い。特に和室、第3講習室、料理講習室の稼働率が低い。
- ・ 市民センターで最も稼働率の高い集会室（体育室）が、2Fに設置されている。
- ・ 地域交流センターでは、第2活動室Aや第4活動室の面積が小さい部屋で稼働率が高い傾向にある。
- ・ いずれの施設も、学生がテスト期間に勉強できるよう、臨時スペースを設けている。
- ・ 下表色塗り箇所は、市民に供用しているスペース。

○ 岩津市民センター	室名	設置階	面積 (㎡)	稼働率	用途
	事務室	1F	32.5		行政
	談話スペース	1F	6.0		打ち合わせ
	相談室	1F	19.6		ギャラリー・打ち合わせ
	子供図書室	1F	65.0		小学生以下の図書
	図書室	1F	65.0		図書・学生勉強
	第1講習室	1F	46.0	24%	華道・書道・パソコン等
	第3講習室	1F	41.0	5%	ガーデニング
	第3和室	1F	65.0	8%	着付・俳句・介護認定審査・健診待合
	印刷室兼倉庫	1F	21.2		地域支援
	集会室(体育室)	2F	145.0	34%	カラオケ・ヨガ・ダンス・こども遊戯
	第1会議室	2F	32.5	30%	表装・英会話・トールペイント
	第2会議室	2F	32.5		・マジック（仕切解放していない）
	第2講習室	2F	32.5	23%	読み聞かせ・打ち合わせ
	第1和室	2F	20.5	11%	茶道
	第2和室	2F	15.5		
	料理講習室	2F	77.6	11%	料理講座、パン講座
	共用部）トイレ・廊下・機械室等				402.6 ㎡
	合計延床				1,120.0 ㎡
● 北部地域交流センター	室名	設置階	面積 (㎡)	稼働率	用途
	支所（ロビー含む）	1F	246.0		行政（正規5 再任用3 臨1）
	会議室スペース	1F	17.5		行政
	更衣室	1F	5.6		行政
	書庫	1F	11.9		行政
	防災活動室	1F	35.0		行政
	市民活動ステーション	2F	51.7		行政
	交流スペース	2F	43.6		交流・市民活動相談・学生勉強
	第1活動室（和室）	2F	30.4	52%	茶道・着付・会合
	第2活動室A	2F	31.1	66%	英会話教室・華道・マジック・絵画
	第2活動室B	2F	42.9	57%	//
	倉庫（第2活動室付）	2F	6.8		行政
	相談室（保育士控室）	2F	7.4		行政
	プレイルーム	2F	52.0		つどいの広場事業 乳児
	第3活動室	2F	97.7	66%	ヨガ・空手・英会話勧誘
	作業室兼倉庫	2F	31.4		印刷スペース
	ホールA	3F	137.3	54%	チア・バトン・発表会・会合
	ホールB	3F	159.1	39%	//
	第4活動室	3F	25.0	61%	大正琴・写真クラブ
	倉庫A	3F	17.5		行政
	JA（1Fと2F北側倉庫）				399.0 ㎡
	共用部）トイレ・廊下・機械室等				719.2 ㎡
	合計延床				2,168.0 ㎡

➤ 利用者・管理者の声

	利用者	管理者
岩津市民センター	2階建てではあるが、高齢者利用が多く、エレベータを設置してほしい。 - 建物や設備が古く、使い勝手が悪い。	一部で、用途を限定的にしてしまう設備の部屋がある。
北部地域交流センター	- いずれの部屋も広さがちょうどよく、使い勝手がよい。 - ブレイルームの使い勝手が悪い。 - 支所のロビーが狭い。 - 授乳室の使い勝手が悪い。	- J A岩津支店とは休館日が異なるため、シャッター等による個別管理できる設備が必要。 - イベントが重なる場合や、資源物の拠点回収日などに、駐車場が不足することがある。

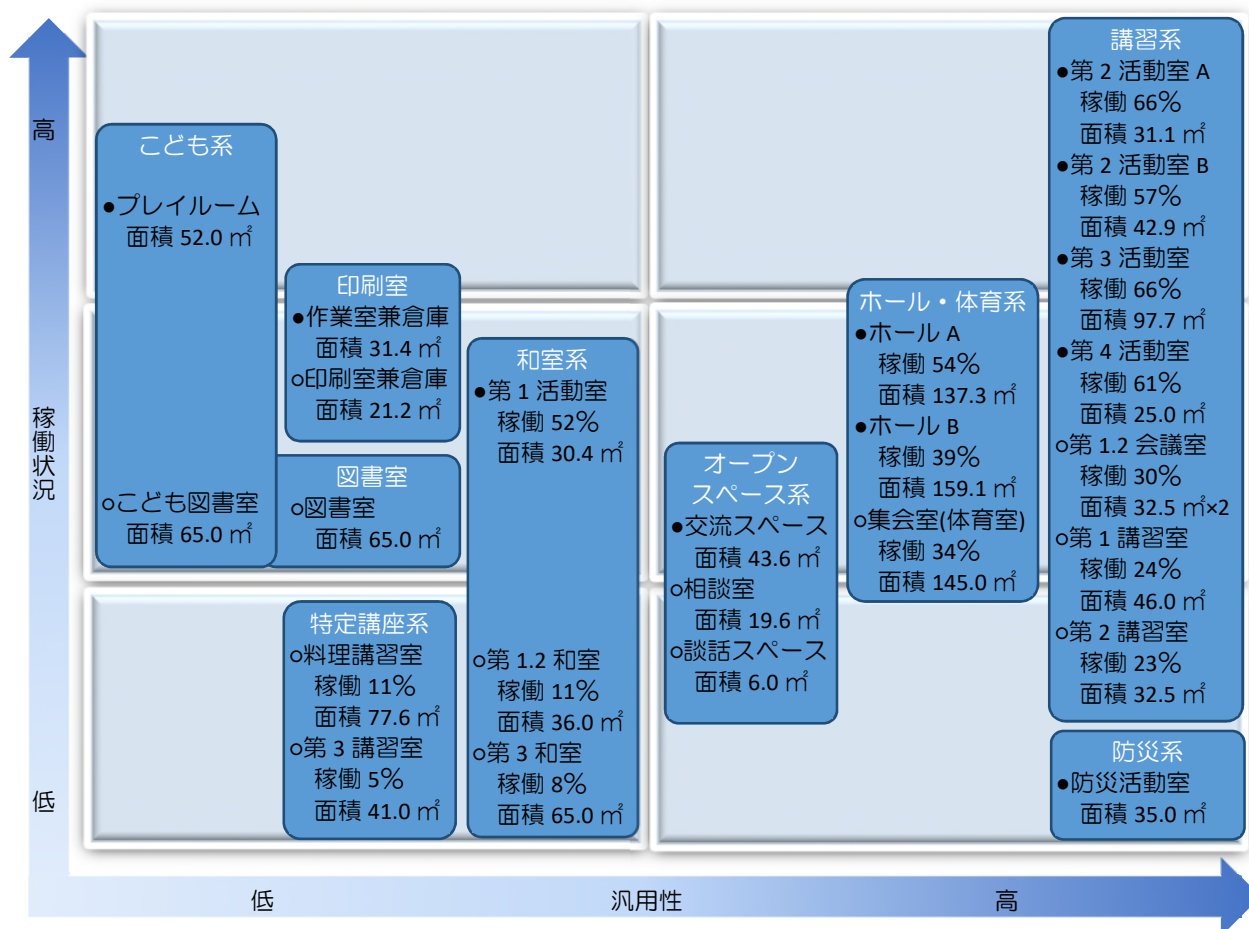
(2) 『課題抽出』

▼ データ整理

➤ 各室状況の整理

『(1) データの網羅的把握』で確認したデータの内、各室の状況について、下図により再整理を行った。各室を講習系や和室系など大まかにグループ化し、グループごとで稼働状況と汎用性により特性の把握をした。汎用性とは、利用に空きがある場合、柔軟に本来用途以外の他用途へ活用できるかどうかを相対的に表す。

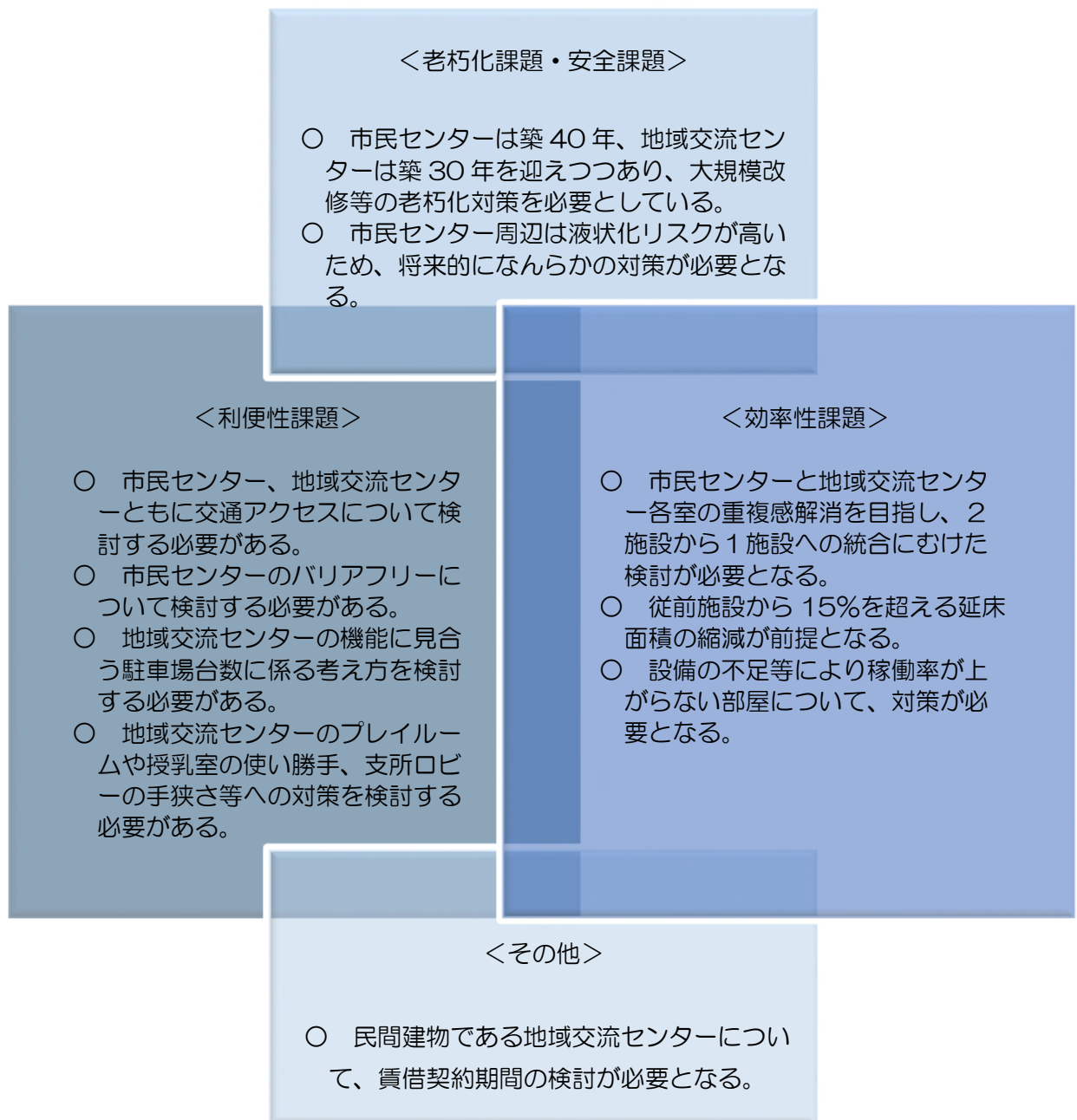
- 講習系では、地域交流センターの各室は稼働率が高く、市民センターの各室は稼働率が低い。いずれも一般的な会議室仕様であるため、汎用性は最も高い。
- ホール・体育系では、可動壁による面積調整が可能な場合は、汎用性が高いといえる。
- 和室系や特定講座系では、稼働率の低いものが多く、他用途への汎用性も低い。
- こども系、図書室、印刷室は、一定の利用はあるものの、他用途への汎用性は極めて低い。



○は市民センターの各室、●は地域交流センターの各室

▼ 課題抽出

ここまでのデータ把握や整理に基づき、検討すべき課題の抽出を行う。



(3) 『課題解決手段の検討』

以上までのデータ整理と課題抽出により、市民センターの築 40 年目を検討の契機として、老朽化対策に端を発する利便性や効率性の向上を目指す取組みの入口をイメージした。

今回のモデル検討では、機能・設備の充実による現世代への施設サービス水準確保と、将来世代への負担軽減にむけた延床面積の縮減を両立し、本計画全体方針における「目指す姿」に沿ったものとして、複数施設を解体して新施設を建設するなどの手段が考えられる。

しかしながら、支所地域においては、地域活動支援機能・生涯学習支援機能・行政手続機能・地域防災拠点機能など様々な機能が求められており、これら機能の範囲や規模についてはさらなる検討を必要とする。

同様に、支所地域における機能整理は他の支所地域を検討する際にも基準として大きな影響を及ぼすため、支所地域間のバランスにも目を配る必要がある。

このように、本モデル検討を経て明らかとなった検討要素について速やかに調査・分析を行い、現世代と将来世代の双方が満足できる公共施設サービスの第 1 歩として、取組みを進めていきたい。

§ 第2章 学区エリアマネジメントモデル

2-1 検討の必要性

多くの学区では、小学校・児童育成センター・こどもの家・市民ホームの4施設が設置されている。いずれも学区住民を対象とした施設だが、学区ごとで人口の推移に大きな差が生じてきている。特に、年少人口が増加傾向にある学区では、小学校校舎が不足しており、学区選択制の採用や校舎増築などの対策を講じている。

一方で、年少人口が減少傾向にある学区では、校舎教室の一部に余裕がみられるものの、今後の教育制度改正や住宅開発等により、必ずしも将来に渡って余裕教室として扱うことができるとは限らない。また、そのような学区での地域コミュニティあり方について、将来的な市としての政策的な方針を踏まえたうえで、統廃合や校舎への他機能複合化には慎重な検討が必要とされる。

小中学校は、他の類型施設よりも建設年度が古く、築40年目の大規模改修を必要とする時期を迎える施設が多いため、長期的な視点による合理的判断を数多く迫られる。

このため、現在の施設配置や問題点、学区人口などを総合的に勘案する必要があることから、エリアマネジメントモデルの検討を行い、今後の検討の基礎とする。

2-2 エリアマネジメントモデルの検討フロー

(1) 検討の前提

検討の契機

- ・ 学校校舎の築40年目をエリアマネジメント検討の契機とする。
- ・ 築80年までの長寿命化を前提とするが、大規模改修に着手する前の今後の方向性検討が必要

検討の対象

- ・ 学区ごとに設置された各施設を対象とする。
- ・ 具体的には、小学校施設・市民ホーム・こどもの家・児童育成センターの4施設

基本姿勢

- ・ 学校教育環境を第一に考える。
- ・ 効率性追求のあまり、中立・公正・安全な学校教育環境を侵すことがないよう、十分配慮する。

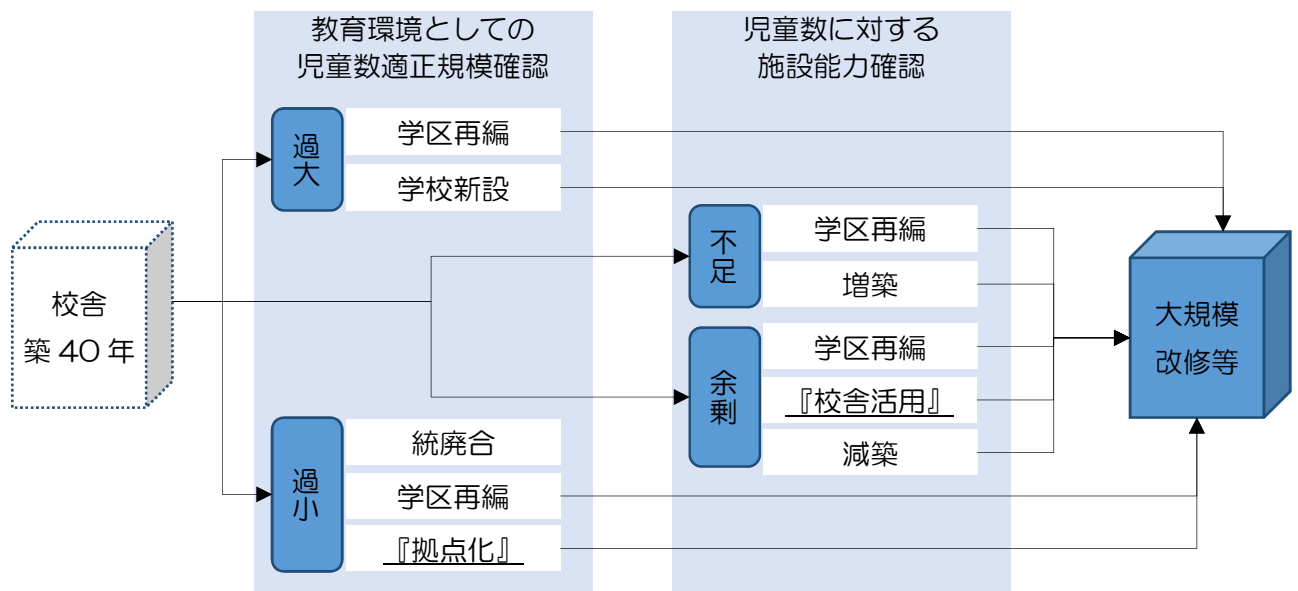
検討材料

- ・ 各施設概要や利用状況、過去から将来に渡る学校児童数の推移分析、学校校舎の余裕教室状況の確認等を用いる。

(2) 検討フロー

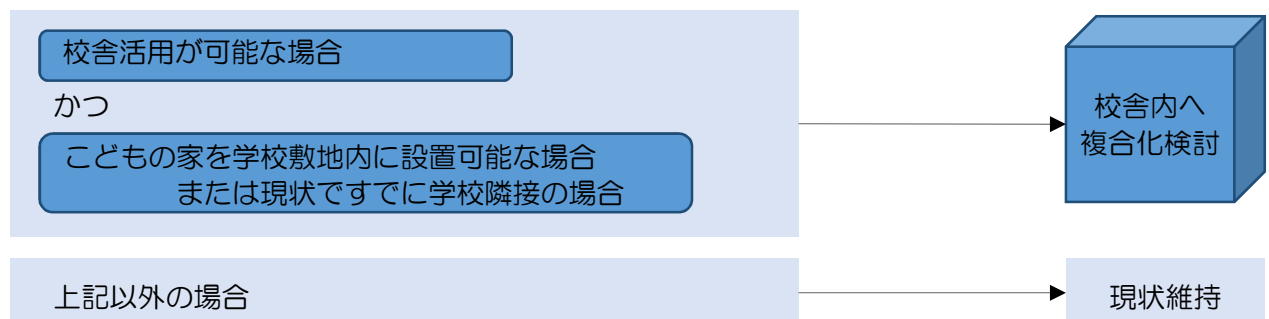
▼ 学校校舎

- 学校校舎の築40年目を契機に、対象校の児童数が教育環境として適正規模であるかについて確認する。類型別方針にも記載のとおり、平成27年3月の「岡崎市学校適正規模に関する提言（岡崎市学校適正規模検討委員会）」を受け、よりよい教育環境や学区ごとの実情を踏まえた適正規模判断、課題を有する場合の具体的な対応方策について検討する。
- また、大規模改修後に教室数の過不足が生じないよう、児童数に対する施設能力の確認を行う。
- 以上の確認作業から明らかとなる課題に対策を講じたうえで、大規模改修を行うものとする。
- なお、児童数適正規模確認で過小と判断された場合、地域コミュニティの核として、その他の学区施設を学校敷地内に集約化・複合化し、その拠点性を高める取組みを推進する。（これを拠点化という）
- さらに、児童数に対する施設能力確認で余剰と判断された場合、その対策として校舎内への児童育成センター複合化などを検討する。（これを校舎活用という）



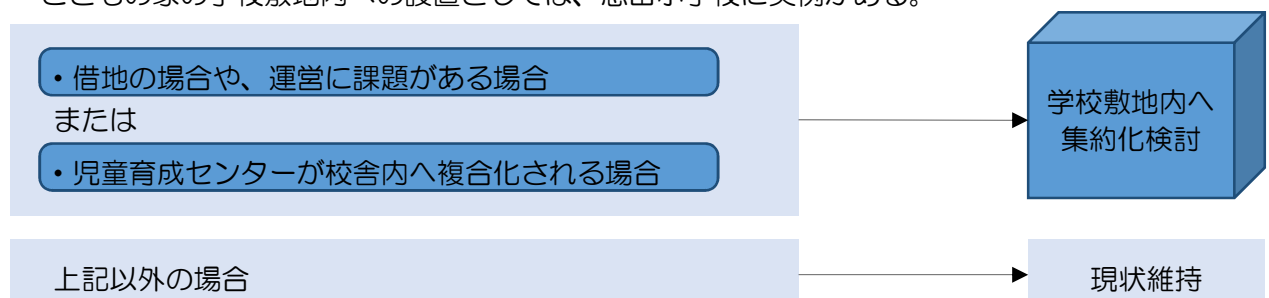
▼ 児童育成センター

- 児童育成センターは、昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所として主に市街化区域に設置されているが、利用児童の増加に伴い施設不足への対応が必要な学区もある。
- 児童育成センターは、平成 10 年代以降の竣工で新しい施設が多いが、1 箇所あたりの延床面積は 100 m²未満と小さく、学校施設の大規模改修を機に移設を検討する余地がある。
- 児童育成センター利用児童は、遊び場としてこどもの家を利用していることから、児童育成センターは、こどもの家の近くに設置される必要がある。
- 学校校舎検討フローにおける「校舎活用」が可能な学校で、こどもの家が学校敷地内に設置可能な場合（すでに学校施設隣接の場合を含む）は、児童育成センターの校舎内複合化を検討する。
- 児童育成センターの校舎内への複合化としては、広幡小学校、大樹寺小学校及び城南小学校に実例がある。



▼ こどもの家

- こどもの家は、児童育成センター利用児童を含む学区児童の安全な遊び場であるとともに、児童の利用時間以外では学区住民のスポーツの場として利用されている。
- こどもの家は、いずれの施設も昭和 60 年代から平成にかけて建設時期が集中している。
- 建物敷地や駐車場の一部で借地があり、30 箇所にのぼる。
- 学区人口の増減傾向や高齢化傾向により、施設ごとの稼働状況に大きな差が表れている。
- こどもの家が借地の場合、または運営に課題がある場合、または児童育成センターが校舎内へ複合化される場合は、学校敷地内への移転（集約化）を検討する。
- こどもの家の学校敷地内への設置としては、恵田小学校に実例がある。



▼ 市民ホーム

- 市民ホームは、学区住民のコミュニティ活動と自主的な文化活動のための施設として利用されている。
- 市民ホームは、多くが昭和 50 年代後半～昭和 60 年代にかけて建設時期が集中している。
- 建物敷地や駐車場の一部に借地がある。
- 学区人口の増減傾向や高齢化傾向により、施設ごとの稼働状況に大きな差が表れている。
- 市民ホームが借地の場合、または運営に課題がある場合は、学校敷地内への移転（集約化）を検討する。



2-3 学区エリアマネジメントモデルイメージ

(1) モデルイメージの構築にあたって

各学区では、小学校児童数の推移、児童育成センターの有無、こどもの家や市民ホームの稼働状況、それらの背景に至るまで、様々な経緯の積み重ねにより現状があるため、いずれか1学区を取り上げてモデルイメージを構築することは、その後の他学区への展開においてあまり有意でない。

したがって、本計画では特定の学区を例にとるのではなく、一定条件下の標準的な学区を想定し、モデルイメージの構築に代えるものとする。

(2) データ整理

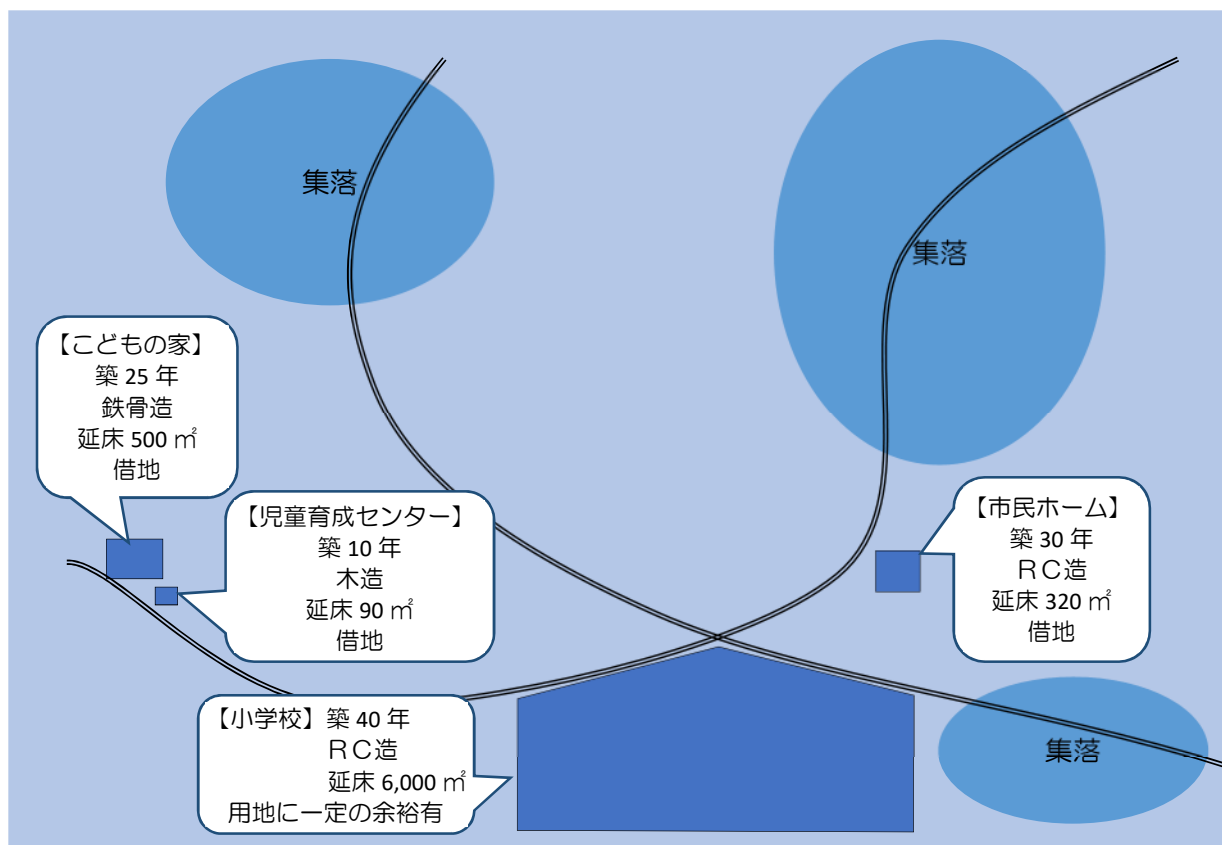
▼ 仮定条件

- 過去、住宅開発により一時的に学区人口が増加したが近年は減少傾向にある。特に年少人口や生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しつつある学区であると仮定する。

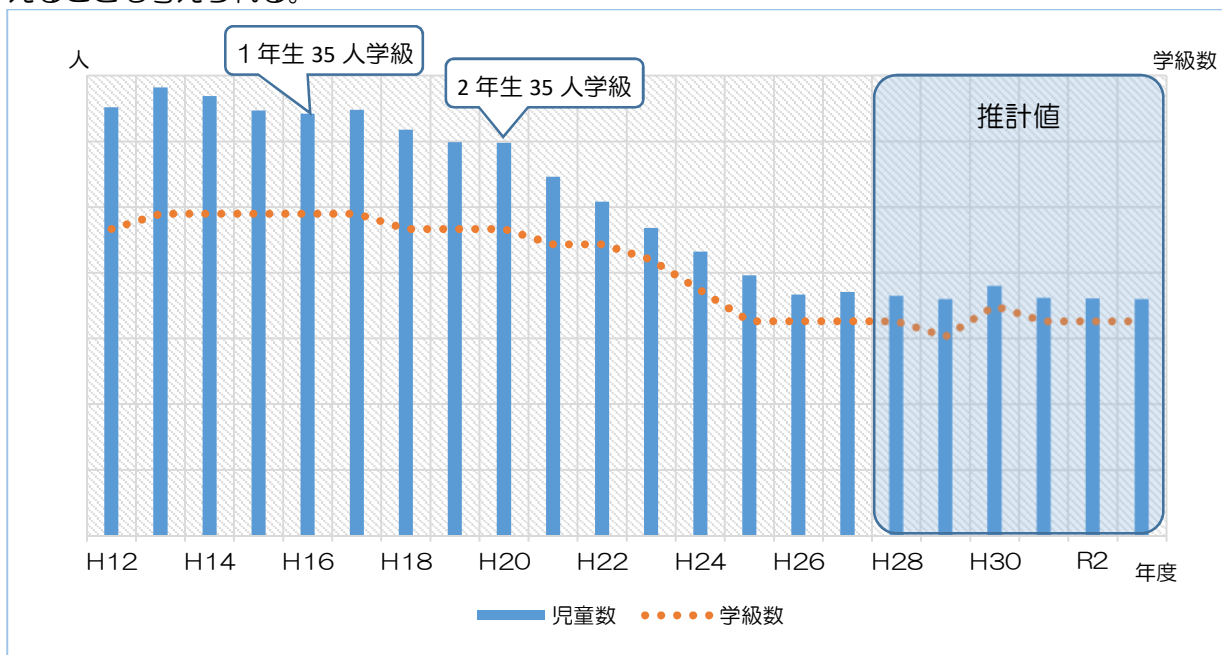
その他、施設に関する仮定は下表のとおり。

施設名	施設概要	設置状況・利用状況	借地状況
小学校	築 40 年 RC造 延床 6,000 m ²	✓ 児童数減少傾向により、日常的に使用する以外の普通教室が8室ある。 ✓ 学校敷地に一定の余裕がある。	—
児童育成センター	築 10 年 木造 延床 90 m ²	✓ 通常は現施設で過不足はないが、夏休み期間のみ不足が生じる。 ✓ 学校から 500mほどの距離に、こどもの家と隣接して設置されている。	こどもの家と共に借地
こどもの家	築 25 年 鉄骨造 延床 500 m ²	✓ 児童数の減少傾向を勘案しても、他学区との比較において児童の利用が少ない。 ✓ 学校から 500mほどの距離に、児童育成センターと隣接して設置されている。	児童育成センターと共に借地
市民ホーム	築 30 年 RC造 延床 320 m ²	✓ 稼働率は他学区と差はないが、駐車場の拡充要望がある。 ✓ 学校から 200mほどの距離に設置されている。	借地

- 前頁の表に基づき、各施設の配置状況を下図のとおりと仮定する。
 - ・ 小学校は、集落間を結ぶ道路の結節点に配置されている。
 - ・ 市民ホームは、各集落の中間点にあるが、駐車場の拡充が課題となっている。
 - ・ こどもの家と児童育成センターは、学校を挟んで集落とは反対方向に設置されている。

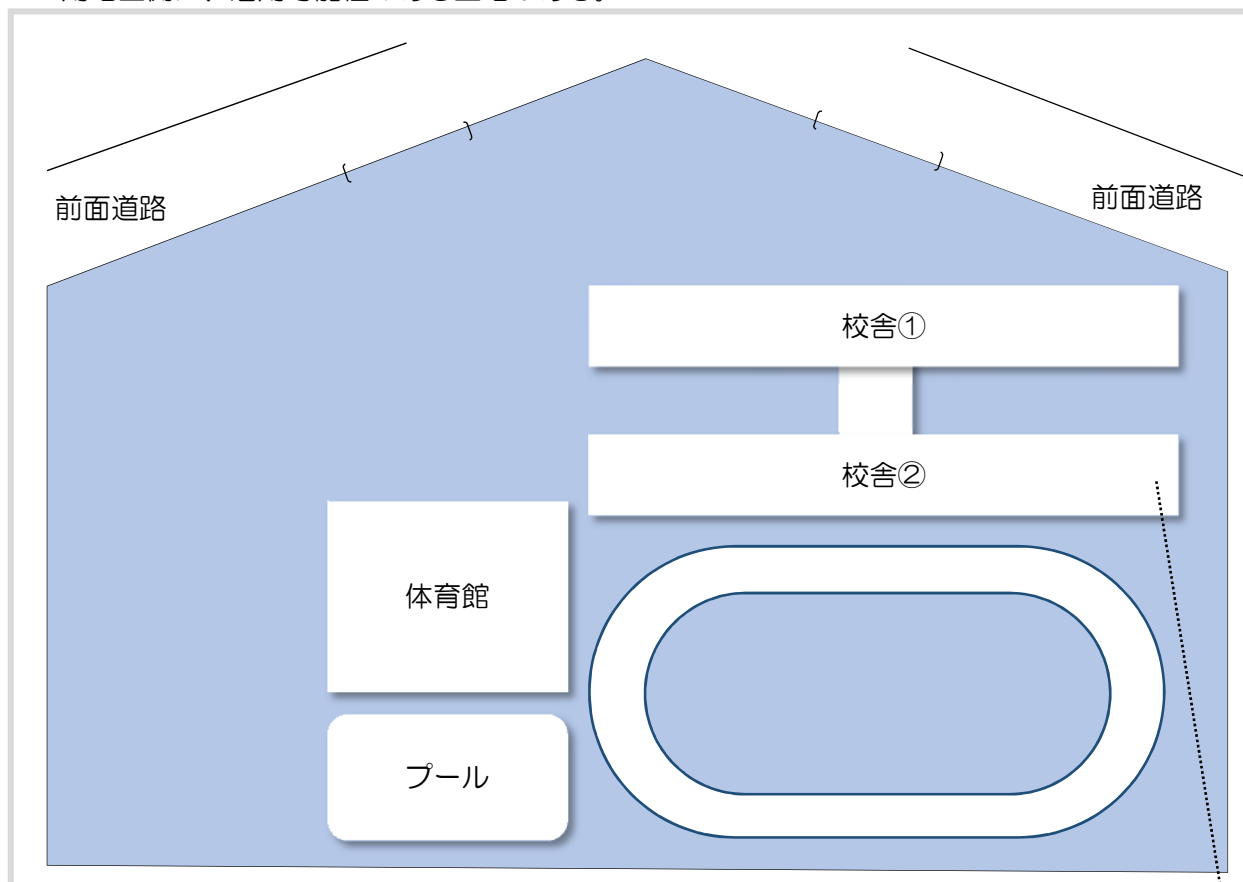


- 小学校児童数の推移
 - ・ 平成 20 年代から児童数が減少しはじめた。
 - ・ 平成 28 年度以降の推計値では、児童数が最大時（平成 13 年度）の半分程度となる見込み。
 - ・ 平成 16 年度から 1 年生、平成 20 年度から 2 年生で 35 人学級制度が適用された。
 - ・ 学級数は、児童数の推移に合わせて減少傾向にあるが、今後の教育制度によっては必要教室数が増えることも考えられる。



➤ 小学校敷地の状況

- ・ 校舎2棟、体育館、プール、運動場が確保されている。
- ・ 用地左側に、活用可能性のある土地がある。



➤ 小学校舎の状況

- ・ 各学級以外で、特別教室以外の普通教室は下図色塗り部分8教室で、児童数の推移や地域の特色に合わせて、有効活用をしている。

校舎① 3F					
児童会室	パソコン室	5-1	5-2	6-1	6-2
校舎① 2F					
図書室		3-1	3-2	4-1	4-2
校舎① 1F					
配膳室	資料室	特別支援学級	保健室	放送室	校長室 職員室
校舎② 3F					
第1音楽室	第2音楽室	図工室	準備室	家庭科室	相談室
校舎② 2F					
第1理科室	第2理科室	少人数教室	少人数教室	郷土学習室	多目的室
校舎② 1F					
会議室	低学年図書室	1-1	1-2	2-1	2-2

(3) 小学校校舎築 40 年目の検討

ここまでで記載した検討フローや仮定データを前提に、校舎築 40 年目の大規模改修をより合理的なものとし、合わせて学区内施設課題の解決にむけた考え方を以下に示す。

▼ 小学校

➤ 教育環境適正規模確認

学校全体の学級数は 12 学級程度で推移する見込みで、「岡崎市学校適正規模に関する提言」における適正な学級数「12 学級～24 学級」に区分されるため、教育環境としての規模は適正であるとする。

➤ 児童数に対する施設能力確認

各学級以外で特別教室以外の普通教室が 8 教室あること、児童数の推移が将来にわたり一定規模で推移することから、中立・公正・安全な学校教育環境を侵さない範囲で、校舎活用が可能なものと考えられる。ただし、今後の教育制度改正対応や地域の特色に合わせた教育を推進するためにも、校舎活用は慎重に進める必要がある。

▼ 児童育成センター

児童育成センターはこどもの家と共に借地であるため、これを解消する手段として前述のとおり「校舎活用」により学校校舎の 1 室に児童育成センターを複合化する。複合化にあたっては、小学校教育環境との連携や、送迎する保護者の駐車場について十分な配慮が必要となる。

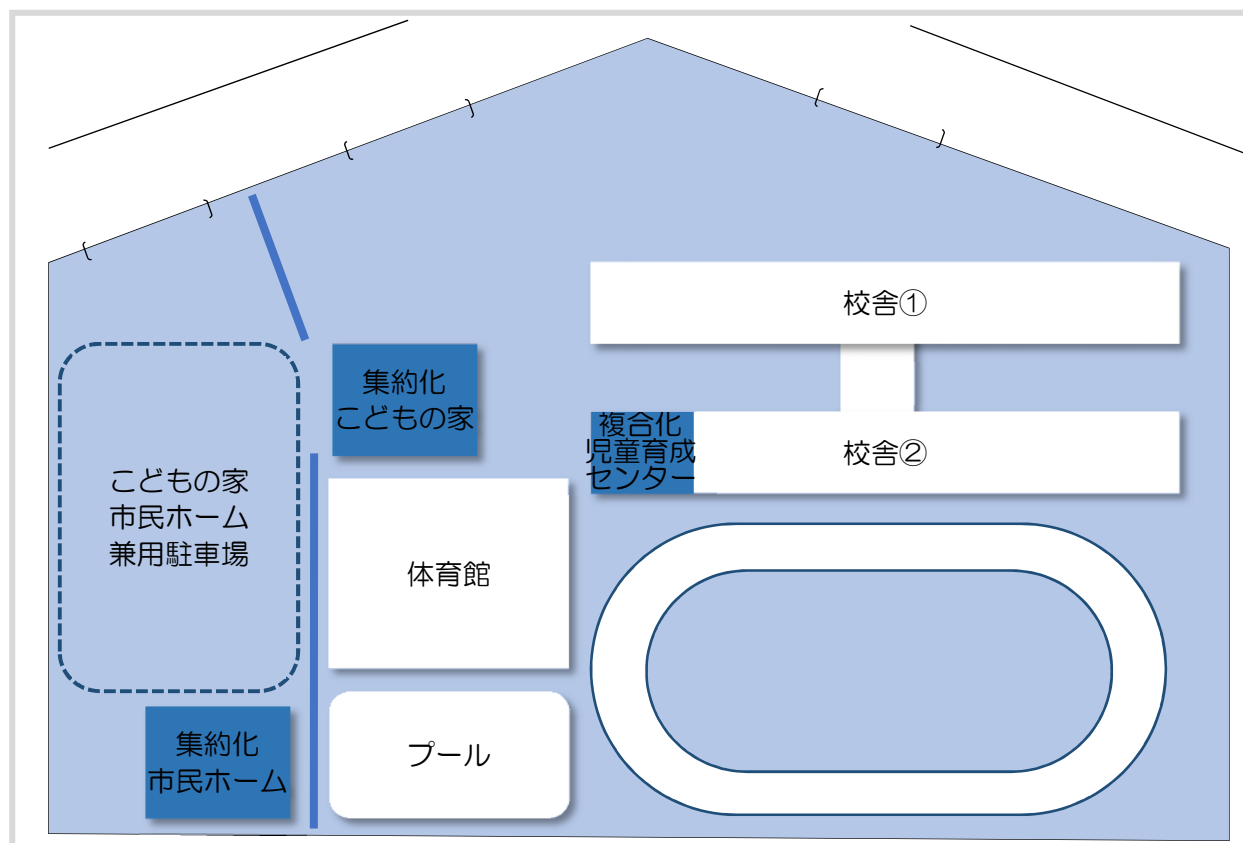
▼ こどもの家

こどもの家は、児童育成センターと共に借地である。また、学校を挟んで集落と反対方向に設置されており、低稼働状況にある。これらの施設課題を解決するとともに、前述のとおり児童育成センターが校舎活用により校舎内に移設されるならば、こどもの家についても学校敷地内に集約化することが望ましい。集約化にあたっては、夜間の学区住民による利用やその駐車場について、十分な配慮が必要である。

▼ 市民ホーム

市民ホームは借地であり、各集落の中間点に設置されているものの、駐車場拡充が必要とされている。これらの施設課題を解決するため、学校敷地内に集約化することが望ましい。集約化にあたっては、学校敷地との区分に十分な配慮が必要である。

(4) モデル配置イメージ



▼ 校舎活用

➤ 新児童育成センター

小学校教育環境との区分、利用児童や送迎保護者利便性の観点から、校舎②1F角の「会議室」に独立の出入口（掃出窓）を設けて新児童育成センターとして活用し、旧会議室機能は、校舎②3F「相談室」を兼用することで機能維持を図る。

なお、この場合、夏休み期間中の児童育成センター不足対応として、夏休み期間中に限って隣接「低学年図書室」の活用が検討できる。

▼ 学校敷地活用

こどもの利用と区別するため、これまでの校門とは別に学校敷地左側への進入が可能な通用門を設ける。

➤ こどもの家

新児童育成センターの利用児童利便性の観点から、新児童育成センターとなる校舎②1Fに近接した場所にこどもの家を配置する。

なお、夜間学区住民の利用者駐車場については、新たに仕切りを設けた学校敷地左端を市民ホーム利用者駐車場と兼用する。

➤ 市民ホーム

新たに仕切りを設けた学校敷地左端に市民ホームを配置し、学校とは別に独立した管理が可能となるよう配慮する。

▼ 旧施設

それぞれの施設が学校内に移転して不要となった旧施設については、速やかに解体し借地を解消する。

(5) その他留意事項

学校は市が所有するハコモノの内、約40%を占めており、最も保有量の多い施設である。また、多くの施設で大規模改修を必要とする時期を迎えており、今後多大な改修費用が必要となる。しかしながら、学校教育環境の維持向上は行政として最優先すべき施策であること、学校教育以外でも避難所や地域の拠点としての機能が重要度を増していることから、大規模改修をはじめとする学校の長寿命化対策を安易に先送りすることがあってはならない。

ただし、本市においては、学区ごとで児童数の増減傾向に大きな差があるため、それぞれの学区に合わせたきめ細かな対応が必要となる。また、あくまで学校は学校教育の場であり、その活動を阻害することのないよう配慮しなければならない。以上のことから、モデルで示したような課題解決にむけた施設配置の検討を行う際には、学校管理者、地元役員、保護者など広く意見を聴取し、それぞれの安全性・利便性等に配慮する必要がある。

今回のモデルでは、多くの費用をかけて行う大規模改修の必要性を十分認識するとともに、その合理性を高めるための手段を具体化するものとして作成した。このモデルイメージをベースに更なる効率化の手法を検討し、より効率的な大規模改修を行うことで、児童の利便性向上を目指し、地域住民にとっての拠点となるべき学校の姿を共有する。

裏表紙写真左：昭和 60 年竣工の小学校 校舎

写真のとおり、保全工事（外壁塗装等）を行うと、外観は新築時に劣らないものとなる。小中学校施設は、全公共施設延床面積の4割弱を占めるが、内装や設備配管を更新するための大規模改修工事を必要とする築 40 年を迎える学校が多くなってくる。

裏表紙写真中：高隆寺大橋

市内には 900 を超える橋が設置されており、それらの点検作業を進めるとともに、修繕工事に着手している。

裏表紙写真右：老朽化した下水道管

主要道路に埋設された老朽管や、通水量が多い老朽管の更新が課題となっている。

